

伊万里市地域防災計画

地震・津波災害対策編

伊万里市防災会議

目 次

第 1 章 総則

第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	計画の性格	1
第 3 節	本市の地震災害の概況	1
第 4 節	地震に関する本市の特性	3
第 5 節	被害想定	5

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	地震災害に強いまちづくり	1 4
第 2 節	効果的な備えの推進	2 2

第 3 章 緊急初動活動計画

第 1 節	震災直後の緊急初動体制	5 7
第 2 節	地震、津波の情報伝達	5 9

第 4 章 災害応急対策計画

第 1 節	災害対策に係る体制	6 9
第 2 節	自衛隊派遣等応援・協力体制	7 3
第 3 節	情報の収集・連絡、報告	8 0
第 4 節	通信計画	8 6
第 5 節	従事命令及び協力命令	8 8
第 6 節	救助活動計画	9 1
第 7 節	保健医療活動	9 4
第 8 節	救急活動計画	9 8
第 9 節	惨事ストレス対策	1 0 0
第10節	避難計画	1 0 1
第11節	応急生活対策計画と二次災害の防止活動	1 0 9
第12節	交通・輸送計画	1 1 6
第13節	広報・被災者相談対策計画	1 2 0
第14節	文教対策計画	1 2 3
第15節	公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画	1 2 6
第16節	ライフライン応急復旧計画	1 2 8
第17節	災害対策用機材、復旧資材等の調達	1 3 0
第18節	福祉サービス提供計画	1 3 1
第19節	ボランティア活動対策計画	1 3 3
第20節	外国人対策計画	1 3 5
第21節	帰宅困難者対策計画	1 3 6
第22節	義援物資・義援金対策計画	1 3 7
第23節	災害救助法の適用	1 3 9
第24節	遺体の取扱計画	1 4 2
第25節	環境・衛生対策計画	1 4 4
第26節	家畜等の管理対策計画	1 5 0
第27節	石油等の大量流出防除対策計画	1 5 1

第28節	孤立地域対策活動	1 5 4
第29節	災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	1 5 5
第5章	災害復旧計画・復興計画	
第1節	基本方向の決定と事業の推進	1 5 7
第2節	被災者の生活再建等への支援	1 6 1
第6章	津波災害対策計画	
第1節	災害予防対策	1 6 9
第2節	災害応急対策	1 7 1

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的

この計画は、突発的に発生する地震災害に対して、地震発生直後、市民の安全確保対策を迅速かつ効果的に実施し、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、伊万里市防災会議が作成する伊万里市地域防災計画の一部を構成するものであって、地震災害又は津波災害に対処するための基本的な計画であり、地震発生直後の防災初動体制の確立に重点を置くものとする。

第 3 節 本市の地震災害の概況

日本は、環太平洋地震帯に位置する世界でも有数の地震国であり、過去から度々大地震に見舞われ、甚大な被害を受けてきたが、幸いにも佐賀県において発生したこれまでの記録に残る地震では、震度 6 強以上のものはなく、その被害も大規模ではなかった。

佐賀県における過去の主要被害地震は、次表のとおりである。

佐賀県における過去の主要被害地震

発生年月日	震央地	地震の規模 (マグニチュード)	被害状況
679年 -月 -日	筑紫国	不明	家屋倒壊多く、幅6m、長さ10kmの地割れを生ず
1700年 4月15日 (元禄13.2.26)	壱岐・対馬	7.0	佐賀・平戸(瓦落つ)有感
1703年 6月22日 (元禄16.5.9)	小城	不明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる
1769年 8月29日 (明和6.7.28)	日向・豊後	7.7	佐嘉表も大地震、町家の外瓦等崩落川原小路屋敷大破
1792年 5月21日 (寛政4.4.1)	雲仙岳	6.4	佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者18名、流家59件(眉山崩壊による津波被害)
1831年11月14日 (天保2.10.11)	肥前	6.1	肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し
1889年 7月28日 (明治22年)	熊本	6.3	神埼郡斉郷村の水田、四・五町破裂して黒き小砂噴き出す。佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり
1929年8月10～12日 (明治31年)	福岡県西部	6.0	糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる壁面に亀裂
1929年 8月 8日 (昭和4年)	福岡県雷山付近	5.1	佐賀、神埼両郡の所々で壁に亀裂、崖崩れ、三瀬村で器物の転倒
1931年11月 2日 (昭和6年)	日向灘	7.1	佐賀市で電灯線切断の小被害
1946年12月21日 (昭和21年)	南海道沖	8.0	佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり。佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもある
1966年11月12日 (昭和41年)	有明海	5.5	佐賀市内で棚の上のコップや花瓶の落下。陶器店の大皿割れる。神埼、唐津でガラス破損
1968年 4月 1日 (昭和43年)	日向灘	7.5	佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線2か所切断、家庭用配線9か所切断
1987年 3月18日 (昭和62年)	日向灘	6.6	大きな被害なし
2001年 3月24日 (平成13年)	安芸灘	6.7	大きな被害なし
2005年 3月20日 (平成17年)	福岡県北西沖	7.0	みやき町で震度6弱を観測 人的被害 重症1名、軽傷14名 家屋被害 半壊1件、一部損壊136件 ※被害は、平成17年4月20日の最大余震も含まれる。
2016年 4月14日 (平成28年)	熊本地方	6.5	佐賀県南部・北部で震度4を観測
2016年 4月16日 (平成28年)	熊本地方	7.3	佐賀市、神崎市、上峰町で震度5強を観測 4月14日からの一連の地震による被害は、重傷者4名、軽傷者9名

資料：福岡管区気象台要報第25号(昭和45年3月)、第36号(昭和56年2月)
佐賀県災異誌第1巻(1964年3月)、第2巻(1974年3月)
日本被害地震総覧(1996年)
福岡管区気象台災害時自然現象報告書2005年第1号(平成17年4月)等

第4節 地震に関する本市の特性

1. 活断層

断層とは、ある面を境に両側の地層にずれ（くい違い）の見られる地質現象をいい、その中で、地質年代の第四紀（約260万年前から現在の間）に活動した証拠があり、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。

我が国には2,000以上の活断層が存在するといわれており、政府の地震調査研究推進本部においては、調査研究を効率的に実施して行くための基盤的な調査対象として、最大規模の地震を発生させる可能性のある陸域の断層を「主要活断層帯」に選定している。

市内には、国の地震調査研究推進本部により、特に地震が発生する可能性が高いと考えられる「主要活断層帯」に指定されている活断層はないが、市内及び周辺において、活動した場合に本市に被害をもたらす可能性のある活断層としては、図に示す次のものが知られている（番号は図中の番号に対応）。

なお、陸域の大地震は主要活断層帯以外の活断層でも発生する可能性はあり、また活断層である可能性のある断層は図に示しているものが全てというわけではなく、これまで確認されていない未知の活断層が存在する可能性もある。

■地震調査研究推進本部の評価対象

○ 主要活断層帯：①佐賀平野北縁断層帯、④日向峠－小笠木峠断層帯、⑤水縄断層帯、⑩雲仙断層群、②警固断層帯

○ 簡便な評価の対象とする活断層：③糸島半島沖断層群、⑨多良岳南西麓断層帯

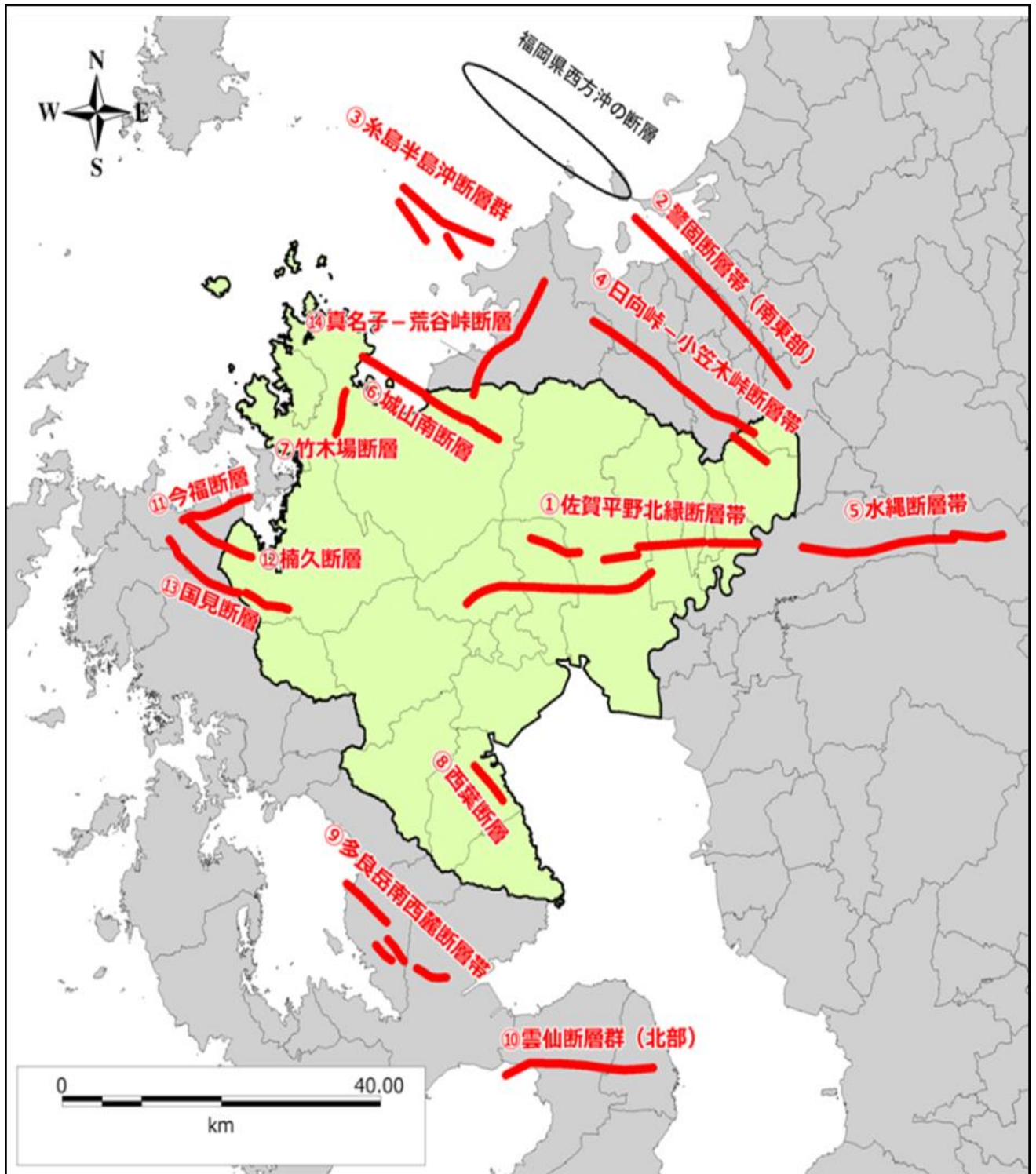
■地震調査研究推進本部の評価対象には含まれていないが、「新編日本の活断層」（1991年 活断層研究会編）及び「九州の活構造」（1989年 九州活構造研究会編）に掲載されている活断層

⑦竹木場断層、⑭真名子－荒谷峠断層、⑪今福断層、⑫楠久断層、⑬国見断層、⑧西葉断層

■上記以外で九州電力(株)の玄海原子力発電所の安全性に関する再評価資料で想定されている活断層

⑥城山南断層

【主要な活断層分布図】



出典：九州活構造研究会（1989）：九州の活構造

活断層研究会（1991）：新編 日本の活断層—分布図と資料—

長崎県（2006）：長崎県地震等防災アセスメント調査報告

地震調査研究推進本部（2007）：警固（けご）断層帯の長期評価について

原子力安全・保安院（2009）：玄海原子力発電所3号機耐震安全性評価結果（中間報告）

第 5 節 被害想定

1. 基本的考え方

地震・津波災害対策の検討・推進に当たっては、地域特性や科学的知見等を踏まえ、あらゆる可能性を考慮して起こり得る最大クラスの地震・津波を想定するとともに、当該地震・津波による被害の程度を明確化した上で、その軽減に向けて取り組むことが肝要である。

本節においては、下記の調査結果等を基に、本計画に基づく災害対策の基礎となる、地震・津波の被害想定等を設定する。

■ 佐賀県地震被害等予測調査（平成25～26年度 佐賀県消防防災課（現：危機管理防災課））

■ 佐賀県津波防災対策調査（平成26～27年度 佐賀県農山漁村課（現：農山村課））

■ 佐賀県地震・津波減災対策調査（平成27年度 佐賀県危機管理防災課）

※ 被害想定等の取扱いについては、

○ 震度分布・浸水想定域については、災害対策の基礎資料とするため、全体として被害が最大規模となるように震源等のモデルを設定したものであり、個別地点における最大クラスの地震・津波を想定したものではなく、また将来に起こる地震・津波の予測を目的として作成したものではないこと。

○ 被害想定については、過去の国内で起こった大地震における震度や被害状況の統計データ等を用いて被害量を算定・作成したものであり、実際の個別施設の構造・耐震性能等を評価し反映させたものではないこと。

などに留意すること。

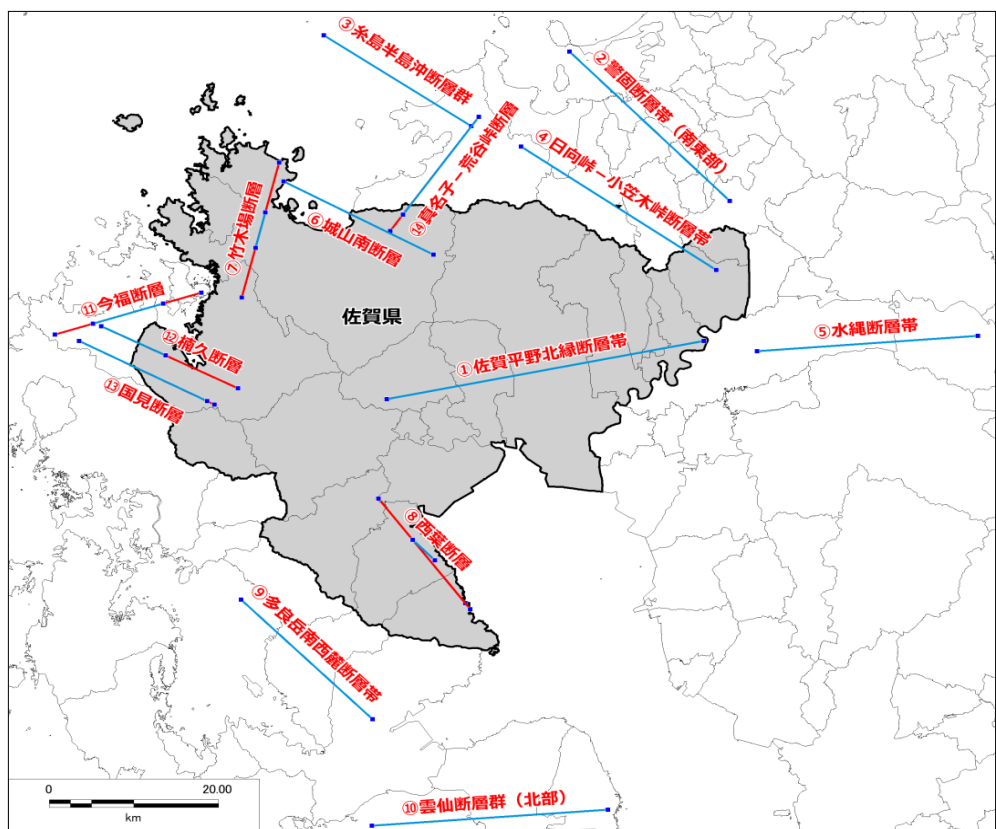
2. 地震による被害の想定

(1) 想定地震の設定

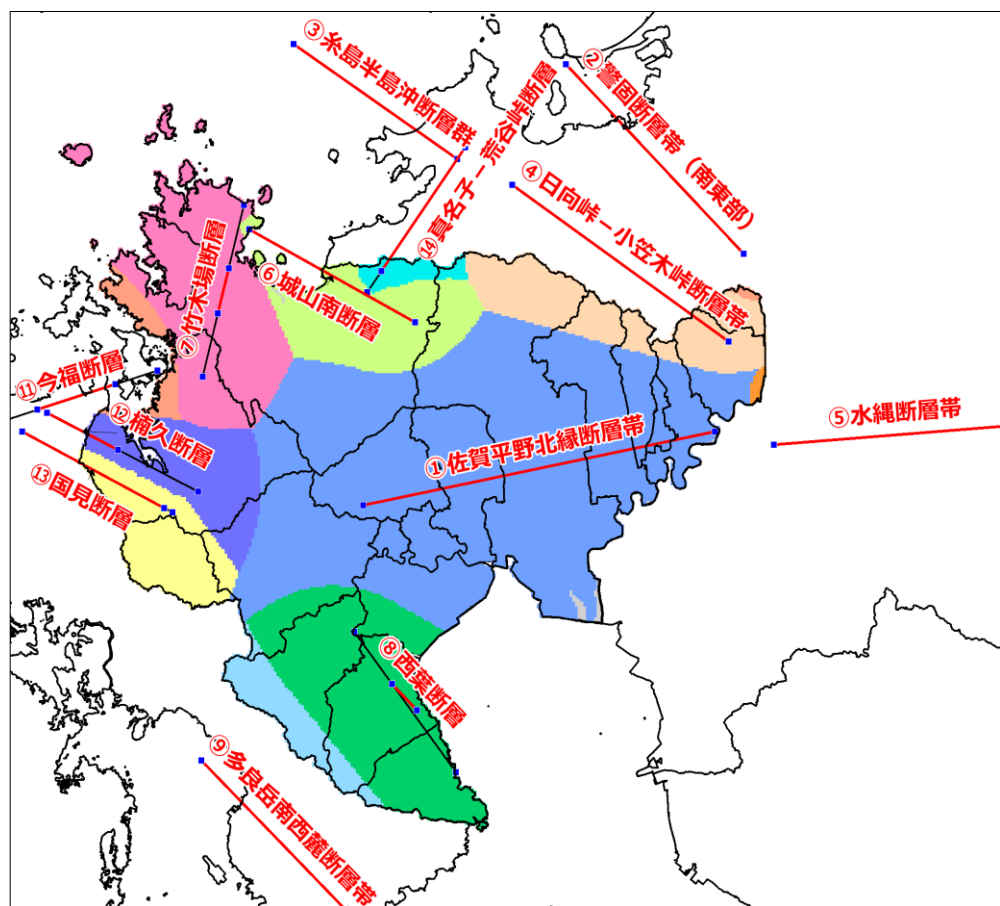
① 前節で示した県内及び周辺地域の14の活断層について市内への影響を検討した。

この14の断層について、既往資料をもとに、巨視的な断層パラメータ※1を整理し、距離減衰式と表層の地盤増幅率（微地形区分※2をもとに設定）を用いた簡便法※3により、おおよその地震動の分布を予測した。

なお、この作業において、地表付近での長さは短いが、震源断層としては地下でさらに広がっている可能性が考えられる断層(⑦、⑧、⑪、⑫、⑬、⑭)については、断層幅と同じ長さ(18km程度)を有する震源断層として設定した。



簡便法による地震動検討の対象とする断層のモデル化



簡便法の震度による影響範囲区分

② 詳細検討を行う震源のモデル設定

簡便法により得られた断層別の地震動予測計算結果、及び震度 6 強以上（被害が生じる可能性のある一定程度の大きさの地震動）の範囲と影響度（曝露人口など）を比較して、本市への影響が大きい楠久断層を詳細法※ 4 による検討対象として選定した。

③ 断層の特性化震源モデル

市内への影響が大きくなるように、市域に近い位置ないし市内に強震動生成域を配置してパラメータを設定した。

断層の長さは 18km に設定した。強震動生成域の数は 1 つとし、市付近への影響が大きくなるように、断層の南東部に設定した。

【震源として検討した断層の巨視的パラメータ】

断層 (帯)名	断層の長さ		走向 (°)	傾斜 (°)	上端 深さ (km)	幅 (km)	マグニ チュード [※] M	モーメント マグニ チュード [※] ※5 M _w	計算用 断層モデル (km)	
	既往 資料	検討 上の 長さ							長さ	幅
楠久 断層	8.6	18	116	90	3	18	6.9	6.5	18	18

④ 地震動の想定

詳細法による計算で求めた地震動の予測結果は次のとおりである。

震源～工学的基盤※ 6： 地震調査研究推進本部(2012)による「全国 1 次地下構造モデル(暫定版)」の速度層構造をもとに、佐賀県の地震観測データの特徴を説明できるように調整した深部地盤モデル※ 7 を用いて、統計的グリーン関数法※ 8 により工学的基盤における地震波形を求めた。

工学的基盤～地表： 国・県・市の各機関から収集したボーリングデータ等を用いて、工学的基盤上面から地表面までの地盤の速度構造モデル※ 9 を作成し、このモデルを用いた応答計算※ 10 により地表の地震波形を求め、計測震度※ 11 等を算出した。

- ・ 震度 7 となる地域はないが、伊万里市の一部で震度 6 強となる

(2) 想定地震による被害の想定

想定地震による地震被害想定は、揺れによる建物被害想定、液状化による建物被害想定、急傾斜地崩壊による建物被害想定、地震火災による焼失棟数想定、各種地震被害による人的被害想定、ライフラインの被害想定、交通施設の被害想定、生活支障の想定、災害廃棄物の想定、経済被害の想定を、主に中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる手法を用いて行った。

被害想定は、時間帯別の滞留人口及び冬と夏の出火率の違いを考慮し、次の 3 つの被害シーンで実施した。

- ・ 冬 深夜 大多数の人が住宅にあり、住宅による死傷者数が最も多くなるケース
- ・ 夏 昼 12 時 大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース

- ・ 冬 夕18時 火器の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

地震の被害想定の結果一覧表

被害項目	震源断層		楠久断層		
			冬 深夜	夏 12時	冬 18時
建物被害	建物棟数（棟）		38,000		
	全壊・焼失棟数（棟）		約670	約670	約670
	全壊・焼失率（％）		2	2	2
	半壊棟数（棟）		約3,900		
	半壊率（％）		10		
人的被害	滞留人口（人）		57,000	59,000	58,000
	死者数（人）		約40	約20	約30
	死者率（％）		0.1	0.0	0.1
	負傷者数（人）		約570	約310	約390
	負傷者率（％）		1.0	0.5	0.7
	自力脱出困難者数（人）		約90	約60	約70
	自力脱出困難者率（％）		0.2	0.1	0.1
ライフ ライン被害 ＜被災直後＞	電力	電灯軒数（軒）	約26,000		
		停電軒数（軒）	約110	約110	約110
		停電率（％）	0	0	0
	上水道	給水人口（人）	56,000		
		断水人口（人）	約27,000	約27,000	約27,000
		断水率（％）	49	49	49
	下水道	処理人口（人）	32,000		
		機能支障人口（人）	約570	約570	約580
		機能支障率（％）	2	2	2
	固定電話	回線数（回線）	15,000		
		不通回線数（回線）	約140	約140	約150
		不通回線率（％）	1	1	1
	携帯電話	停波基地局率（％）	0	0	0
		不通リンク	E	E	E
	都市ガス	復旧対象需要家数（戸）	約4,100	約4,100	約4,100
		供給停止戸数（戸）	約20	約20	約20
		供給停止率（％）	0	0	0
	L P ガス	復旧対象消費者戸数（戸）	約13,000	約13,000	約13,000
		供給停止戸数（戸）	約790	約790	約790

		供給停止率（％）	6	6	6
生活支障 ＜被災 1週間後＞	避難者	夜間人口（人）	57,000		
		避難者数（人）	約6,000	約6,000	約6,000
		うち避難所（人）	約3,000	約3,000	約3,000
		避難者率（％）	11	11	11
	物資	食料（食/日）	約11,000	約11,000	約11,000
		飲料水（ℓ/日）	約51,000	約51,000	約51,000
		毛布（枚）	約1,800	約1,800	約1,800
災害廃棄物	災害廃棄物（万m ³ ）		約10	約10	約10

0：小数点以下は四捨五入して表現 E：携帯電話不通ランクE＝停電率・不通回線率のいずれもが20％未満

（注）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っている。

- ・1,000未満：1の位を四捨五入
- ・1,000以上10,000未満：10の位を四捨五入
- ・10,000以上：100の位を四捨五入

3. 津波による被害の想定

(1) 想定津波の設定

「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年12月14日 法律第123号）及び「津波浸水想定の設定の手引き Ver.2.00」（平成24年10月 国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室）に則して、最大クラスの津波を想定し、その津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深を設定する。

① 波源の設定

想定する津波の波源については、以下のとおり設定した。

○松浦沿岸（玄界灘）

- ・西山断層帯（M_w=7.6）

※※福岡県宗像市沖ノ島から朝倉市にかけて分布する活断層帯（「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」（国土交通省・内閣府・文部科学省 平成26年8月公表）におけるF60断層）

- ・対馬海峡東の断層（M_w=7.4）

② 津波の概要及び浸水想定

各波源による津波の予測結果は次のとおりである。

なお、浸水想定図については、単独波源ではなく、有明海側の波源の予測結果も重ね合わせ、最大となる浸水域及び浸水深を示している。

潮位：初期潮位は、松浦沿岸海岸保全基本計画（平成17年10月）及び有明海沿岸海岸保全基本計画に記載されている朔望平均満潮位を採用し、玄界灘：TP1.22m、有明海：TP2.72mに設定した。また、河川内の水位については、平水流量又は沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位にした。

堤防：耐震性の技術的評価がなされていない堤防については、地震発生後すぐ

に、震度等に関係なく一律に堤防高の75%が沈下するものとした。

【想定最大津波高等】

松浦沿岸	想定最大津波高			最大津波到達時間(3)の到達時間(4)
	最大津波波高(1)	潮位(TP)(2)	最大津波高(TP)(3)=(1)+(2)	
伊万里市	0.98m	1.22m	2.2m	167分

(2) 想定津波による被害の想定

津波の被害想定は、波源位置が伊万里市に距離的に近い、西山断層帯（F60）による地震を設定し、主に中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる手法を用いて行った。

被害想定は、時間帯別の滞留人口の違いを考慮し、次の3つの被害シーンで実施した。

- ・ 深夜 人口のほとんどが住宅にいるケース
- ・ 昼12時 人口が事務所・学校に移動しているケース
- ・ 夕18時 上記2つの中間時間帯のケース

夏季の海水浴客については全ての海水浴場の入込客数データが揃っていないため考慮しないこととしたこと、火災の被害（火器の使用）は津波被害には影響しないことなどから、津波の被害想定に当たっては、地震の被害想定とは異なり夏と冬の季節区分は設定していない。

一方で、発災の時間帯に起因する被害の増減の要因として、夜間における避難開始の遅れや避難速度の低下については考慮にされている。

また、人的被害については、避難の開始時期によっても変わってくることから、次の(①～④)の4ケースを想定して検討した。

【避難の有無、避難開始時期の設定（中央防災会議）】

		避難行動別の比率		
		避難する		切迫避難 あるいは 避難しない
		すぐに避難する (直接避難)	避難するがすぐ には避難しない (用事後避難)	
①	早期避難者比率が低い場合	20%	50%	30%
②	早期避難者比率が高い場合	70%	20%	10%
③	早期避難者比率が高い場合 (避難呼びかけ)	70%	30%	0%
④	全員が発災後すぐに避難を開始した場合	100%	0%	0%

津波の被害想定の結果一覧表

			玄界灘			
			西山断層帯			
			深夜	1 2 時	1 8 時	
建物被害			建物棟数（棟）	38, 000		
			全壊（棟）	約20		
			半壊（棟）	約290		
			計（全半壊）（棟）	約310		
			全半壊率（％）	0. 8		
人的被害	早期避難者比率が低い場合	滞留人口（人）	57, 000	59, 000	58, 000	
		死者（人）	約30	約30	約30	
		負傷者（人）	約210	約220	約220	
		死者率（％）	0. 1	0. 1	0. 1	
		負傷者率（％）	0. 4	0. 4	0. 4	
	早期避難者比率が高い場合	滞留人口（人）	57, 000	59, 000	58, 000	
		死者（人）	約20	約10	約20	
		負傷者（人）	約150	約160	約150	
		死者率（％）	0. 0	0. 0	0. 0	
		負傷者率（％）	0. 3	0. 3	0. 3	
	早期避難者比率が高い場合 ＋ 避難呼びかけ	滞留人口（人）	57, 000	59, 000	58, 000	
		死者（人）	約10	約10	約10	
		負傷者（人）	約110	約130	約120	
		死者率（％）	0. 0	0. 0	0. 0	
		負傷者率（％）	0. 2	0. 2	0. 2	
	全員が発災後すぐに避難を開始した場合	滞留人口（人）	57, 000	59, 000	58, 000	
		死者（人）	約10	約10	約10	
		負傷者（人）	約110	約130	約120	
		死者率（％）	0. 0	0. 0	0. 0	
		負傷者率（％）	0. 2	0. 2	0. 2	
災害廃棄物等			災害廃棄物（m ³ ）	約1, 500		
			津波堆積物（m ³ ）	約144, 000～約231, 000		
			計（m ² ）	約146, 000～約232, 000		

【参考】用語集

※1 断層パラメータ	地下で断層がどのようなになっているかは、断層の走向、傾斜角、すべり角という三つの数値で表現され、これを断層パラメータと言い、それぞれ次のようなことを示している。 走向：断層が水平方向でどの方向に伸びているか 傾斜角：断層面が水平面からどれだけ傾いているか すべり角：断層がどの方向に動いたか
※2 微地形区分	土地条件図をもとにした地形区分で、国土数値情報に含まれる地形区分よりも細分類されたものをいう。 なお、土地条件図とは、全国の主な平野とその周辺について、土地の微細な高低と表層地質によって区分した地形分類や低地について1mごとの地盤高線、防災施設などの分布を示した2万5千分の1の地図である。防災施設、災害を起こしやすい地形的条件なども表示しており、自然災害の危険度を判定するのに役立つ地図である。
※3 強震動予測（簡便法）	地震規模、震源距離、地盤増幅率等の少数のパラメータにより、経験的に得られた最大加速度等の距離減衰式を用いる手法。震源や地下構造に関する詳細な情報がない場合でも適用可能であり、平均的な広範囲の地震動分布を容易に評価できるとされている。
※4 強震動予測（詳細法）	断層破壊過程や地下構造の固有の性質を、数多くのパラメータを用いて詳細にモデル化する手法。
※5 モーメントマグニチュード（Mw）	断層運動の大きさを表す量として、「地震モーメント（Mo）」というものがある。この地震モーメントから決定されたマグニチュードが、「モーメントマグニチュード（Mw）」である。なお、実際には断層運動そのものを観測しなくても、地震計の記録から得られる「地震波のスペクトルの長周期成分の強さ」から計算することが出来る。 気象庁マグニチュード等その他のマグニチュードは、あくまでも「地震の強度を示す尺度」ということに重点が置かれ、その物理的意味は曖昧である。一方、モーメントマグニチュードは、「断層運動に対応する量」ということでその物理的な意味ははっきりしているといえる。 「モーメントマグニチュード（Mw）」と「地震モーメント（Mo）」には、$Mw = (\log Mo - 9.1) / 1.5$の関係が定義される。

※ 6 工学的 基盤	地盤振動に影響を及ぼす要因のうち、観測点近傍の表層地盤構造を、他の要因（例えば、震源からの距離、深層地盤構造など）から分離するために設定される境界。 地盤の振動を解析する上では、振動する要因が多く含まれている表層地盤に着目するため、振動する要因の比較的少ない地盤との境界（工学的基盤）を便宜上設定する。 耐震工学では、S波速度にして、300～700m/sの地層となる。 一方で、地震動は浅い軟弱な地層で著しく増幅されるが、そうした増幅の影響を受けない地下深部の基盤面を考えると、震源からの距離があまり違わなければ、基盤面に入射する波はどこでもほぼ同じと考えられる。この基盤を「地震基盤」と呼ぶ。具体的には、深さ十数kmまでの上部地殻のS波速度は毎秒3～3.5kmとほぼ一定であるため、地殻最上部のS波速度毎秒3kmの地層を地震基盤と呼んでいる。
※ 7 深部地 震モデル	地震基盤から工学的基盤までの地盤モデルのこと。一方で、工学的基盤から地表までの地盤モデルを浅部地盤モデルという。
※ 8 統計的 グリーン 関数法	地震波形の数値計算方法の一種。多数の観測記録の平均的特性を持つ波形を要素波（グリーン関数）として、想定する断層の破壊過程に応じて足し合わせて地震波形を計算する方法。
※ 9 速度構 造モデル	地盤内における地震波の速度の分布。P波とS波で構造は異なる。
※ 10 応答 計算	地震波の伝播の計算方法の一種。基盤からの地震波形を入力として、多くの地層間で地震波が多重反射しながら伝わっていく過程を計算する手法やその計算を指す。地盤が地震動による入力に対して比例した出力返す場合の計算手法。
※ 11 計測 震度	震度は、約100年前に観測が始まって以来、人体感覚や被害の状況などに基づいて決定されてきた。この震度は地震動の強さの尺度として優れたものであるが、感覚で判断するものであるため、個人差がどうしても残り、また観測点の増加の障害となっていた。しかし最近では震度の機械観測も可能になり、1993年頃から計測震度計の配備が始まり、現在ではすべての気象官署に配備されている。計測震度は、基本的には加速度計で記録した地震波形に処理を施し、処理後の最大加速度から計算して算出している。

第2章 災害予防計画

第1節 地震災害に強いまちづくり

<計画の目的>

地震による災害を未然に防止するとともに、被害を最小限にとどめるため、治山・治水施設等の保全施設、公共施設等の整備を図り、地震災害に強いまちづくりを推進する。

<計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
保全施設の整備	農業振興課 農山漁村整備課 道路河川課 伊万里湾総合開発課	国 県 河川管理者 海岸管理者及び施行者 ため池の管理者
公共施設の整備	財政課 市民センター 福祉課 子育て支援課 長寿社会課 まちづくり課 教育委員会 消防調整課	国 県
交通・通信施設の耐震性の確保	道路河川課 都市政策課 伊万里湾総合開発課 農山漁村整備課 企業誘致・商工振興課 情報政策課	国 県 道路管理者 県警察 鉄道事業者 港湾管理者 漁港管理者
ライフライン施設の機能の確保	情報政策課 企業誘致・商工振興課 上下水道部	県 九州電力送配電株式会社 佐賀支社 電気通信事業者 西日本電信電話株式会社佐賀支店 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社 都市ガス事業者
建築物等の耐震性の確保	都市政策課 道路河川課 教育委員会	国 県 一定の建築物の所有者 指定文化財等の所有者・管理者
危険物施設等の保安の強化	道路河川課 都市政策課 教育委員会	国 海上保安部 県 危険物施設等の管理者
都市の防災構造の強化	都市政策課 道路河川課	国 県

<計画の内容>

1. 保全施設の整備

(1) 保全施設の整備

次に掲げる主な事業等により、保全施設の整備を推進する。

区分	事業名	事業内容	実施主体
治山	復旧治山 予防治山	山腹崩壊地や荒廃溪流の復旧又は崩壊等の恐れのある箇所において、防災工事を実施し、災害の防止を図る。	県・市

	地域防災対策総合治山	山地災害危険地の集中した地域において、災害を未然に防止するため、溪間工事、山腹工事等を総合的に実施する。	
	土砂流出防災林造成	土砂の流出防止、火災等の発生を防止するため防災施設の整備とあわせて森林の造成を実施する。	
	溪流等県土保全緊急対策	山腹崩壊地や荒廃溪流の県単独による防災工事	
砂防	砂防事業	砂防指定地域内における堰堤工、流路工等	県
地すべり	地すべり対策事業	地すべり防止区域内における抑止工、抑制工等	
急傾斜地	急傾斜地崩壊防止事業	急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工等	県・市
ボタ山	ボタ山等環境整備事業	県がボタ山災害防止工事により設置した防護施設の機能が低下し、災害が発生するおそれがあると認められるものの補修工事	県
河川	地震・高潮対策河川事業	高潮防御及び地盤沈下地区の内水対策等河川事業	県
	広域河川改修事業・総合流域防災事業	治水安全度の低い区間、改修効果の早期発見等効率的な事業の推進を図る。	
	河川環境整備事業	自然環境の保全、利便施設の整備を図ることにより、良好な水辺空間の創出を図る。	国
	直轄河川改修事業	直轄河川の治水安全度の向上、情報基盤の整備、堤防補強対策等を実施する。	
	都市基盤事業	治水安全度の低い区間、改修効果の早期発現等効率的な事業の推進を図る。	市
海岸	高潮対策事業	津波、高潮、波浪による災害を防止するための海岸保全施設の新設・改修など	県・市
	侵食対策事業	特に侵食が著しく災害を受けるおそれの高い海岸を保全するための海岸保全施設の整備を図る。	
	海岸環境整備事業	国土保全と併せて海岸環境を整備し、安全で快適な海浜利用の増進を目的とした海岸保全施設の整備を図る。	
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策の促進を図る。	
	海岸耐震対策緊急事業	海岸保全施設である護岸・堤防等の耐震対策を緊急的に実施する。	
	海岸メンテナンス事業	海岸保全施設の老朽化調査、対策計画及び対策工事を一体的に実施する。	
下水道	公共下水道事業	都市の浸水被害を防除するための施設整備を行う。	市
ため池	ため池等整備事業	ため池災害を未然に防止するため、豪雨、耐震、老朽化対策として、ため池施設の整備工事を実施する。	県

(2) 地盤の液状化対策の推進

市の公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

また、大規模開発に当たっては、十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及をはじめ、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表に努め、住民への適切な情報提供等を図る。

(3) 大規模盛土造成地における宅地対策

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、滑動崩落への対策を促していくものとする。

(4) 危険箇所の点検、周知等

市は、県と共同して、地震による災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の点検を行う。地震後にも、速やかに点検を実施する。

また、危険箇所を地域住民に周知するとともに、避難路の設定、情報伝達体制の整備に努める。

2. 公共施設の整備

市は、国、県、県警察、消防本部と連携し、昭和56年の建築基準法改正前の耐震基準により建築された公共施設等に関し、防災上の重要度を考慮し、特に次に掲げる防災上重要な施設（災害対策の中核となる庁舎、地域住民の避難所となる学校、コミュニティセンター等）について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、計画的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

なお、避難所となる学校・コミュニティセンター等の施設については、設計時において避難所として位置づけることを考慮するとともに、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

防 災 上 重 要 な 施 設

施 設 の 分 類	施 設 の 名 称
災害応急対策活動に必要な施設	本庁舎、コミュニティセンター、国見台施設など
救護活動施設	消防関係施設
避難所として位置付けられた施設	学校、コミュニティセンター、集会施設
多数の者が利用する施設	図書館、福祉施設、市民センター

3. 交通・通信施設の耐震性の確保

主要な道路、鉄道、港湾、漁港、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震化を図る。あわせて代替路を確保するための道路ネットワークの整備、海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

(1) 道路

一般道路の自動車専用道路、一般国道、県道、市道の各道路管理者、県警察は、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないように、道路防災対策を通じて、災害に対する安全性、信頼性の高い道路網の整備を推進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

併せて、道路管理者は、落石、法面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、災害時には迅速な通行止めなどの危険回避措置を講じることができるような体制を整備しておくものとする。

主な整備事業の内訳

事業名	事業内容	事業主体
道路事業	道路の新設・改良、補修の実施	国 県 市
街路事業	都市計画街路の新設・改良の実施	
交通安全事業	歩道の新設・改良、補修の実施	
道路防災事業	落石等危険箇所の整備	
橋梁補修事業	落橋防止対策等耐震対策の実施	

(2) 鉄道

鉄道事業者は、大規模地震においても列車の安全が確保できるよう、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

また、災害時における中核的な役割を果たすターミナル駅にあっては、駅耐震の整備に努める。

(3) 港湾・漁港

港湾及び漁港の管理者は、災害時に、緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、港湾及び漁港施設について、高潮や強風による波浪に対する安全性を確保するための整備に努めるものとする。

4. ライフライン施設等の機能の確保

上下水道、工業用水道、電力、電話、ガス、石油・石油ガス等のライフライン施設や廃棄物処理施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことになる。

このため、ライフライン事業者は、耐震点検の実施、耐震化、液状化対策、地震災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に、3次医療機関等の人命

に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(1) 水道施設

① 水道施設の耐震化

水道事業者は、市内でも震度 6 強の地震により、水道施設に甚大な被害が想定されているため、重要度の高い基幹施設や防災上重要な施設への給水施設等を中心として耐震診断を行い、その結果に基づき、施設の新設・拡張に併せて計画的な整備に努める。

② 水道施設の点検・整備

水道事業者は、水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新するものとする。

③ 断水対策

水道事業者は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに、水道事業者間の相互応援体制を整備しておくものとする。

④ 資機材、図面の整備

水道事業者は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

(2) 下水道施設

① 下水道施設の耐震化

下水道管理者は、下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）などに基づき下水道施設の耐震設計を行い、ポンプ場、処理場等の耐震化や停電対策等に努める。

② 下水道施設の保守点検

下水道管理者は、下水道施設について、巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所等の改善を実施する。

③ 資機材等の整備

下水道管理者は、必要な資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

④ 民間事業者等との連携

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

(3) 工業用水道施設

① 工業用水道施設の耐震化

工業用水道事業者は、重要度の高い基幹施設等について耐震診断を行い、その結果に基づき、施設の新設・拡張・改良に併せて計画的な整備に努める。

② 工業用水道施設の点検・整備

工業用水道事業者は、工業用水道施設の巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新するものとする。

③ 断水対策

工業用水道事業者は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。

④ 資機材、図面の整備

工業用水道事業者は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

(4) 電力施設等の整備

① 電力設備の災害予防措置

九州電力送配電株式会社は、災害対策基本法第39条の規定に基づき定めた「九州電力送配電株式会社防災業務計画」により、電力設備の耐震対策を実施する。

② 電気工作物の巡視、点検、調査等

ア 九州電力送配電株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生の恐れがある場合には特別の巡視）を実施する。

イ 九州電力送配電株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等出火に至る原因の早期発見とその改修の指導に努める。

(5) 電気通信設備等の整備

① 電気通信設備等の高信頼化

電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を含む。以下本編において同じ。）は、被害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の高信頼化のための整備を推進する。

ア 津波のおそれがある地域にある電気通信設備等については、耐水構造化を実施する。

イ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を実施する。

ウ 基幹的設備設置のため、安全な設置場所を確保する。

② 電気通信システムの高信頼化

電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。

ア 主要な伝送路を多ルート構成或いはループ構成とする。

イ 基幹的設備を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を促進する。

エ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(6) 都市ガス施設

① 都市ガス施設（ガス導管）の耐震性強化

都市ガス事業者は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）並びに日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づき設計・施工するとともに、耐震性のあるポリエ

チレン管への入れ替え及び敷設を推進する。

② 都市ガス工作物の巡視、点検及び検査

都市ガス事業者は、都市ガス工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう保持し、事故を未然に防止するため、定期的に都市ガス工作物の巡視、点検及び検査を実施する。

③ マイコンメーターの普及

都市ガス事業者は、一般家庭に、地震災害時に自動的にガスの供給を停止する機能を有するマイコンメーターの普及を促進する。

④ 災害防止のための体制の確立

ア 要員の確保等

都市ガス事業者は、都市ガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、あらかじめ緊急措置及び復旧活動のための組織体制、要員の確保体制等の整備を図る。

イ 連絡体制の整備

都市ガス事業者は、事業所内にあらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を職員に周知徹底するとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況等連絡票、需要家名簿等を整備する。

ウ 関連工事会社等との協力体制の確立

都市ガス事業者は、あらかじめ関連の工事会社等との間で、災害防止のための人員及び資機材の提供に関する協力体制を確立する。

エ 教育訓練

都市ガス事業者は、災害時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順などについて必要な職員教育を行うとともに、防災訓練を実施する。

オ 資機材等の整備

都市ガス事業者は、災害時の被害を最小限にするための応急措置・早期復旧を行うのに必要な資機材・図面を備えておくとともに、復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査しておく。

(7) 廃棄物処理施設

市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための水の確保等の災害対策を講じるよう努めるものとする。

(8) バックアップ対策の促進

市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるようＩＣＴ部門のＢＣＰ（業務継続計画）の策定に努める。

また、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

５．建築物等の耐震性の確保

(1) 特定建築物

百貨店、旅館等多数の者が利用する特定の建築物については、当該建築物の所有者

は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成８年法律第１２３号）に基づき、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることとし、市は、国・県とともに、その指導にあたる。

(2) 一般建築物

市は、県と連携し、建築確認申請書等を通じ、耐震化の促進を図るとともに、住民への啓発を行う。

(3) 落下物、ブロック塀等

市は、県と連携し、建築物の所有者又は管理者に対し、天井材等の非構造部材や看板等の脱落防止等の落下物防止対策やエレベーターにおける閉じ込め防止等の取組を指導する。

また、ブロック塀や家具等の転倒を防止するため、施行関係者に対し築造時の建築確認等の機会を捉えて正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性について指導等を徹底するとともに、所有者への耐震改修及び落下物防止に関する広報の強化等、啓発を行い、特に通学路、避難路、人通りが多い道路沿いに設置してあるものについては、耐震化を促進する。

(4) 文化財

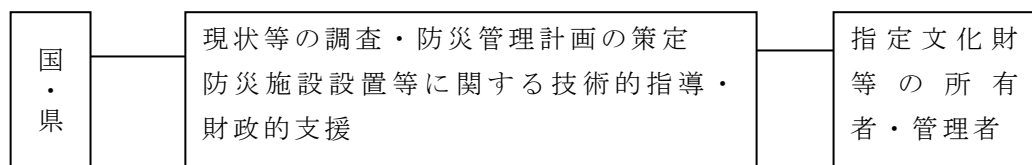
文化財所有者又は管理者は、市、国、県指定の文化財等及びこれらを収容する博物館・美術館・資料館等の建築物について、国・県等の指導により、これらの文化財等の耐震性の確保に努める。

また、国・県・市指定の建造物・伝統的建造物群について、国・県等の指導により、現状の把握、耐震化の向上及び応急防災施設の整備に努める。

《実施方法》

指定文化財等については、その文化財的価値の保存を十分図る必要があるので、所有者・管理者は、現状等の十分な把握の上、必要なものについては防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行うものとする。

国や県は、これらの事業に対し、必要な技術的指導・財政的支援を行うものとする。



6. 危険物施設等の保安の強化

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設などの施設の管理者は、耐震点検を行うとともに、その結果に基づき必要があれば緊急性、施設の重要性に考慮して計画的に耐震改修の実施に努める。

市は、国・県とともに、法令等に基づき、危険物施設等の耐震性の確保、護岸等の耐震性の向上、緩衝地帯の整備及び保安教育、自主防災組織の充実、防災訓練の積極的実施など適切な予防措置をとるよう、施設の管理者の指導にあたる。

7. 都市の防災構造の強化

市街地内における公園緑地、街路などのオープンスペースの確保、排水防除施設の整備、住宅等建築物の不燃化などの推進により、地震災害に強い都市づくりを図る。

第2節 効果的な備えの推進

<計画の目的>

震災時の効果的な応急対策、復旧対策に資するため、情報収集及び通信連絡手段の確保をはじめ、広域防災体制の強化や防災思想・知識の普及などにより、防災関係機関と市民が一体となった防災体制の確立を図る。

<計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
情報の収集、連絡・伝達体制の整備	防災危機管理課 情報政策課 消防調整課 総務課 農山漁村整備課 道路河川課	県 防災関係機関
防災活動体制の整備	防災危機管理課 消防調整課 総務課	県 防災関係機関
相互の連携体制、広域防災体制の強化	防災危機管理課 消防調整課 総務課	県 防災関係機関
救助・救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備	健康づくり課 防災危機管理課 消防調整課	医療機関
緊急輸送活動	財政課 道路河川課 議会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 公平委員会事務局	県 県警察
防災訓練	防災危機管理課 消防調整課 総務課	防災関係機関
地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画	防災危機管理課 消防調整課 教育総務課 道路河川課 都市政策課 福祉課 長寿社会課	県
避難及び情報提供活動	防災危機管理課 福祉課 子育て支援課 長寿社会課 市民課	県 不特定多数の者が使用する特定施設等の管理者
学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画	学校教育課 防災危機管理課 健康づくり課 福祉課 子育て支援課 長寿社会課 市民センター 教育総務課 スポーツ課 国スポ・全障スポ推進課 まちづくり課	学校等の施設管理者 医師会 県
応急住宅	都市政策課 防災危機管理課 総務課	県 事業所
被災者支援体制の整備	福祉課 税務課 収納管理課	県
避難行動要支援者対策の強化	福祉課 長寿社会課 防災危機管理課 消防調整課	社会福祉施設・病院等の管理者
帰宅困難者への対策	防災危機管理課	県 不特定多数の者が利用する施設の管理者

食料、飲料水及び生活必需品等の調達	出納室 市民課 長寿社会課 子育て支援課 上下水道部 農山漁村整備課	県 市民 事業者
応急復旧及び二次災害の防止活動	環境政策課 情報政策課 税務課 収納管理課 企画政策課 プロジェクト推進課	国 県 事業者
災害復旧・復興への備え	環境政策課 情報政策課 税務課 企画政策課 プロジェクト推進課	県 防災関係機関
複合災害対策	防災危機管理課 総務課	防災関係機関
防災思想・知識の普及	防災危機管理課 福祉課 消防調整課	社会福祉協議会 事業者 学校等
消防団の育成強化	消防調整課	県
自主防災組織の育成強化	防災危機管理課	県 事業所
企業防災の促進	企業誘致・商工振興課 消防調整課	県 事業所
住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	防災危機管理課 消防調整課	事業所
要配慮者利用施設の防災体制	福祉課 長寿社会課	事業者
緊急地震速報受信装置等の積極的活用	企業誘致・商工振興課	事業者
災害ボランティア活動の環境整備等	福祉課 防災危機管理課	県 社会福祉協議会
災害教訓の伝承	防災危機管理課	県
技術者の育成・確保	道路河川課 都市政策課 福祉課 防災危機管理課 総務課	県

＜計画の内容＞

1. 情報の収集、連絡・伝達体制の整備

市、県及び各防災関係機関は、地震による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるとともに、住民等に対して迅速かつ的確に情報を伝達できる体制を整備するものとする。

また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐震性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などの推進に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等を通じ、市及び防災関係機関との情報共有化に努めるものとする。

なお、時間の経過により、関係機関や被災者等にとって必要な情報が変化していくことに鑑み、市、県及び各防災関係機関は、あらかじめ、発災後の経過に応じて関係者に提供すべき情報について整理しておくものとする。

(1) 関係機関相互の連絡体制の整備

市、県及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、

休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

なお、市及び県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

市は、発災時に行方不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を県が行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(2) 多様な情報収集手段の整備等

市及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、ヘリコプター映像伝送システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報などの収集体制の整備に努める。

(3) 情報の分析整理

市、県及び防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

市及び県は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努める。

また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

(4) 震度情報ネットワークシステム

県内市町村に設置された計測震度計の震度情報を県が収集し、即時に家屋被害及び人的被害状況予測の情報を受けることができ、迅速かつ効果的な応急対策に活用する。

(5) 佐賀県一斉指令システム

「地域衛星通信ネットワーク」の参画によって県、県現地機関、市町村、消防機関、自衛隊等を結ぶ重要な通信施設であり災害対策の基幹的通信基盤として活用する。

(6) 佐賀県防災行政無線

「地域衛星通信ネットワーク」の参画によって県、県現地機関、市町村、消防機関、自衛隊等を結ぶ重要な通信施設であり災害対策の基幹的通信基盤として活用する。

(7) 市防災行政無線

市は、住民等への情報伝達が迅速に行えるよう、市防災行政無線施設・設備の管理に万全を期すとともに、災害時に有効に活用できるよう、操作方法の習熟に努める。

(8) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等

市、県及び防災関係機関は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規

模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めるとともに、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達・共有されるよう情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、携帯端末の緊急速報メール機能、防災ネットあんあん、ソーシャルメディア、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化により、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。

市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

(9) インターネット等による情報通信の整備

インターネット等による防災情報伝達手段の確立を推進する。

(10) 観測施設・情報伝達システム等の維持及び整備

市は、災害時の初動対応等に遅れが生じること等の無いよう、観測施設・設備の維持及び整備充実には努めるとともに、防災情報システム、震度情報ネットワーク及び全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）等の災害情報を瞬時に伝達するシステムの維持及び整備に努める。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのＩＴ化に努める。

(11) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用促進

市及び県は、株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社が提供する、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービスの活用促進を図る。

(12) 県の災害情報提供システムの活用促進

県がスマートフォンアプリにより災害情報の提供を行うシステム「防災ネットあんあん」を住民に対し活用するよう啓発に努める。

(13) 臨時災害放送局（災害ＦＭ）等の活用促進

大規模災害時において住民にきめ細かな情報発信を行う手段として、臨時災害放送局（以下「災害ＦＭ」という。）等の活用が有効であるため、市は、災害ＦＭの活用方法を平常時から認知することなどにより災害時に活用できる体制の構築に努めるとともに、県及び防災関係機関と連携して、住民に対しラジオを常備するよう啓発に努

める。

(14) 災害用伝言サービスの活用促進

災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」について、市民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、市は、平常時から通信各社と連携し、サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

《災害用伝言サービス》

○西日本電信電話株式会社

- ・ 災害用伝言ダイヤル（171）

被災地の電話番号をキーとして安否等の情報を音声情報として、録音、再生できるボイスメール。

- ・ 災害用伝言板（Web171）

被災地域の居住者がインターネットを經由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝情報（テキスト・音声・画像）の登録ができるサービス。登録された伝言情報は、全国（海外含む）から電話番号をキーとして閲覧、追加伝言登録ができる。

○携帯電話各社

- ・ 災害用伝言板

携帯電話・スマートフォンのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

(15) 災害対応業務のデジタル化の促進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。

デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

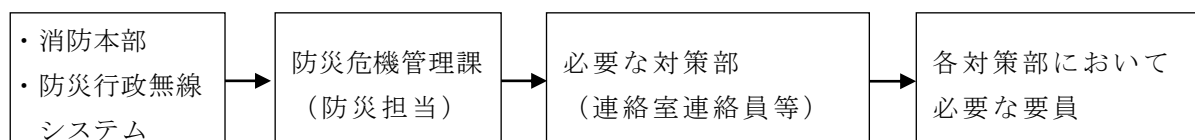
なお、過去の災害では、SNSを使用した流言飛語が出回り、混乱が生じた事例もあることから、情報を活用する際は真偽の確認を行い、十分に留意するように努める。

2. 防災活動体制の整備

(1) 休日・夜間体制の整備

災害時の初動体制を迅速に確立するため、各対策部における配備体制及び職員の参集基準を明確にしておくものとする。

休日・夜間における情報の流れ



(2) 応急活動マニュアル等の作成

市は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルの作成に努め、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、資機材等の使用方法等の習熟、他の機関との連携等について徹底を図る。

(3) 人材の育成・確保

市は、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築すること努めるものとする。

また、市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。さらに、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

(4) 災害対策本部室（第3会議室）等

① 市は、災害時に防災活動の中核機関となる災害対策本部等を設置する本庁舎について、土砂災害警戒区域の危険箇所等に配慮しつつ、情報通信機器の整備など必要な機能の充実を図るとともに、地震に対する安全性の確保を図るための措置を講じる。

② 市は、情報通信機器を備えた災害対策本部室（第3会議室）を設置する。

③ 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(5) 食料等の確保

市は、大規模な地震災害が発生した場合、災害対策を実施する職員が数日間の連続した業務が予想されるため、平常時から職員の食料・飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備を図るものとする。

(6) 非常用電源の確保

市は、地震災害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、再生可能エネルギー等や発電機等の代替エネルギーシステムや電気自動車の活用を含め非常用電源施設、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄及び平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。

(7) 非常用通信手段の確保

市は、地震災害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時より、衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。

(8) 非常通信訓練の実施

市は、地震災害時に必要に応じて電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用（目的外使用）が行えるよう、平常時から佐賀地区非常通信連絡会の活動を通じて伝送訓練等を行い、非常通信の円滑な運用と相互の協力体制の確立に努める。

(9) 業務継続性の確保

① 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備

体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等により業務継続体制の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなるため、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

② 市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

(10) 災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

市は、大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、市外で大規模な災害が発生し、職員派遣を行った後、派遣した職員の名簿を作成するなど災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

(11) 救援活動拠点の確保

市は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

３．相互の連携体制、広域防災体制の強化

市は、広範囲かつ同時に発生する大規模な地震災害に対処するため、県内及び県外の防災関係機関等と応援協定の締結を推進する。その際には、応援要請、受入れが迅速、円滑に行えるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整・受入窓口、指揮系統を明確にするなど、体制の整備に努める。

なお、協定の締結に当たっては、近隣の機関等に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する機関等との間の協定締結にも考慮する。

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(1) 市町村間の相互応援

市は、県内外の市町村との災害時相互応援協定の締結を推進する。

市は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど相互にあらかじめ必要な準備を整えるものとし、県は必要な調整を行う。

(2) 市と防災関係機関等との相互協力

市は、災害対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間団体等との協定の締結を進める。

(3) 相互協力協定等の締結促進

各防災関係機関は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、あらかじめ相互協力について定めるとともに、必要に応じて、民間団体等との協力協定等の締結を進める。

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

(4) 受援計画等の策定

各防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

4. 救助・救急、消防及び保健医療福祉活動の整備

(1) 救助活動体制の整備

市は、大規模・特殊災害にも備えた救助用設備、資機材の拡充整備に努めるとともに、災害時にその機能が有効適切に運用できるよう点検整備を実施する。

また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するように努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

① 警察災害派遣隊の充実強化

県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図るものとする。

② 緊急消防援助隊の充実強化

消防本部は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

(2) 保健医療福祉活動体制の整備

消防本部と医療機関は、震災時の医療体制を整備するため、伊万里・有田消防本部（以下「消防本部」という。）と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備に努める。

(3) 救急搬送体制の強化

消防本部は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高

規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努める。また、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。

さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努めるものとする。

(4) 消防活動体制の整備

① 火災防止の啓発、体制の整備

消防本部は、地震発生時の火災防止のため、出火防止・初期消火及び火災の拡大防止について、平素から広報等を通じ市民及び事業所等に周知徹底しておくものとする。

市は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

② 消防施設等の整備強化

消防本部は、地域の実情に応じて、消防施設・設備、消防水利及び火災通報施設等について、年次計画をたてて設備の推進に努める。

③ 消火活動体制の整備

市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

5. 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化

市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、大規模地震災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び物資の受入れ、搬送などの輸送拠点（集積拠点を兼ねる。以下同じ。）について把握・点検するものとする。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対し周知を図るものとする。

(2) 緊急輸送ネットワークの指定

① 輸送拠点の指定（県指定）

被災地外からの救援物資の受入れ、一時保管、積み替え・配送等の輸送拠点として、次の地区が指定されている。

《輸送拠点》

SAGAサンライズパーク	佐賀市
唐津市文化体育館	唐津市
佐賀競馬場	鳥栖市
伊万里市国見台公園（国見台体育館）	伊万里市
全天候型屋内多目的広場「朝日 I & R ドーム」	嬉野市

※その他の場所で拠点を設ける場合は、国土交通省九州運輸局が作成している「民間物資拠点リスト」に掲載されている施設を優先的に使用する。（民間企業のノウハウを活用し、輸送することがスムーズになるため）

(3) 輸送施設の指定（県指定）

① 海上輸送施設の指定

港湾・漁港施設が地震災害時に救援物資、応急復旧資材、人員の輸送基地として重要な役割を担っていることから、次の港湾が指定されている。

海上輸送施設	唐津港、呼子港、名護屋漁港、伊万里港、住ノ江港
--------	-------------------------

② 航空輸送施設の指定

地震災害時において、ヘリコプター等による傷病者や、災害応急対策のための人員・物資の搬送を迅速に行うため、航空輸送施設として、指定されている。

航空輸送施設	陸上自衛隊目達原駐屯地、佐賀空港、防災航空センター
--------	---------------------------

③ 陸上輸送施設（緊急輸送道路ネットワーク）の指定

国及び県は、輸送拠点や海上輸送施設、航空輸送施設に配慮し、緊急輸送道路を指定し、緊急輸送道路ネットワークを構築する。

ア 第1次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車国道、一般国道（指定区間のみ）と高速自動車国道インターチェンジ及び輸送拠点等とを結ぶ幹線道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次道路とネットワークを構成し、市町村舎、警察署、消防署などの防災活動の拠点となる施設を相互に接続する幹線道路

(4) 輸送拠点、輸送施設の耐震化

市及び県は、地震により輸送拠点として指定している施設が使用できないことがないように、非構造部材についても耐震を確保するように努める。

(5) 沿道建築物の耐震化

市は、緊急輸送道路等における沿道の建築物の耐震化を推進するものとする。

特に、建築物が地震によって倒壊した場合において、相当多数の者の円滑な避難を困難とする道路沿いの建築物については、重点的かつ迅速に耐震化が図られるよう取り組むものとする。

(6) 運送業者等との連携

市及び県は、緊急輸送活動の機能強化のため、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

また、市及び県は、フォークリフトなどを使用した効率的な荷役作業を行うことにより、被災者に物資を円滑に届けることが可能になるため、あらかじめ荷役機器の調達先について検討を行い、必要に応じて民間企業等と協定を締結するように努める。

(7) 道路輸送の確保

① 道路交通管理体制の整備

道路管理者は、緊急輸送道路について、道路施設及び交通管制センター、信号機、交通情報板等交通管制施設の耐震性の強化に努めるとともに、県警察は、警察庁、隣接又は近接の県警察と協議し、広域的な交通管理体制の整備を図る。

また、県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機減灯対策を推進するものとする。

② 関係機関等との協力関係の構築

道路管理者は、民間団体等と協定を締結するなど、災害発生後の道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進めるとともに、協議会の設置等による道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

6. 防災訓練

災害応急対策の迅速かつ円滑な実施を期するため、防災関係機関及び地域住民と連携した防災に関する訓練に努める。

(1) 市

防災訓練の実施に当たっては、国、県、他の市町、県警察、消防機関及びその他の防災関係機関等と連携して行うよう努める。

また、自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容とするものとする。

(2) 事業所、自主防災組織及び住民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠であり災害時に的確な行動がとれるよう、様々な機会をとらえて訓練を実施するものとする。

① 事業所（防火管理者）における訓練

学校等、病院、社会福祉施設、工場、デパート及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として市、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

② 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

③ 市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性を考慮し、市、県、防災関係機関及び自治会が実施する防災訓練への自発的参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及啓発を図るとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

7. 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画

地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度～令和7年度）に記載された次の事業について、積極的な推進に努める。

対 象 事 業	
1	避難地
2	避難路
3	消防用施設
4	消防活動が困難である区域の解消に資する道路
5	緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設

6	共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
7	公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
8	社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
8-2	公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
9	公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
10	公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
11	不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
12	海岸法に規定する海岸保全施設又は河川法に規定する河川管理施設
13	砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋の密集している地域の地震防災上補強を要するもの
14	地域防災拠点施設
15	防災行政無線その他の施設又は設備
16	飲料水、井戸、貯水槽、水泳プール、自家用発電設備その他の施設又は設備
17	非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
18	救護施設等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
19	老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

8. 避難及び情報提供活動

市は、住民の人命の安全を第一に、避難路を指定するとともに、標識の設置などにより市民に周知徹底を図るものとする。

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者の個別計画に基づき、事前に援助者を決めておくなどの支援体制の整備に努めることとする。

(1) 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、コミュニティセンター、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、施設の管理者の同意を得たうえで、次の基準により災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から住民等へ周知徹底を図るものとする。

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び緊急の避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択

すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したときは、その旨を県に通知するとともに、公示を行う。

指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者は、当該指定緊急避難場所及び指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所及び指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市に届け出るものとする。

また、市は、当該指定緊急避難場所及び指定避難所が廃止され、又は指定基準に適合しなくなった場合は、指定を取り消すものとする。この場合、市は、その旨を県に通知するとともに、公示を行う。

県は、市が県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、指定避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

① 指定緊急避難場所

ア 指定基準

市は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれがある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定すること。

なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

② 指定避難所

ア 指定基準

a 市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

b 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であ

ることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

- c 避難者1人当たり概ね2㎡以上確保できる施設であること。
- d 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- e 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- f 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- g 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- h 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

イ 非構造部材の耐震化

市は、指定避難所のつり天井など非構造部材についても耐震化を確保し、災害時に継続して使用できるように努める。

(3) 避難所の機能の強化

市は、あらかじめ指定避難所の機能の強化を図るため、次に掲げる対策を推進するものとする。

対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

具体的には、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう

努めるものとする。

市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や県及び独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努めるものとする。

なお、指定避難所の物資等の備蓄に当たっては、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、市・県において整備するものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

① 必要に応じ、換気、照明など良好な生活環境を確保する避難生活の環境を良好に保つための設備の整備とともに必要に応じた電力容量の拡大

② 非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド（段ボールベッドを含む）、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備

③ テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備

④ 指定避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、簡易ベッド（段ボールベッドを含む）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の備蓄・供給体制の確立

⑤ 飲料水の給水体制の整備

⑥ 支援者等の駐車スペースの確保

(4) 避難路及び誘導体制

① 市は、住民の人命の安全を第一に、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、あらかじめ避難路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所に通じる避難階段、通路等を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

② 市は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留

意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

ア 避難行動要支援者の実態把握

イ 避難路の整備及び選定

ウ 避難場所の受入環境

エ 避難誘導責任者及び援助者の選定

③ 市は、避難誘導にあたっては、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることに配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

④ 自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、県の保健所は、市の保健福祉担当部局及び防災担当部局と連携し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(5) 指定避難所の管理運営

市は、指定避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、指定避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練の実施に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

(6) 避難生活上必要となる基本的事項

① 情報の提供

避難所生活に必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や応急仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。

なお、要配慮者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、ほかに情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

② 飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る必要がある。

③ 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

④ プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害した

り、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

⑤ 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊産婦等に配慮した対応

市が策定した避難行動要支援者の全体計画に基づき、平常時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や要配慮者用スペースの確保、必要な育児・介護・医療用品の調達等避難所生活について十分配慮する必要がある。

⑥ 在宅等被災者に配慮した対応

自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により物資や情報等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給や情報の提供等を行うよう配慮する必要がある。

また、こうした者のほか、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。

⑦ 居住地以外の市町村に避難する被災者への対応

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

⑧ 車中泊者等への対応

市は、大規模な駐車場について調査・把握を行い、被災者が車上生活やテント生活を送るため使用できるよう施設管理者との協定締結に努めるとともに、指定避難所に準じた運営を行えるよう地域住民や企業等も含め、体制を検討する。

⑨ ホームレスへの対応

市は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

⑩ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(7) 広域避難体制の整備

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、必要に応じ、他の地方公共団体との応援協定の締結や広域避難における居住者及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れに

については県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

市、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

市及び県等は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。

9. 学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画

(1) 学校等における避難計画等の整備

学校等の管理者は、地震時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、災害発生時における生徒等の保護者への引渡し方法についてあらかじめ定め、保護者へ周知しておくものとする。

(2) 学校等における教育訓練の実施

学校長は、避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

(3) 病院等における避難計画等の整備

病院等の管理者は、地震災害時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、避難場所、避難路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入院患者の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

(4) 病院等における教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(5) 社会福祉施設における避難計画等の整備

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ、誘導責任者、避難路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

(6) 社会福祉施設における教育訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(7) 不特定多数の者が使用する特定施設等

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、避難場所、避難路などについての避難計画

を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。

なお、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

(8) 市による指導等の充実

市は、県とともに施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行うものとする。また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

10. 応急住宅

(1) 建設資材の調達

市は、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備するよう努める。国は、要請に応じ速やかに国有林材の供給に努める。

(2) 応急仮設住宅の建設場所

大規模地震災害が発生し、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、市は、平常時から二次災害の危険のない適地を選定し、応急仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておくものとする。

また、市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(3) 公営住宅等への収容

市は、公営住宅等の空家状況を平常時から把握しておき、被災者への迅速な提供体制を整備するとともに、入居選考基準、手続き等について定めるよう努めるものとする。

(4) 民間賃貸住宅の活用

市は、民間賃貸住宅を災害時に迅速にあっせんできるよう、体制の整備に努めるものとする。また、借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

11. 被災者支援体制の整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。

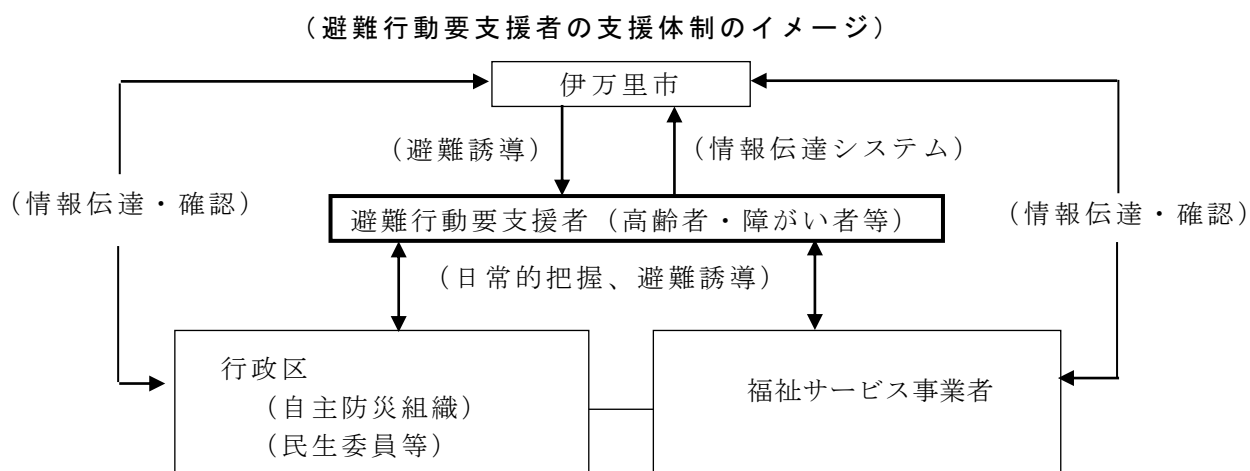
12. 避難行動要支援者対策の強化

要配慮者の内、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者の個別計画に基づき、事前に援助者を決めておくなどの支援体制の整備に努めることとする。

(1) 避難行動要支援者の支援体制づくり

平時における住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、地震災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、市は、住民相互の助け合いを基調

とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備するよう努めるものとする。



(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

① 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

ア 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿情報を最新の状態に保つこととし、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする

- a 要介護認定を受けている者
- b 身体障がい者1・2級（総合等級）の者で第1種を所持する身体障がい者（心臓、腎臓機能障がいのみで該当する者は除く）
- c 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- d 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- e 市で実施する生活支援サービスを受けている難病患者
- f 上記以外で市が支援の必要を認めた者

ウ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

② 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供等

ア 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に限る。

イ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供することができる。この場合においては、避難行動要支援者名簿情報を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得ることを要しない。

ウ 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- a 伊万里・有田消防本部
- b 佐賀県警察
- c 民生委員法に定める民生委員・児童委員
- d 社会福祉法に規定する市社会福祉協議会
- e 伊万里市消防団
- f 伊万里市駐在員
- g 地区防災会

エ 避難行動要支援者名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ・避難行動要支援者名簿情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- ・避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報の適正な管理に関する確認書を市に提出すること
- ・災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ・施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿情報の保管を行うよう指導すること
- ・受け取った避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう指導すること
- ・避難行動要支援者名簿情報の提供先が団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報を取扱う者を限定するよう指導すること

③ 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

④ 情報伝達体制の確立

市は、避難行動要支援者に対し、確実に情報が伝達できるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用した重層的な情報伝達体制の整備確立を図るものとする。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの整備確立などによる分かりやすい情報伝達体制の整

備に努める。

⑤ 地域全体での支援体制づくり

市は、地震害時に、消防機関、県、県警察、家族、自治会、自主防災組織あるいは、民生委員・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が行えるような体制の整備に努める。

⑥ 避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定

市は、県が作成した「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が、地震災害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実に努める。

また、市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、積雪や凍結といった市町特有の課題に留意するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、特に避難行動要支援者の個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

⑦ 在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者が災害時に出火防止や円滑な避難を行うことができることにより、被害をできるだけ受けしないよう、講習会の開催、パンフレット、広報誌の配布等避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組むよう努める。

さらに、地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。

また、市は、居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員など高齢者、障がい者の居宅状況に接することのできる者が、防災知識の普及を推進する体制を整備するよう努めるものとする。

(3) 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

① 災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設の管理者は、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、地震災害に対する安全性の確保に努めるとともに、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するなど、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

② 組織体制の整備

地震災害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、あらかじめ要配慮者に配慮した防災関係施設・設備の整備、資機材の配備等に努めるとともに、緊急連絡体制、職員の役割分担・動員計画、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全に万全を期すものとする。

③ 地域等との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、地震災害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができない恐れがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努めるものとする。

④ 緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱いが円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図るものとする。

⑤ 市、県の支援

市及び県は、社会福祉施設を指導、支援し、地震災害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。

県は、あらかじめ介護保険施設、障がい者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

また、市は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。

(4) 外国人の安全確保対策

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレットの作成・配布をするなど防災知識の普及・啓発に努める。

また、市及び県は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(5) 避難所の要配慮者対策

① 指定避難所の整備

あらかじめ指定避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など、高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。

② 支援体制の整備

市は、避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活支援物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携協力体制の整備に努める。

③ 公的施設等への受入れ体制の整備

避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、市及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受入れが可能となるよう、あらかじめその体制の整備を進めておくよう努める。

13. 帰宅困難者への対策

市は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、帰宅困難者を保護できる施設との協定を結ぶなど一時滞在施設の確保に努める。

14. 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

地震災害時における市民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、各地域の地理的条件等も踏まえながら、市及び県は平常時から連携して、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うなど調達・輸送体制を確立しておくものとする。

また、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に対する知識を整理するとともに、その知識の普及に努めるものとする。

(1) 食料等の確保

① 市

市は、独自では食料、飲料水、生活必需品等の確保が困難となった場合に備え、食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の必要な物資についての備蓄に努めるとともに、近隣市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、必要な物資等の調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、市単独での物資の調達が困難と判断した場合は、物資調達・輸送調達等支援システムにより県に対して要請を行えるよう体制を整備する。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に

応じ供給できるよう備蓄又は調達体制を整備する。

② 市民及び事業者

市民及び事業者は、震災時に持ち出しできる状態で3日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しておくように努めるものとする。

また、家庭においては、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行うとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすりノート等の保持に努める。

(2) 備蓄方法等

市及び県は、大規模な地震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄に努めるほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

(3) 飲料水の確保及び資機材の整備等

市及び県は、相互応援協定の締結を推進するなど、応急給水用の飲料水（1人1日3ℓ）の確保に努めるとともに、給水車、ポリ容器などの必要な資機材の整備に努める。市は、県及び水道事業者等と協力し、応急給水状況を把握するとともに、応急給水状況から必要と認める場合は県を通じ、市町及び水道事業者等に応急給水の要請を行えるよう体制を整備する。

また、市は、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、民間業者等との協定締結を図るなど必要に応じて備蓄を行うものとする。

(4) 生活必需品

市は、震災時に被災者に供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。

また、震災時に関係団体や民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力など）の把握に努める。

市は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(5) 医薬品

市は、伊万里・有田地区医師会、伊万里・有田薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

県は、市、佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医療機器協会、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、市から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

(6) 木材等の確保

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行えるよう体制を整備する。

市は、県、県森林組合連合会、県木材協会その他の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握するとともに、県は、市から要請があった場合又は需給状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行う。

15. 応急復旧及び二次災害の防止活動

(1) 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立

市は、平常時から国、県、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

市及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

また、ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成し、体制を整備するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

市、県及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(2) 資機材等の確保

市及びライフライン事業者は、地震災害の発生に備えるため、平常時から応急復旧に必要な各種資機材の保管状況を把握しておくよう努める。

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関、供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

本市を含む複数の市町が被災した場合には、県は、必要に応じ被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとするとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

(3) 市と県の役割分担

市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

16. 災害復旧・復興への備え

(1) 建物の耐震化等

市及び建築物の所有者は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

(2) 災害廃棄物の発生への対応

市は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

また、大量の災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域処理体制等の確立及び十分な大きさの仮置場・処理施設の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

(3) アスベスト使用建築物等の把握

市及び県は、災害発生時に、アスベスト飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、平時から建築物等におけるアスベスト使用状況の把握に努める。

(4) 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制を整備しておくものとする。

また、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

(5) 罹災証明書の発行体制の整備

① 市

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行えるよう、住宅被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を決め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、建築士等の専門家との協定締結、罹災証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定めておくこと等により災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

さらに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

② 県

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会を開催し、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

また、県は、市に対し、住家被害調査の担当者のための研修会を開催し、市は、建築士等の専門家との協定締結、罹災証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定

めておくこと等により災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

(6) 復興対策の研究

市、県及び防災関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

17. 複合災害対策

市及びその他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画、防災業務計画等を見直し、備えを充実するものとする。

後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うようマニュアル等であらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請するものとする。

また、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえてマニュアル等の見直しに努めるとともに、発生の可能性のある複合災害を想定した要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

18. 防災思想・知識の普及

市は、市民に対して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。この際、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等に努めるものとする。

防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(1) 防災知識の普及・啓発等

- ① 市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

- ② 市、県及び防災関係機関は、「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下にあっても避難所への避難を躊躇することがないよう、住民に対して啓発活動を行うものとする。

- ③ 市は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、地震災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項につい

て普及・啓発を図る。

ア 「最低３日間、推奨１週間」の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック堀等の転倒防止策、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに地域住民が主体となって災害の発生危険箇所等について調査して作成した地域防災マップで自治会が定める避難場所での行動

ウ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

エ 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えること

オ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

④ 市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

⑤ 市及び県は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(2) 地域防災マップの活用

市は、地域防災マップの作成を促進するとともに、その利活用について助言を行うものとする。

(3) 報道機関の活用及び協力要請

災害発生時における混乱及び被害を最小限に押さえるため、報道機関の協力を得て、平常時から市民の災害に対する意識の高揚を図る。

(4) 地震防災教育等の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて防災教育の徹底を図る。

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災に関する教材（副教材）の充実、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。特に、津波災害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

また、市は、コミュニティセンター等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、一般住民向けの専門的・体系的な防災に関する教育の普及促進を図る。

(5) 職員への防災教育の実施

地震発生時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる防災関係機関の職員は、地震に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求される。

このため、防災関係機関は、職員に対して、各種の研修等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図るとともに、災害応急活動のためのマニュアルを作成し、災害への対応力の向上を図るなど、防災教育の普及徹底を図る。

① 研修会

各防災関係機関は、職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、建築、その他地震対策に必要な技術の修得を図るための研修会を実施する。

② 講習会

各防災関係機関は、地震の原因、対策等の科学的専門的知識の職員への普及を図るため、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

③ 現地調査等

各防災関係機関の職員は、災害危険地域の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて知識の普及を図る。

④ 災害対応マニュアルの周知徹底

各防災関係機関は、災害対応マニュアルを作成した場合は、その内容について他の防災関係機関に通知するとともに、職員に対して内容の周知徹底を図る。

⑤ 防災と福祉の連携

市及び県は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(6) 防災関連設備等の普及

市及び県は、住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、家具の転倒防止、非常持出品等の普及に努める。

(7) 地震保険への加入促進

市民は、地震により被災した住家・家財を速やかに再建するための原資とするため、地震保険に加入し、地震に備えるよう努めるものとする。なお、市・県は、国や一般社団法人日本損害保険協会など関係団体と協力し、広く市民に対して、地震保険の重要性を広報し、地震保険への加入促進に努める。

(8) 避難における互助の促進について

避難を行う際、住民相互に声かけや安否確認を行い、避難を実施する。

また、避難生活では、各自が物資を持ち寄り、協力するように努める。

(9) 避難所の運営

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

19. 消防団の育成強化

消防団は将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防御活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団

員数の減少や高齢化等の問題を抱えていることから、その育成強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

(1) 消防団員の理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、住民の防災に関する意識を高めるとともに、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(2) 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

(3) 公務員の消防団への入団促進

公務員の消防団への入団は、地域住民と深いつながりができ、地域住民との密着性の観点から非常に望ましいことから、率先して消防団へ参加するよう努めるものとする。

(4) 消防団の装備の改善

消防団の装備は、消防団の活動の充実強化を図るため、安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。

(5) 消防団員の教育訓練

地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実を図るものとする。

(6) 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。

20. 自主防災組織の育成強化

広い地域にわたり同時多発的に発生する地震災害に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、市民自らが地域社会の中で互いに協力して、出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、要配慮者への援助、避難並びに指定緊急避難場所、指定避難所及び自治会が地域防災マップに定めた避難場所での活動を自主的に行うことが要求される。

このため、市は、行政区などの地域において、住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を図るとともに、組織の日常化、防災訓練の実施を促進する。この場合において、当該防災組織や防災研修会等への女性の参画の促進に努める。

また、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

21. 企業防災の促進

(1) 企業の事業継続計画等

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金

の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市及び県が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

市、県及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業による事業継続計画（ＢＣＰ）の策定や事業継続マネジメント（ＢＣＭ）が一層促進されるよう支援人材の確保等に努める。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

市及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、その推進に努める。

市、県及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(2) 要配慮者利用施設の防災体制

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(3) 緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

22. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、本地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

23. 災害ボランティア活動の環境整備等

(1) 災害ボランティア活動の環境整備

市及び県は、平常時から、ＣＳＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連

携について検討する。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、伊万里市社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方法等について整備を推進する。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県内において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や県内において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

市及び県は、行政・NPO・ボランティア団体等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市及び県は、社会福祉協議会、ボランティア団体等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、市及び県は地域住民やボランティア団体等関係機関への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(2) ボランティア活動支援機関の体制強化

市は、日本赤十字社佐賀県支部、伊万里市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、県内のボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるように、非常用電話、ネットワーク化したパソコン等の整備を図り、支援機関相互のネットワークを構築するための条件整備に努める。

(3) 災害ボランティアの活動対象

災害時に活動するボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有するもの（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その主な活動内容は次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	(1)被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） (2)建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士） (3)宅地危険度判定（被災宅地危険度判定士）

	(4)土砂災害危険箇所の調査（防災・砂防ボランティア協会） (5)医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等） (6)整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） (7)福祉（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、手話通訳等） (8)無線（アマチュア無線技士） (9)特殊車両操作（大型重機等） (10)通訳（語学） (11)災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） (12)公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（防災・砂防ボランティア） (13)その他特殊な技術を有する者
一般ボランティア	(1)救援物資の仕分け、配分、配送 (2)避難所の運営補助 (3)炊出し (4)清掃 (5)要配慮者等への生活支援 (6)その他軽作業

24. 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

25. 技術者の育成・確保

市及び県は、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、次のような技術者等の育成を図り、あらかじめ登録しておくものとする。

技 術 者 名	業 務 内 容
建築物応急危険度判定士	被災建築物の危険度の判定を行う技術者
建築物耐震診断技術者	建築物の耐震診断を行う技術者
防災・砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報

被災宅地危険度判定士	宅地を調査し、その危険度を判定する技術者
手話通訳者	聴覚障がい者に対する手話による支援

第3章 緊急初動活動計画

第1節 震災直後の緊急初動体制

< 計画の目的 >

大規模な地震災害が発生した場合、初期段階での対応が、その後の防災活動の成否を左右することから、迅速かつ適切な緊急初動活動を行うことができるような体制を確立する。

< 計画の担当機関 >

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
緊急初動体制	防災危機管理課 消防調整課 総務課 情報政策課	

< 計画の内容 >

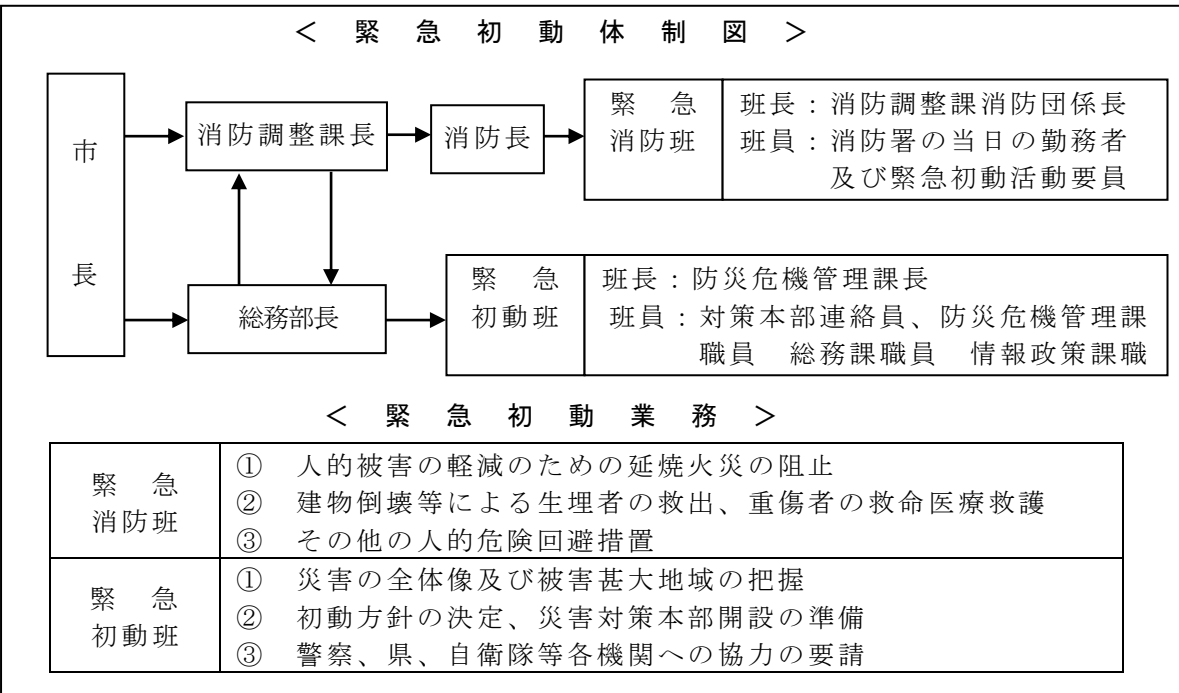
1. 緊急初動体制

(1) 緊急初動体制の設置基準

市は、市域に震度6弱以上の地震が発生した場合若しくは市長が必要と認めた場合に次の体制を編成し、人的・物的被害の軽減を図るための緊急初動活動を行う。

(2) 緊急初動体制の廃止基準

緊急初動体制は、延焼火災の発生が回避される等、消防調整課長若しくは総務部長が不要と認めた時点又は災害対策本部体制が確立した時点における市長の指示により解除される。



(3) 設置場所

緊急初動班は総務部防災危機管理課に置き、緊急消防班は消防本部に置く。

(4) 緊急初動班要員の参集

緊急初動班の要員は、大規模な地震（震度 6 弱以上）を感知し、又は通報を受けたときは、直ちに登庁し、緊急初動班の活動にあたる。

第 2 節 地震、津波の情報伝達

< 計画の目的 >

地震、津波の発生に伴う被害を最小限に止めるため、市、県及び防災関係機関は、気象庁が発表する大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報を、迅速かつ的確に住民等及び他の防災関係機関へ伝達する。

< 計画の担当機関 >

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
情報の種類、内容等	情報班	防災関係機関
情報の伝達	統括班 情報班 警防班	消防本部 防災関係機関
関係機関による措置事項	統括班 情報班 警防班	消防本部 防災関係機関

< 計画の内容 >

1. 情報の種類、内容等

地震発生時において、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報の種類、内容等は次のとおりである。

(1) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度 5 弱以上又は長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上又は長周期地震動階級 3 以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけている。

また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市の防災無線等を通して住民に伝達される。

市は、報道機関等の協力を得て住民等へ周知する。

（注） 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

なお、震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

気象庁震度階級関連解説表（一部）

震度階級	人の体感・行動
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
5 強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。
6 弱	立っていることが困難になる。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。
7	

(2) 地震情報の種類、発表基準とその内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方毎に推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(3) 地震活動に関する解説資料等

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 （全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料
地震解説資料 （全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過

		去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料

(4) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を、津波予報区単位で発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予測される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予測される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予測される津波の高さも数値で発表する。

(5) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	予想される津波の高さ		想定される災害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報※	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<高さ)	巨 大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<高さ≤10m)		
		5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<高さ≤3m)	高 い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(6) 津波情報の種類とその内容

津波情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※)や予想される津波の高さ(発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載)を発表。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。(※1)

沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。（＊２）
---------------	---

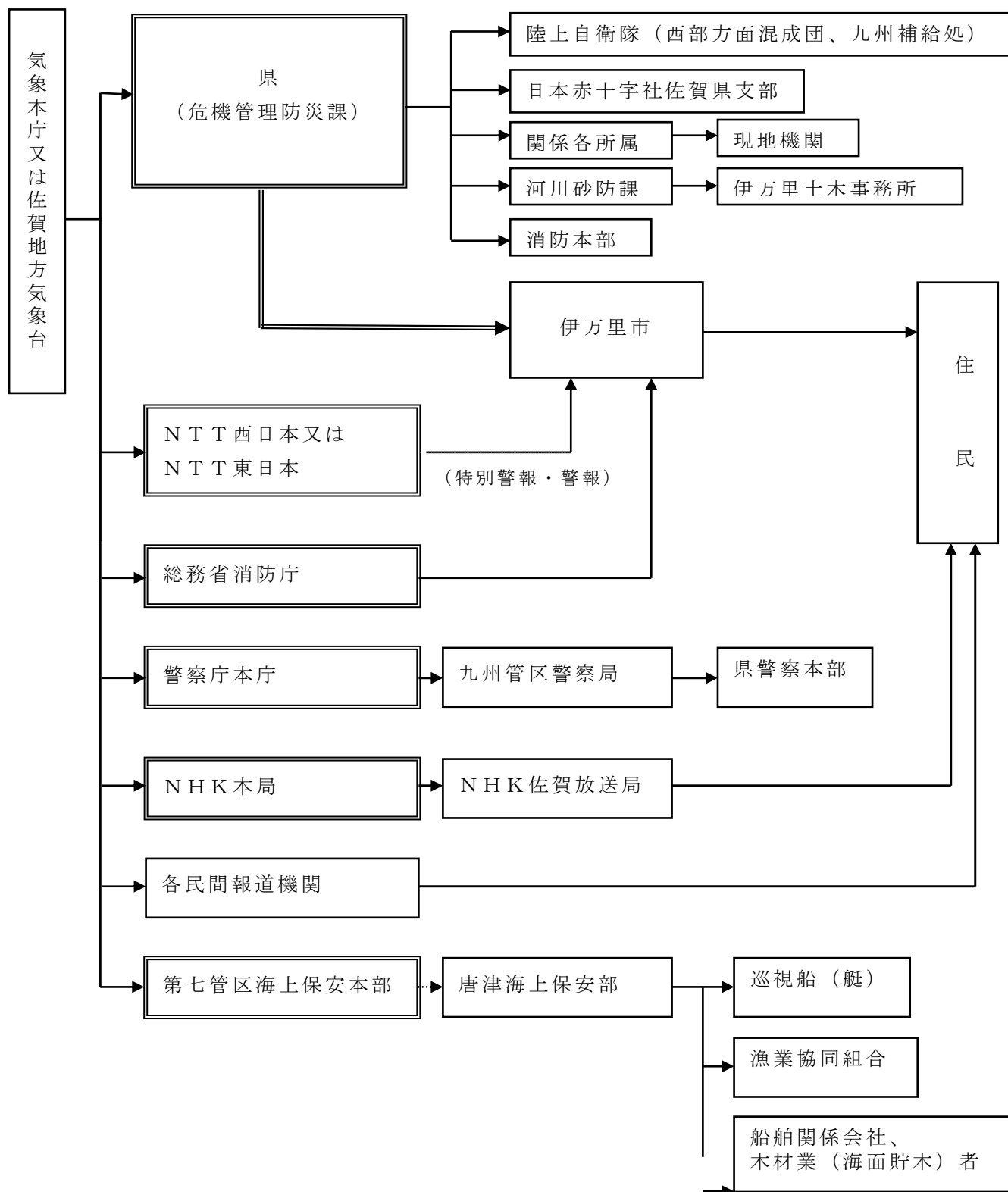
(7) 津波予報

発 表 基 準	内 容
津波が予想されないとき	（地震情報に含めて発表） 津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	（津波に関するその他の情報に含めて発表） 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	（津波に関するその他の情報に含めて発表） 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴に際しては十分な留意が必要である旨発表

2. 情報の伝達

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達経路は、次のとおりである。

【大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達】



※ 1 () : 法定伝達先 (気象業務法施行令第 8 条第 1 号)

※ 2 () : 大津波警報 (特別警報) の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路 (気象業務法第 15 条の 2)

※ 県からの情報伝達について、時間外の場合は、宿直室から連絡を受けた危機管理防災課職員が登庁した後伝達 (緊急の場合は、自宅から)

3. 関係機関による措置事項

(1) 市

気象庁から発信される緊急地震速報、震度速報等の地震情報や津波等に関する情報は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要であることから、以下により取り扱うものとする。

① 緊急地震速報の伝達

全国瞬時警報システム（J－A L E R T）で緊急地震速報を受信した場合は、直ちに市防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により住民等へ伝達する。

住民への情報伝達にあたっては、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、迅速かつ的確な伝達に努める。

② 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、県、警察署（交番、駐在所）、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、住民に周知する。

この場合、警察署、消防機関、県現地機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずるものとする。

イ 沿岸住民及び漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等、多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等、伝達先に漏れがないよう注意する。

ウ 地震・津波災害の危険度の高い施設には、情報伝達について特に配慮する。

③ 近地地震津波に対する自衛措置

ア 近海で地震が発生した場合、気象庁からの津波警報発表以前であっても津波が襲来するおそれがある。

市は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて、直ちに次の措置を講ずる。

i 海浜、港湾等にある者、海岸付近の住民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。

ii 海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。

イ 市に対する大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達は、放送による方が早い場合があるので、地震感知後少なくとも県内及び隣県の報道機関の放送を一定時間（1時間以上）聴取する。責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。報道機関からの津波警報が放送された場合においても、市は、直ちに、上記による措置をとるものとする。

ウ 災害により、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった市は、気象業務法施行令第10条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な措置を講じるものとする。

エ 市に設置している「佐賀県震度情報ネットワークシステム」端末の観測値等も参考にして、上記アに掲げる措置を速やかに実施するものとする。

④ 地震・津波災害に関する重要な情報の通報

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、

大きな引き波など) について、県、県警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民に周知し、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に通報するものとする。

⑤ 県からの大津波警報・津波警報・津波注意報の受信取扱い

県からの情報送信は、一斉指令システムを原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

(2) 気象台

① 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

気象庁は、警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、N T T 西日本又は N T T 東日本、N H K の機関等に通知する。

② 津波予報区の範囲

予報区 …… 佐賀県北部、有明・八代海

③ 警報、土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げ

佐賀地方気象台及び県は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、警報、土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。

(3) 県

① 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、気象台から通報を受けたときは、直ちに、一斉指令システム等により市町及び消防機関に通知するとともに、関係部(局)及び関係の防災関係機関に通報する。

この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い、他の通信に先だった取り扱いを行うものとする。

② 近地地震、津波等に係る情報の伝達

県内市町で震度 4 以上の地震が観測された場合、震度情報ネットワークシステム等により収集した震度情報を、直ちに市町及び消防機関、県警察に伝達するとともに、関係部(局)及び関係する防災関係機関に通報する。

③ 地震・津波災害に関する重要な情報の伝達

地震・津波災害に関する重要な情報(地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など)について、佐賀地方気象台、市、県現地機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防機関、県警察に対して伝達するとともに、関係本部(部)、関係する防災関係機関に通報する。

通報を受けた本部(部)は、直ちに、所属関係現地機関に通報する。

④ 防災関係機関等への大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の送信方法

市、消防機関及び防災関係機関への送信は、一斉指令システム等を原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

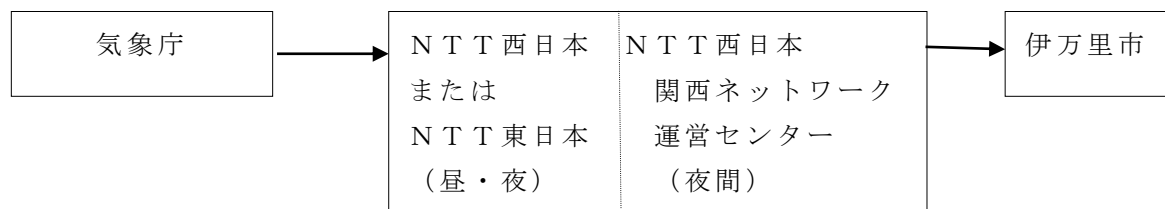
⑤ 警報、土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げ

佐賀地方気象台及び県は、二次災害を防止する観点から、必要に応じて、警報、土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。

(4) 県警察

- ① 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の通報
県警察は、九州管区警察局、佐賀地方気象台から大津波警報・津波警報・津波注意報の通報を受けたときは、直ちに、警察署に通知する。
 - ② 地震・津波災害に関する重要な情報の通報
地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、住民から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに関係市町に通報するものとする。
- (5) 消防本部
- ① 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達
大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、県から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、住民への周知を図る。
 - ② 近地地震津波に対する情報の伝達
沿岸の消防本部は、強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、地震津波の発生を考え、直ちに沿岸住民等に対して注意の呼び掛け、避難誘導活動等の措置をとる。
 - ③ 地震・津波災害に関する情報の伝達
地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）を収集又は入手したときは、これを市、県（危機管理防災課又は宿直室）及び関係する防災関係機関に通報するとともに、住民に周知する。
- (6) 海上保安部
- ① 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達
大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、第七管区海上保安本部、佐賀地方気象台等から通報を受けたときは、
ア 無線により、航行船舶及び操業漁船に周知し、注意喚起する。
イ 津波の到達まで十分時間がある場合は、巡視船艇により、港内在泊船、海上作業関係者、磯釣り客等に周知し、沿岸付近からの避難を勧告する。
ウ あらかじめ定めた伝達経路に従い、電話連絡等により漁業関係者、関係事業所等に周知する。
- (7) 西日本電信電話株式会社
- ① 大津波警報・津波警報の伝達
気象庁からＮＴＴ西日本またはＮＴＴ東日本等へ伝達された大津波警報・津波警報について、気象業務法に基づき、ＦＡＸにより沿岸市町に連絡する。
 - ② 警報の取扱い順位等
警報は、全ての通信に優先して取扱い、特に、大津波警報・津波警報は他の警報に優先して取扱う。

【大津波警報・津波警報の伝達経路】



第4章 災害応急対策計画

第1節 災害対策に係る体制

<計画の目的>

市域に地震が発生した場合、又は津波災害が発生し、若しくは津波予報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
災害情報連絡室	統括班 各班	
災害警戒本部	統括班 各班	
災害対策本部	統括班 各班	
職員の登庁	統括班 各班	

<計画の内容>

1. 災害情報連絡室

(1) 設置基準

- ① 市内で震度4の地震が発生した場合（自動設置）
- ② 市内沿岸に津波注意報が発表された場合（自動設置）
- ③ 市内で震度3の地震が発生し、これにより被害が生じた場合で防災危機管理課長が必要と認める場合

(2) 設置場所

総務部防災危機管理課に置く。

(3) 配備要員、所掌事務、廃止等。

伊万里市災害情報連絡室運営要領の定めるところによる。

2. 災害警戒本部

(1) 設置基準

- ① 市内で震度5強、5弱又は長周期地震動階級3の地震が発生した場合（自動設置）
- ② 市内沿岸に津波警報が発表された場合（自動設置）
- ③ 市内で震度4の地震が発生し、これにより大きな被害が生じた場合で総務部長が必要と認める場合
- ④ 津波により大きな被害が発生した場合で総務部長が必要と認める場合

(2) 廃止基準

- ① 災害の危険が解消し、又は災害の応急対策が必要でないと総務部長が認めたとき
- ② 災害対策本部が設置されたとき

(3) 設置場所

総務部防災危機管理課に置く。

(4) 配備要員、構成

伊万里市災害対策配備要員名簿「連絡室連絡員（及び連絡室配備要員）」に定めるところによる。

(5) 所掌事務

災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係各機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整。

(6) 配備体制の公表

災害警戒本部を設置したときは、次により直ちに公表するものとする。災害警戒本部を廃止したときも、同様とする。

災害警戒本部設置（廃止）の通知先、方法

通 知 先	方 法
県危機管理防災課	防災情報共有システム（GIS）又は一般有線電話
伊万里土木事務所	防災情報共有システム（GIS）又は一般有線電話
伊万里警察署	一般有線電話
報道機関	Lアラート（災害情報共有システム）等
市民	有線テレビ、ホームページ等
庁内	職員連絡メール等

(7) 勤務時間外（夜間、休日等）における職員の参集

配備要員となっている職員は、勤務時間外において地震が発生し、その揺れの程度が市域で震度5（強・弱）であること並びに災害警戒本部の設置をテレビ、ラジオ等により知ったときは、災害警戒本部による指令を待つことなく、自発的に参集しなければならない。

3. 災害対策本部

(1) 設置基準

- ① 市内で震度6弱以上又は長周期地震動階級4の地震が発生した場合（自動設置）
- ② 市内沿岸に大津波警報が発表された場合（自動設置）
- ③ 市内で震度5強以下の地震が発生し、これにより甚大な被害が生じた場合で市長が必要と認める場合
- ④ 津波により甚大な被害が発生した場合で市長が必要と認める場合

(2) 廃止基準

災害の危険が解消し、又は災害の応急対策が完了したと市長が認めたとき

(3) 設置場所

本庁本館3階「第3会議室」に置く。ただし、第3会議室が使用不能の場合は、消防本部に置く。

(4) 配備要員、所掌事務、構成等

災害対策本部規程（昭和38年災害対策本部訓令第1号）及び災害対策本部運営要領（昭和38年災害対策本部訓令第2号）の定めるところによる。

(5) 配備体制及び平常業務の取扱い

災害対策本部の配備体制及び災害対策本部設置時の平常業務の取扱いは、次のとおりとする。

種別	体制の基準	平常業務の取扱い
第 1 配備	局地的に甚大な被害が発生したとき	第 1 配備職員を除く職員で実施する。
第 2 配備	市内全域に甚大な被害が発生したとき	必要最小限の市民サービス業務を除き、災害が鎮静するまで中止する。

(6) 業務継続性の確保

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

4. 職員の登庁

(1) 自主登庁の原則

職員は、次のいずれかに該当するときは、所属長からの指示を待つことなく、速やかに登庁する。

- ① 「市内で震度 6 弱以上の地震が発生」又は「市内沿岸に大津波警報が発表」されたことを覚知したとき
- ② 勤務時間外において災害対策本部の設置を覚知したとき

また、その他市内に甚大な被害をもたらす災害等と自ら判断したときは、所属長等に連絡し、その指示を受けるものとするが、所属長等と連絡がとれない場合は、速やかに登庁する。

なお、旅行等で遠隔地におり、物理的に速やかな登庁が困難な場合は、所属長等にその旨を報告し、指示に従う。

各所属等は、自主登庁の補完措置として、通信連絡が可能な範囲において所属職員に連絡し、招集を行う。

(2) 登庁時の留意事項

① 安全の確保

災害が発生した場合は、自己及び家族等の安全を確保（安全な場所への避難や応急措置等）し、火災や道路の損壊等に十分注意しながら登庁する。

② 安否の報告

登庁前に、所属長等に安否の報告を行う。所属長等に連絡が取れない場合は災害対策本部に報告を行う。

③ 登庁場所

原則として、自己の所属に登庁する。ただし、交通途絶等により所定の場所に参加することができない場合は、最寄りのコミュニティセンターに参加しなければならない。

④ 被災者の救助等

所在地付近で著しい被害が発生し、避難誘導や負傷者の迅速な救助活動が必要な場合は、当該活動を支援し、目途がついた段階で登庁する。

⑤ 登庁の手段

交通機関が寸断され、道路事情が悪化している場合は、徒歩、自転車、バイクのいずれかによることとし、原則として、自動車は使用しない。

⑥ 登庁時の携行品

登庁に際しては、可能な限り、3日分程度の食料、飲料水、着替え、タオル等とともに、季節に応じた防寒具、雨具、懐中電灯、携帯ラジオ等の携行に努める。

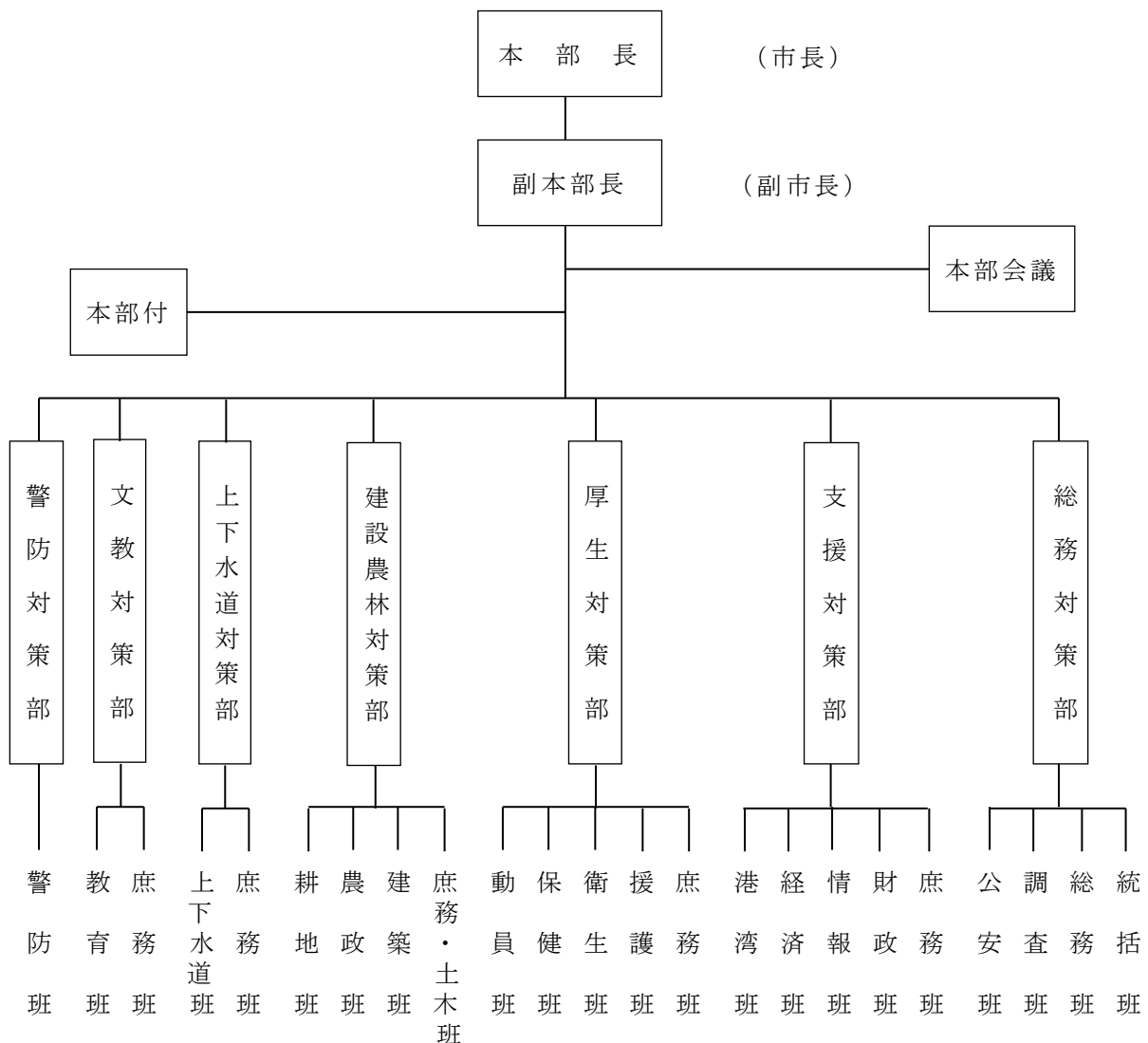
⑦ 登庁途中における被害状況の把握と報告

災害応急対策のために、可能な範囲で登庁途中における被害状況を把握（可能な範囲で、携帯電話のカメラ機能を活用して画像情報を収集することに留意）し、甚大な被害等と判断した場合は、随時災害対策本部にメールで報告する（登庁途中に報告が出来ない場合は、登庁後、速やかに報告する）。ただし、情報収集が主目的ではないため、迅速な登庁に努める。

(3) 招集時の伝達ルート

災害対策本部運営要領の定めるところによる。

伊万里市災害対策本部の機構図



第2節 自衛隊派遣等応援・協力体制

<計画の目的>

地震災害、津波災害による被災地域での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、国、県、他の市町村その他防災関係機関と相互に協力して、応急対策を実施する。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
自衛隊への緊急通報及び応援要請	統括班	自衛隊 県
他の市町への応援要請	総務班	他の市町 県
緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請	警防班	県 指定公共機関、指定地方公共機関 消防機関
県への応援要請及び職員の派遣要請又はあっせんの要請	総務班	県 県警察
指定地方行政機関等への職員の派遣要請	総務班	指定地方公共機関 県
消防団との協力	警防班	消防庁 消防本部
県による代行、業務支援	総務班	県
相互協力	動員班	防災関係機関
応援協定	各担当班	県
受援計画のための措置	統括班	

<計画の内容>

1. 自衛隊への緊急通報及び応援要請

(1) 災害派遣要請

市長は、地震災害、津波災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、別記様式1により、知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。（別記様式1は別冊資料編）

なお、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

また、市長は、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を次の部隊等に通知することができる。（この場合において、通知を受けた者は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。）

市長は、これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

種 別	名 称	電 話 番 号
陸上自衛隊	西部方面混成団長（第3科）	0 9 4 2 - 4 3 - 5 3 9 1
海上自衛隊	佐世保地方総監（防衛部第3幕僚室）	0 9 5 6 - 2 3 - 7 1 1 1
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官（防衛部運用課）	0 9 2 - 5 8 1 - 4 0 3 1

○「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊の部隊の長一覧

	部隊の長	住所（担任部署）	電話番号	災害派遣の担任
陸上自衛隊	西部方面総監	熊本市東区東町1-1-1	(096) 368-5111	九州
	第4師団長	福岡県春日市大和町5-12 （師団司令部第3部）	(092) 591-1020	福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県
	西部方混成団長	久留米市国分町100 （混成団本部第3科）	(0942) 43-5391	佐賀県（鳥栖市、 神崎市、神埼郡、 三養基郡を除く）
	九州補給処長	神埼郡吉野ヶ里町立野 （企画室防衛班）	(0952) 52-2161	鳥栖市、神崎市、神 埼郡、三養基郡
海上自衛隊	佐世保地方総監	長崎県佐世保市平瀬町 （防衛部第3幕僚室）	(0956) 23-7111	九州（大分県、宮崎 県を除く）及び山口 県の一部
航空自衛隊	西部航空方面隊 司令官	福岡県春日市原町3-1-1 （防衛部運用課）	(092) 581-4031	九州（宮崎県を除 く）、広島県、岡 山県、愛媛県、高 知県
	第8航空団司令	福岡県筑上郡椎田町西八田	(0930) 56-1150	
	第3術科学学校長	福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋 1455-1	(093) 223-0981	

(2) 予防派遣

災害派遣の要請は、既に災害が発生している場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合においても行うことができる。

(3) 自主派遣

地震災害、津波災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないときは、自衛隊は、要請を待つことなく、その判断に基づいて自主派遣を行う。（自衛隊法第83条第2項）

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる体制で対応する。

また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、市及び県、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。

さらに、被災直後の県及び市町は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について、「提案型」の支援を

自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

自主派遣を行う際の判断の基準とすべき事項は、防衛省防災業務計画第3の6の(2)のとおりである。

(4) 派遣部隊への措置（受入れ体制）

県又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿舎、車両及び資機材等の駐車場及び保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置を講じるものとする。

① 部隊の受入れ準備

次の受入準備を整える。

ア 派遣部隊及び県との連絡を担当するため、連絡担当員を指名する。

イ 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるようにしておく。

ウ 部隊が集結した後、直ちに派遣部隊の長とイの計画について協議し、調整の上、必要な措置を講じるものとする。

② 連絡所、派遣部隊用の施設

連絡所、派遣部隊用の施設として、市は、部隊の規模等必要に応じ、市の施設を宿舎として確保する等、受入れのための措置をとる。

③ 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、職員又は消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって派遣部隊を集結地に誘導する。

④ 自衛隊の活動等に関する報告

市は、派遣部隊の長から、当該部隊の長の官職指名、隊員数、到着日時、さらに従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜、県危機管理防災課（総括対策部）に報告するものとする。

⑤ ヘリポートの確保

ヘリコプターによる派遣部隊の受入れを要する場合は、次の場所をヘリポート用地としてあてる。

施設名	所在地	面積㎡	電話番号	管理者
啓成中学校グラウンド	木須町131	24,375	22-3600	校長
大坪小学校グラウンド	大坪町甲2501-3	12,106	23-6148	校長
黒川小学校グラウンド	黒川町大黒川1355-1	12,938	27-0010	校長
大川運動広場	大川町大川野3340-1	9,116	29-2001	教育委員会
東陵中学校グラウンド	松浦町提川200	22,784	26-2012	校長
国見台球技場	二里町大里甲2153-1	13,000	23-2632	教育委員会
国見中学校グラウンド	東山代町長浜1750	14,087	23-5195	校長
東山代小学校グラウンド	東山代町里70-1	2,280	28-0024	校長

(5) 派遣部隊の活動範囲

自衛隊の災害派遣部隊が実施する活動の具体的な内容は、次のとおりである。

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等、状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索援助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。（消火薬剤等は、通常関係機関が提供）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、給水及び入浴	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和３３年総理府令第１号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(6) 活動用資機材の準備

自衛隊が災害派遣にあたり準備する器材等は、おおむね次のとおりである。

- ① 通信、輸送、会計、整備及び衛生の部隊で自衛隊のためにする諸器材
- ② 自衛隊の長が定める現有装備品（増加装備品を含む）及び現有訓練用品等
- ③ 山地、河川、湖沼又は沿海地域等及び水害時等危険を伴う災害時における派遣に

あつては、救命胴衣、浮輪及び命綱その他安全上必要な装備品

- ④ 自衛隊等の指揮連絡用の火器及びロープ発射機等災害救援のために直接必要な火薬類

- ⑤ 派遣部隊等の糧食

- ⑥ 派遣部隊等の車両燃料及び油脂

- ⑦ 派遣部隊の衛生資材で、患者の収容、治療、護送、防疫に必要なもの、及び浄水錠、救急包帯等自衛隊が準備する前記の器材等以外のもので、作業に必要なものは、すべて県又は市が準備するものとする。

ただし、前記の器材等と同様のものを県又は市で準備している場合は、自衛隊はこれを使用することができる。

- (7) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した費用の負担については、県地域防災計画に基づき行う。

- (8) 派遣部隊の撤収要請

本部長（市長）は、災害派遣の目的を達成され、その必要がなくなったときは、別記様式2により知事に対し、災害派遣部隊の撤収要請の依頼を行う。

（別記様式2については別冊資料編）

2. 他の市町への応援要請

市は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町に対し、応援要請を行うものとする。

3. 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請

市又は消防本部は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「佐賀県緊急消防援助隊受援計画」、「佐賀県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、県に対し、要請の連絡を行う。

県は、要請を受け、必要と認めた場合、直ちに消防庁に対し要請を行う。

4. 県への応援要請及び職員の派遣要請又はあっせんの要請

- (1) 市は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認める時は、県に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。

- (2) 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、県に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。

- (3) 派遣要請者は、市長等で、要請先は県危機管理防災課（統括対策総括班）とする。

5. 指定地方行政機関等への職員の派遣要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

※要請必要事項

要請の必要事項は、下表のとおりであるが、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。（自衛隊及び緊急消防援助隊、広域航空消防応援への要請時を除く。）

要請の内容	要請に必要な事項	根 拠
他の市町に対する応援要請	(1) 災害の状況 (2) 応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (4) 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策） (6) その他必要な事項	○災害対策基本法第67条、第68条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合	(1) 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 (2) 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他必要な事項	○災害対策基本法第29条、第30条 ○地方自治法第252条の17
他県消防の応援の要請を求める場合	(1) 災害発生日時 (2) 災害発生場所 (3) 災害の種別・状況 (4) 人的・物的被害の状況 (5) 応援要請日時 (6) 必要部隊数 (7) その他の情報	○消防組織法第44条

6. 消防団との協力

消防団は、市や消防本部との協力体制の下、地震災害時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

- ① 避難誘導活動
- ② 河川やがけ地などの危険箇所の警戒巡視活動
- ③ 被災者の救出・救助活動
- ④ 土のう積みなどの災害防除活動
- ⑤ その他の災害応急対策業務

7. 県による代行、業務支援

県は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき応急措置のうち、次に掲げる特に急を要する重大な事項について、市に代わって実施する。

事 項	根 拠
1 避難の指示等 2 屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法第60条第6項
3 警戒区域の設定 4 物的応急公用負担及び障害物の除去等 5 人的公用負担	災害対策基本法第73条第1項

また、県は、災害の規模が激甚などの理由により、市が十分な災害応急対策活動を行

えていないと判断した場合、市災害対策本部や被災現場に職員を派遣し、市災害対策本部の運営等の支援を行うものとする。

8. 相互協力

(1) 基本的事項

他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急処置の実施に支障がない限り、協力又は便宜を供与するものとする。

(2) 応援を受けた場合の費用の負担

他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急処置に要する費用の負担は、災害対策基本法第92条に定めるとおり、応援を受けた側が負担することとなり、費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

- ① 派遣職員の旅費相当額
- ② 応急処置に要した資材の経費
- ③ 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
- ④ 救援物資の調達、輸送に要した費用
- ⑤ 車両機器等の燃料費、維持費

9. 応援協定

市は、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できない場合には、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、応援を要請する。

(1) 防災関係機関との協定

市は、災害時において、防災関係機関の円滑な協力が得られるよう、協定等を締結しており、これにより協力を要請する。

なお、協定等の締結内容等は、資料編のとおりである。

(2) 消防機関の応援協定等

消防本部は、他の県内全消防機関及び隣接する県外市町消防機関との相互応援協定等を締結しており、これに基づき、応援を求める。

10. 受援のための措置

市は、他の地方公共団体、防災関係機関、国、民間ボランティア及び企業等からの支援・協力等を効果的・効率的に受けるため、市が中心となり行うことが適当な事務等について受援計画の策定に努め、受け入れに必要な措置を講ずるものとする。

《受援計画に定める事項例》

- (1) 地元の被災状況や災害ニーズの把握・伝達方法
- (2) 参集場所・活動拠点等に関する情報
- (3) 活動地域等に関する連絡調整方法
- (4) 応援に必要な情報の収集・提供方法

第3節 情報の収集・連絡・報告

＜計画の目的＞

防災関係機関は、地震災害時において応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また収集した情報を県及び他の防災関係機関に迅速、的確に伝達・連絡するものとする。

この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う。

また、市、県は、法令等に基づき、被害状況等を国に報告する。

＜計画の担当機関＞

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
災害情報の収集・連絡	情報班 警防班	消防本部 防災関係機関
情報の共有	総務班 情報班 警防班	消防本部 防災関係機関
被害情報の報告	情報班	防災関係機関

＜計画の内容＞

1. 災害情報の収集・連絡

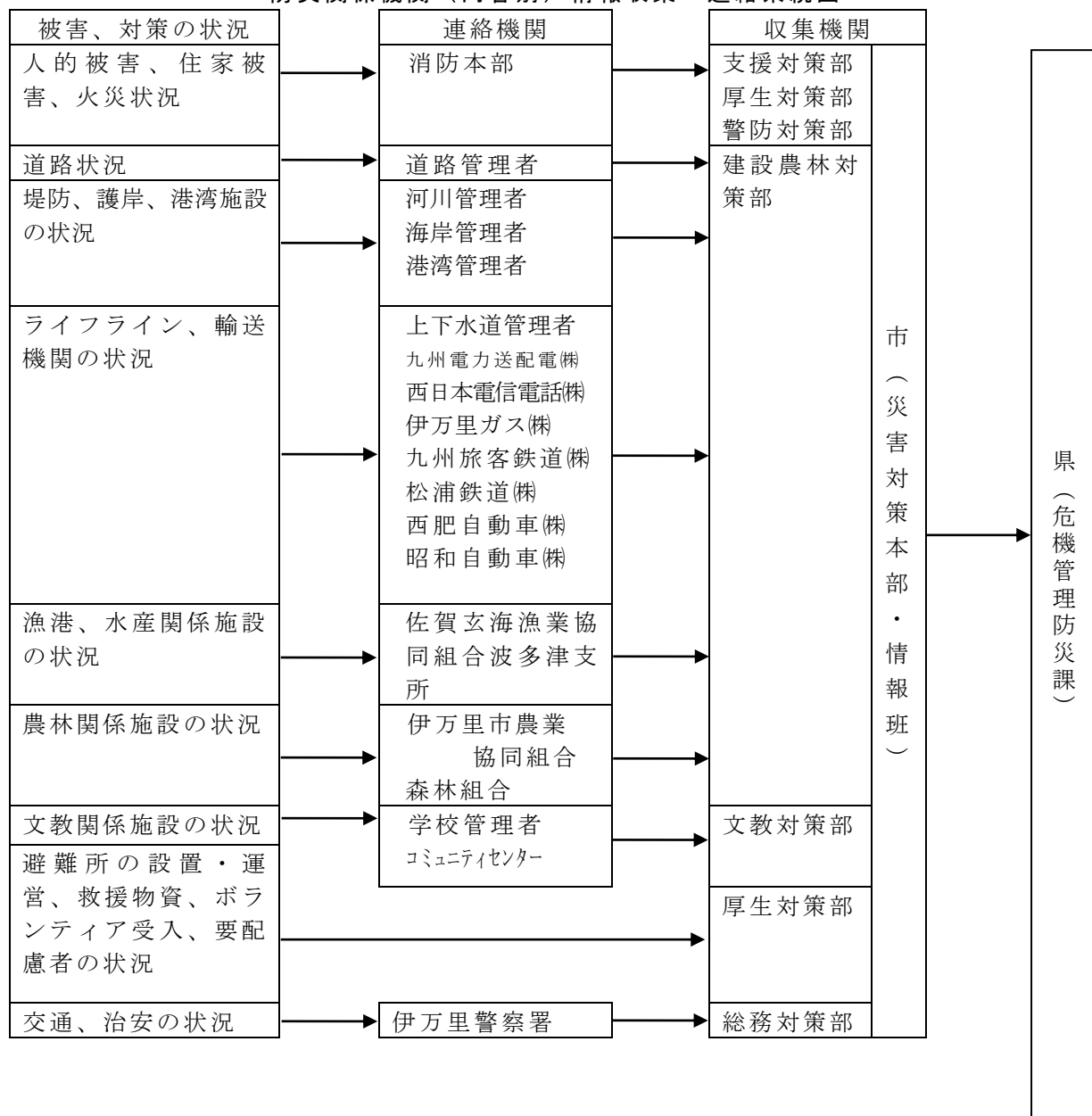
市及び防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集し、次の表のとおり、迅速かつ的確に連絡するものとする。

災害情報の連絡にあたっては、佐賀県一斉指令システム、消防無線、水道無線、電話、ファックス、電子メール等、最も迅速かつ確実な方法により行うものとする。

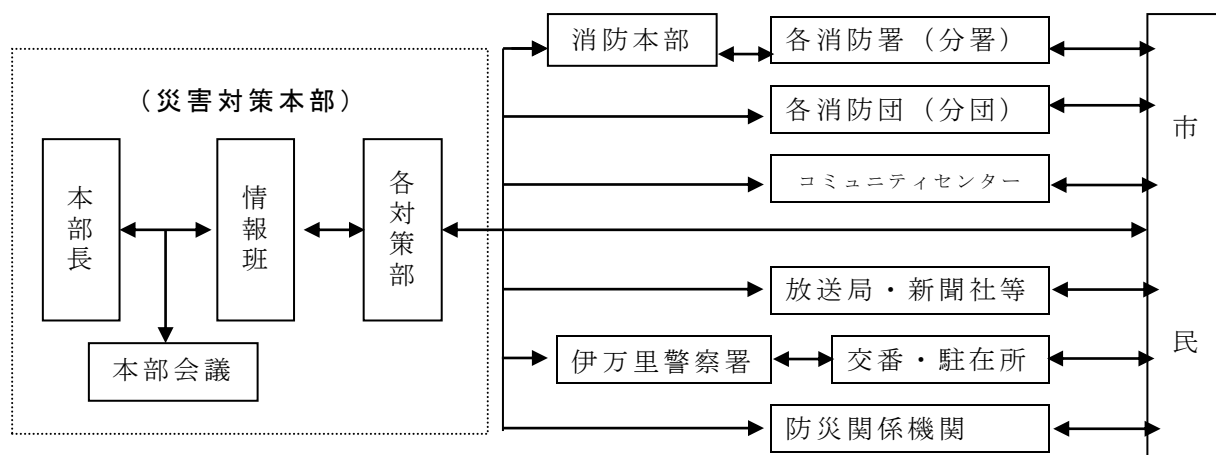
さらに、必要に応じ、デジタルカメラ、スマートフォン、ドローン、ビデオ等を活用し、画像情報の連絡に努めるものとする。

市は、防災関係機関から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災関係機関に連絡する。

防災関係機関（内容別）情報収集・連絡系統図



災害対策本部と市民との情報通信系統図



2. 情報の共有

市、その他の防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

市は、要救助者の迅速な把握のため、行方不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者の絞り込みに努めるものとする。

3. 被害情報の報告

市及び県、消防本部は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）に基づき、国に対し、被害状況等を報告する。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、警察・消防など関係機関が把握している情報を積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。被害情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、国へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行う。

(1) 報告責任者

災害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、防災関係機関は、報告責任者を定め、数字等の調整を含め、責任を持った報告をするものとする。

(2) 報告の要領

① 報告の種類等

種 類	報 告 す る 情 報	時 期
被害概況即報	緊急災害情報 ア 震度情報ネットワークシステムの情報 イ 画像情報 ウ 主要緊急被害情報 (ア) 概括的被害状況 (人的被害、住家被害、危険物施設等の被害状況、火災・津波・土砂災害等の発生状況等) (イ) ライフライン被害の範囲 (ウ) 医療機関へ来ている負傷者の状況 (エ) 119番通報が殺到する状況 等	災害の覚知後直ちに特に、震度4以上の地震が発生した場合、又は津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合には、30分以内に、応急対策の状況を含めて、報告する。

被害状況即報	被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害 等 対策復旧情報 ア 応急対策の活動状況 イ 災害対策本部の設置、活動状況	逐次
災害確定報告	被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害 等 対策復旧情報 ア 応急対策の活動状況 イ 災害対策本部の設置、活動状況	応急対策を終了した 後 20 日以内

② 報告を必要とする災害の基準

災害対策基本法第 53 条第 2 項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告するもの 〔災害対策基本法第 53 条第 1 項の規定に基づき、市町が県に報告できずに、内閣総理大臣に報告する場合も含む〕	ア 県において災害対策本部を設置した災害 イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害 ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害
火災・災害等即報要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの ※ 基準に該当する災害が発生するおそれがある場合を含む	【一般基準】 ア 災害救助法の適用基準に合致する災害 イ 県又は市が災害対策本部を設置した災害 ウ 2 県以上にまたがるもので、1 の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する特別警報が発表された災害 オ 自衛隊に災害派遣を要請した災害 【個別基準】 ア 震度 5 弱以上を記録したもの（震度 6 弱以上については、特別警報に該当） イ 津波警報又は津波注意報が発表されたもの（大津波警報については、特別警報に該当） ウ 人的被害又は住家被害を生じたもの 【社会的影響基準】 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い災害
災害報告取扱要領に基づき、消防庁	ア 災害救助法の適用基準に合致する災害

(長官)に報告するもの	イ 県又は市が災害対策本部を設置した災害 ウ 当初は軽微であっても、2 県以上にまたがるもので、1 の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ 被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害 オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる災害
-------------	--

災害対策基本法に基づき市（又は県）が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

(3) 報告の要領

① 被害概況即報

ア 初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、佐賀県防災GISの災害報告機能によるもの及び様式「災害情報聴取表」に基づくものとし、市は、地震災害又は津波災害の発生後直ちに、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）を経由して、県（危機管理防災課（統括対策部））に報告する。

イ 市の区域内で、震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）又は、死者又は行方不明者が生じた災害が発生した場合、市は、第1報に加え、直接消防庁に対しても報告する。

② 被害状況即報

ア 被害状況の判明次第、逐次報告するもので、佐賀県防災GISの災害報告機能によるもの及び様式「災害状況一覧表」「避難者名簿」に基づく内容とし、市は、県関係現地機関、県各部（局）（各対策部）を経て、県（危機管理防災課〔総括対策部〕）に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各部（局）（対策部）に報告できない場合は、直接県（危機管理防災課（統括対策部総括班））に報告する。この際、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、市は、直接消防庁へ報告するものとする。

その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告するものとする。

イ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市内（海上を含む。）で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは外務省）又は都道府県に連絡する。

ウ 市は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を県（危機管理防災課〔総括対策部〕）に報告するものとする。

③ 災害確定報告

被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後 20 日以内に、報告する。報告の経路は、②のとおりとする。

通信手段		平日(9:30~18:15) 応急対策室	左記以外 宿直室
消防庁	N T T 電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	N T T F A X	03-5253-7537	03-5253-7553

防災関係機関（県）連絡先一覧

機 関 方 法		危機管理防災課	伊万里保健 福祉事務所	伊万里 警察署	伊万里 土木事務所	伊 万 里 農林事務所
N T T	電 話	0952-25-7362 (0952-25-7107)	23-2101	23-3144	23-4151	23-5171
	F A X	0952-25-7262	22-3829	23-4010	22-3449	23-0057

第4節 通信計画

＜計画の目的＞

地震、津波の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳などにより、一般加入電話の使用が困難となった場合においては、防災関係機関は、多様な通信手段を活用するとともに、専用通信設備等の応急復旧を速やかに行い、災害時における通信の確保を図る。

＜計画の担当機関＞

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
通信連絡手段の確保及び活用	情報班 統括班	防災関係機関 県

＜計画の内容＞

1. 通信連絡手段の確保及び活用

地震、津波の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳などにより、一般加入電話の使用が困難となった場合は、多様な通信手段を活用し、災害時における通信の確保を図る。

(1) 有線電話

災害時には、有線電話を通信手段の基本とする。

① 一般加入電話

使用可能な範囲内において、災害時における市民、防災関係機関との通信手段の基本とする。

② 災害時優先電話

災害時において一般加入電話回線が異常に輻輳した場合にも、発信規制の対象とされない電話であり、次のとおりNTTがあらかじめ指定しているもの。被災地や途中の電話設備が全滅しない限り優先的に発信可能であるため、救助、応急対策等に必要な通信手段として利用する。

伊万里市所管の災害時優先電話

設 置 場 所			電話番号	設 置 場 所			電話番号
1	大川内小学校		23-2542	24	東陵中学校		26-2072
2	大川小学校		29-2005	25	松浦小学校		26-2050
3	大川浄水場		29-2131	26	南波多郷学館		24-2006
4	大坪小学校		23-6149	27	南波多郷学館		24-2007
5	啓成中学校		22-3601	28	山代東小学校		28-2009
6	黒川小学校		27-0014	29	山代公民館		28-2029
7	青嶺中学校		27-0053	30	山代中学校		28-2090
8	牧島小学校		23-3350	31	浦ノ崎浄水場		28-3074
9	建設農林水産部		23-2121	32	山代西小学校		28-3015
10	総合政策部（2階）		23-2122	33	伊万里小学校		23-4129
11	総務部		23-2123	34	黒川コミュニティセンター		27-1786
12	電話交換機室		23-2124	35	波多津コミュニティセンター		25-1140

13	立花小学校	23-2302	36	南波多コミュニティセンター	24-3054
14	秘書課	23-3390	37	大川コミュニティセンター	29-3161
15	消防本部	20-1205	38	二里コミュニティセンター	22-7836
16	情報政策課	23-5372	39	東山代コミュニティセンター	28-0840
17	上下水道部	23-5401	40	牧島コミュニティセンター	23-1427
18	休日・夜間急患医療センター	23-9910	41	大坪コミュニティセンター	23-1093
19	二里小学校	23-3463	42	大川内コミュニティセンター	23-0419
20	有田川浄水場	23-3070	43	松浦コミュニティセンター	26-2001
21	波多津小学校	25-0064	44	立花コミュニティセンター	20-4567
22	東山代小学校	28-0323	45	伊万里コミュニティセンター	23-9988
23	国見中学校	23-0325	46	市民センター	22-3912

(2) 無線

有線電話の使用が困難となった場合などの通信手段として、無線を利用する。

① 佐賀県防災行政無線

県防災行政無線は、災害時において防災に関する情報の通信を行うため、有線回線（光ケーブル）及び無線回線（地上系）により県本庁を中心として市、消防本部、土木事務所、防災航空センター、その他防災関係機関との間をネットワーク化した通信網で、メール、電話、FAX、映像及び防災情報等のデータの送受信ができ、県及び関係機関との有効な通信手段として利用する。

区分 機関名	接続回線		通信内容				県庁から一斉指令可能
	地上系無線	有線 (注1)	電話	FAX	映像 (注2)	防災データ	
市	○	○	○	○	○	○	○
消防本部	○	○	○	○	○	○	○
伊万里土木事務所	○	○	○	○	○	○	○
防災航空センター	○	○	○	○	○	○	○

注1) 公共ネットワークの光ケーブル回線を含む。

2) 映像については、県本庁統制局からのみ送信が可能。

② 消防無線、水道無線

有線電話の使用が困難となった場合は、災害対策本部において消防無線、水道無線を優先的に使用するものとし、その他の場合においては、消防無線、水道無線それぞれの無線通信施設の管理者が補完的な通信手段として使用する。この場合において、管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑かつ迅速な通信の確保に努める。

③ 災害時優先携帯電話

災害対策本部相互、又は現地で応急対策に従事している者等との補完的な通信手段として使用する。

また、被災地への電話が集中し、電話がつながりにくい事態においても、優先的に通信を確保し、発信、接続するため、災害時優先電話として活用する。

災害対策本部災害時優先携帯電話	電 話 番 号
	0 9 0 - 1 8 7 4 - 0 4 3 2 0 8 0 - 2 7 5 2 - 7 1 0 0

(3) 公共放送機関の利用

市は、地震災害時において、住民、事業所、市職員、関係機関等に対し、緊急に通知、要請、伝達又は警告の伝達をする必要があり、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

但し、放送事業者と協議して定めた手続きにより、これを行わなければならない。

(4) 災害対策用移動通信機器等

市は、必要に応じ、九州総合通信局・電気通信事業者等が所有する災害対策用移動通信機器等の借受申請を行い、貸与を受けるものとする。

(5) インターネットの利用

インターネットを利用して、メール、画像及びデータ等による情報の収集・伝達を行う。

(6) アマチュア無線

市は必要に応じ、アマチュア無線関係団体に対し、通信に係る協力要請を行う。

第 5 節 従事命令及び協力命令

< 計画の目的 >

知事、市長等（市長、市長の委任を受けてその職権を行う市の吏員、市長若しくはこの吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは警察官又は海上保安官、以上の者がその場にいないときは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官を含む。）は、応急措置を実施するため特に必要があると認めるとき、又は緊急の必要があると認めるときは、法令等に基づき、従事命令、協力命令を執行する。

< 計画の担当機関 >

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
従事命令等の種類と執行者	動員班 警防班	県 県警察 海上保安部 自衛隊 消防本部
従事命令等の対象者	動員班 警防班	県 県警察 海上保安部 自衛隊 消防本部

< 計画の内容 >

1. 従事命令等の種類と執行者

従事命令又は協力命令の別、対象作業、執行者等は、次のとおりである。

対 象 作 業		種 類	執行者	根 拠 法 令
災害応急 対策作業	応急措置一般	従事命令	知事	災害対策基本法第 7 1 条 第 1 項、第 2 項
		協力命令	市長	
	災害応急対策 全般	従事命令	市長等	災害対策基本法第 6 5 条 第 1 項、第 2 項
災害救助活動 （災害救助法に基づく救助）		従事命令	知事	災害救助法第 7 条、 第 8 条
		協力命令		
危害防止のための措置		措置命令	警察官	警察官職務執行法第 4 条
非常事変に際し必要があるとき の協力		協力命令	海上保安官	海上保安庁法第 1 6 条
消防作業		従事命令	消防吏員 消防団員	消防法第 2 9 条第 5 項
水防作業		従事命令	水防管理者 水防団長 消防長	水防法第 2 4 条

2. 従事命令等の対象者

従事命令等の区分によるその対象者は、次のとおりである。

命 令 の 区 分	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工・左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令	応急措置又は救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官の従事命令	市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による措置命令	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
海上保安庁法による協力命令	付近にある人及び船舶
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防長の従事命令	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第 6 節 救助活動計画

<計画の目的>

地震災害により救助すべき者が発生した場合は、消防本部、県、警察、海上保安部及び災害派遣された自衛隊と相互に協力し、迅速かつ的確な救助活動を行う。

また、自主防災組織及び住民は、自発的に救助活動を行うとともに、防災機関の救助活動に協力するよう努める。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
自主防災組織等の救助活動等	警防班 統括班	消防本部
救助活動	警防班	県警察 海上保安部 消防本部
応援要請	警防班	自衛隊 消防庁 県 消防本部
拠点等の確保	総務班	警察 消防庁 自衛隊
消防団	警防班	消防庁 消防本部

<計画の内容>

1. 自主防災組織等の救助活動等

地震が発生した場合、被災地内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び住民は、自らの安全を確保しつつ、次により自発的な救助活動を行うとともに、消防本部等が実施する救助活動に協力するよう努める。

- (1) 近隣又は事業所内に救助すべき者がいるか、早期に把握する。
- (2) 救助用資機材を活用し、組織的な活動に努める。
- (3) 救助活動に当たっては、可能な限り消防本部等と連携をとるものとし、自らの活動では救助が困難と認める場合は、消防本部等に連絡し、早期救助を図る。

2. 救助活動

(1) 現地調整所の設置

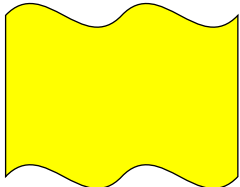
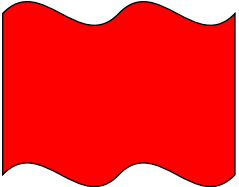
- ① 市及び県は、地震発生後速やかに、災害規模の把握に努め、消防・警察・海上保安庁・自衛隊・災害派遣医療チーム（DMAT）等の部隊が連携して活動を行うため、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等の情報共有など部隊間の調整を行う。

また、救助された負傷者については、医療機関（医療救護所を含む）に収容する。

② 避難者情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重症者などがいることについての情報を、防災ヘリ 等に容易に把握させるために、情報伝達用サインを統一する。

○規格 概ね 2 m × 2 m の布

	避難者がいることをしめす。 ((黄色))		避難者の中に重症者や要配慮者など緊急に救助を要する者がいることをしめす。(赤色)
---	-------------------------	--	--

3. 応援要請

(1) 県内の他の消防機関

消防本部は、自ら行う救助活動だけでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」等の定めるところにより、近隣及び県内の他の消防機関に対し、応援の要請を行う。

(2) 県内他市町又は県

市は、消防本部との救助活動だけでは、なお不十分と認めた場合は、県内他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援を要請する。

(3) 県消防防災ヘリコプター

市又は消防本部は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

(4) 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援

市又は消防本部は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、消防庁へ緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、要請の連絡を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ連絡する。

(5) 自衛隊

市は、以上の措置を講じても、なお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の派遣の要請を要求する。

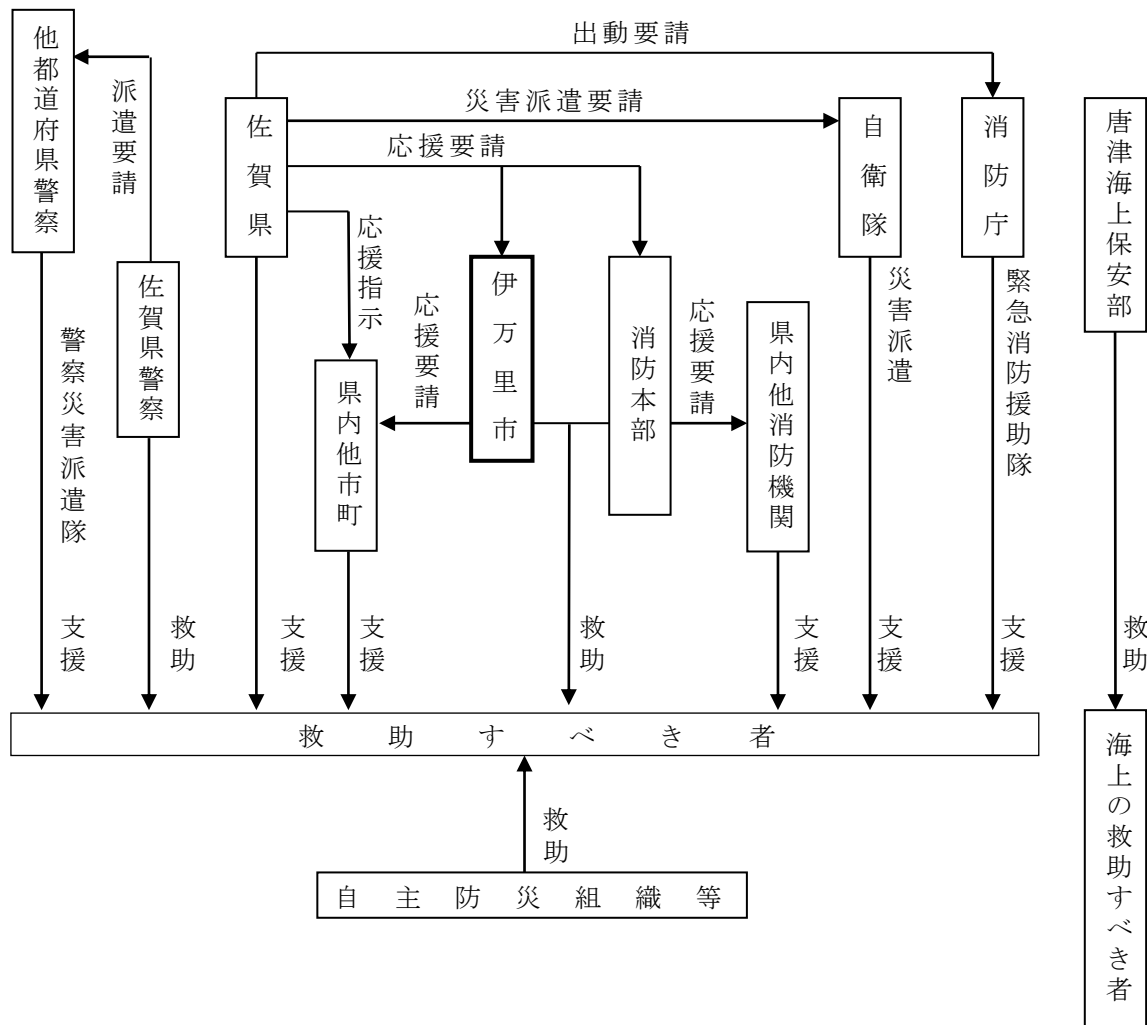
4. 拠点等の確保

市及び県は、道の駅等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

5. 消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、救助を行うものとする。

救 助 活 動 の 流 れ



6. 県警察

県警察は、市と協力して、次の活動を行うとともに、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣を要請する。

- ① 被災者の救助、救護
- ② 行方不明者の捜索
- ③ 救助活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

7. 海上保安部

海上保安部は、船舶海難等により被災者又は行方不明者が発生した場合は、情報の収集・確認に当たるとともに、巡視船艇を出動させ、救助、捜索に当たる。また、必要な場合は、第七管区海上保安部に対し、航空機の出動、巡視船艇の増援を要請する。

第 7 節 保健医療活動

< 計画の目的 >

地震により、保健医療機関が被災し機能が低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、国、県、日本赤十字社佐賀県支部、伊万里・有田地区医師会、佐賀県医師会等の応援を得て、迅速かつ的確で効率的な保健医療活動を実施する。

< 計画の担当機関 >

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
保健医療活動	保健班	医師会
救護所の設置、運営	保健班	県 保健福祉事務所 医師会 医療機関
保健医療活動チーム	保健班	国 県 日本赤十字社
人工透析対策	保健班	県 医療機関
保健医療福祉ボランティア	保健班	県

< 計画の内容 >

1. 保健医療活動

伊万里・有田地区医師会及び伊万里・有田地区歯科医師会は、地震災害時に県から要請があった場合、又は自ら進んで会員の医療機関の被害状況を調査するとともに、会員に対し、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じ、また、新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう要請し、医療活動の確保を図る。また、必要に応じ、市は、佐賀県医師会による医療活動等についての要請を県に依頼する。

2. 救護所の設置、運営

(1) 設置

傷病者に対して医療活動を行うため、緊急避難場所、避難所、保健センター等に救護所を設置するものとし、必要と認めるときは、県に対し、適当な場所に救護所の設置を要請する。

(2) 広報、報告

救護所を設置したときは、速やかに被災者や住民に対し、広報車等により設置内容等を周知するとともに、県に報告する。

(3) 運営

救護所の運営にあたっては、伊万里・有田地区医師会、市内医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等について、医薬品卸売業者等から調達する。医薬品、医療資機材の需給状況により不足する場合は、県に対し、医薬品、医療資機材の調達又は援助を要請する。

```

graph TD
    ImariCity[伊万里市] -- "要請及び報告" --> ImariOffice[伊万里保健福祉事務所]
    ImariCity -- "設置" --> ReliefCenter[救護所]
    ImariCity -- "協力要請" --> ImariDoctors[伊万里・有田地区医師会]
    ImariOffice -- "設置" --> ReliefCenter
    ImariOffice -- "報告" --> SagaPref[佐賀県]
    SagaPref -- "要請" --> MedicalInstitutions[医療機関等]
    SagaPref -- "協力要請" --> ImariDoctors
    Media[報道機関等] -- "要請" --> SagaPref
    Media -- "広報" --> Victims[被災者や住民等]
    ImariDoctors -- "要請" --> MedicalInstitutions
    Victims -- "広報" --> ImariCity
  
```

```

graph LR
    Imari[伊万里市] -- 要請 --> Wholesaler1[医薬品等卸業者]
    Wholesaler1 -- 供給 --> MR[医療救護所]
    Saga[佐賀県] -- 要請 --> WholesalerAssoc[医薬品等卸業団体]
    WholesalerAssoc -- 要請 --> Wholesaler2[医薬品等卸業者]
    Wholesaler2 -- 供給 --> MR
    Saga -- 搬送依頼 --> Storage[備蓄医薬品等管理委託先]
    Storage -- 供給 --> MR
    Saga -- 応援要請 --> Kyushu[九州・山口各県]
    Kyushu -- 搬送 --> TempStorage[臨時保管所  
(集積所)]
    Saga -- 援助依頼 --> National[国、その他の機関]
    National -- 搬送 --> TempStorage
    TempStorage -- 供給 --> MR
  
```

保健医療活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療チームのことであり、救護所等において医療活動を行う。

地震により傷病者が発生したときは、伊万里有田共立病院へ医師等の派遣要請を行い、速やかに保健医療活動チーム（医師１名、保健師又は看護師２名、薬剤師１名、事務職員１名及び運転手１名の計６名で構成）を設置し、救護所において保健医療活動にあたる。

市は、保健医療活動チームだけでは十分に対処できないと認めるときは、県に対し、保健医療活動チームの派遣を要請する。

– 95 –

(3) 県による派遣要請の調整

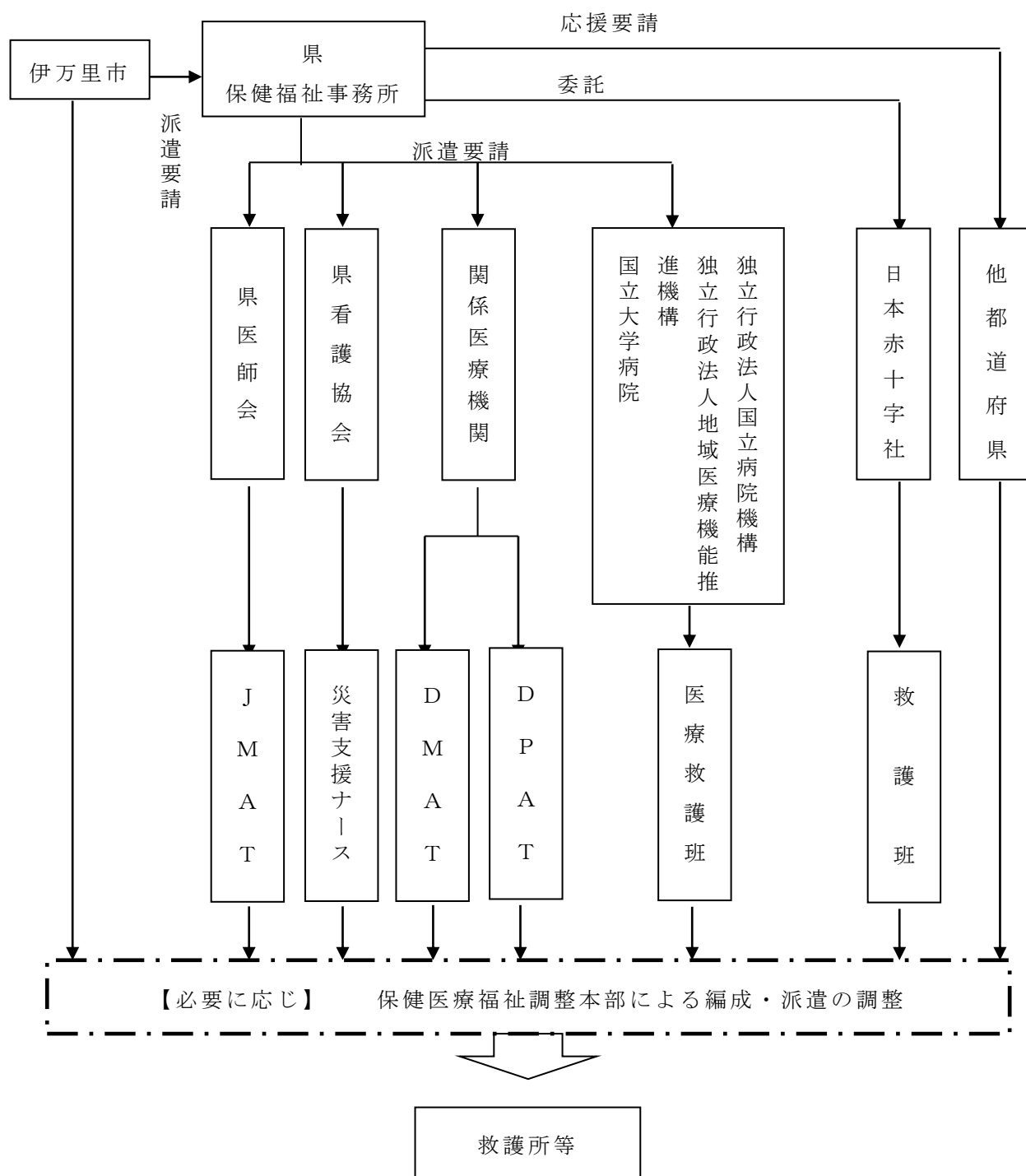
県は市から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、医療機関に対し協定等に基づき、救護所への保健医療活動チームの派遣要請及び調整を行う。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

また、県は、活動場所や参集場所について確保又は伝達を行う。

保健医療活動チームとは、診療を行える機能を持つ医療チームのことであり、救護所等において医療活動を行う。

保健医療活動チームの編成・派遣の流れ



4. 人工透析対策

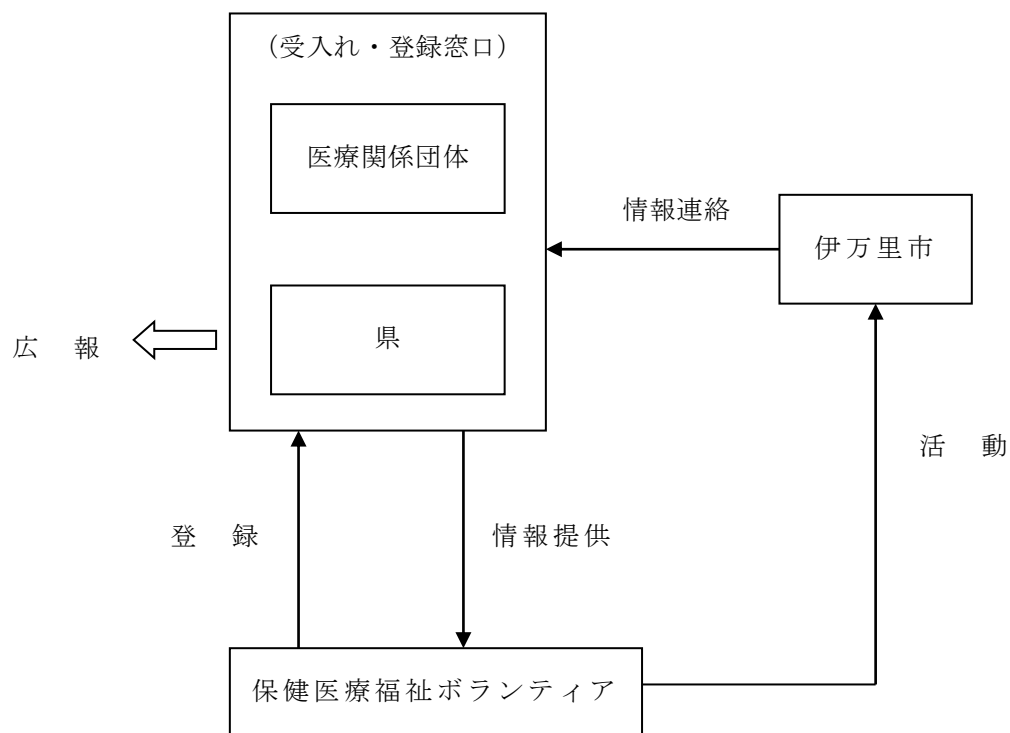
市及び県は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報紙、報道機関を通して患者、患者団体等に、的確な情報を提供し、人工透析受療の確保を図る。

市は、速やかな地域の患者への医療機関情報提供や医療機関への搬送に努める。

また、県、市及び各透析医療機関は、一般社団法人日本透析医会が提供する情報など広域的な情報収集を行う。

5. 保健医療福祉ボランティア

地震災害時において医療関係者が不足していると認めるときは、保健医療福祉ボランティアの受入れ・登録に関する窓口を設置する県に対し、不足している職種、受入れ日時、場所等の情報を連絡する。



第 8 節 救急活動計画

＜計画の目的＞

消防機関は、地震災害時に大量に傷病者が発生した場合には、迅速かつ効率的に医療機関へ搬送するものとする。

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
救急活動	警防班	県 医師会 医療機関 消防本部
搬送手段の確保	警防班	県 医師会 医療機関 消防本部
後方医療機関の情報の把握	警防班	県 消防本部
応援要請	警防班	県 消防本部

＜計画の内容＞

1. 救急活動

消防本部は、傷病者の搬送に当たっては、救命処置を要する又はトリアージによる重症者を優先する。

2. 搬送手段の確保

消防本部は、傷病者を所管する救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の要請を行う。さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム（DMAT）等に支援を求める。

消防本部、市は、地震により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認めるときは、ドクターヘリ運航要領に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能もしくはさらなるヘリが必要な場合は、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。

なお、ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県、佐賀県ドクターヘリの相互応援に係る基本協定」及び「佐賀県、長崎県ドクターヘリの相互応援に係る基本協定」に基づき、運航するものとする。

3. 後方医療機関の情報の把握

消防本部は、県が構築する救急医療情報システムを活用して、搬送先の医療機関の被災状況や傷病者の受入れの可否等の情報を把握する。

4. 応援要請

(1) 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

消防本部は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。

要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

(2) 県消防防災ヘリコプターの出動要請

市又は消防本部は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターによる救急活動を実施する。

(3) 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

市又は消防本部は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、要請の連絡を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

第9節 惨事ストレス対策

＜計画の目的＞

災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障害が発生するおそれがある。

そこで、救助・救急又は消火活動を実施する各機関及び保健医療活動チームを派遣する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

＜計画の担当機関＞

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
専門家の派遣要請	警防班	県 消防本部

＜計画の内容＞

1. 専門家の派遣要請

消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第 10 節 避難計画

＜計画の目的＞

地震発生後、津波、火災、崖崩れ等の二次災害から住民を保護するとともに、倒壊、消失等により住家を失った被災者を一時収容するため、避難指示、避難誘導、避難所の開設等、必要な措置をとる。

また、避難措置に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の避難行動要支援者に十分配慮し、必要に応じ高齢者等避難の発令あるいは早めの避難指示を発令し、住民及び関係機関等へ伝達する。

＜計画の担当機関＞

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
高齢者等避難・避難指示の発令	統括班	自衛隊 県 県警察 海上保安部
警戒区域の設定	統括班	自衛隊 県 県警察 海上保安部
避難誘導等	統括班	自衛隊 県 県警察
施設における避難	統括班 援護班 教育班	学校等 医療機関 社会福祉施設
指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営	援護班 保健班	

＜計画の内容＞

1. 高齢者等避難、避難指示の発令

- (1) 高齢者等避難又は避難指示を発令する者は、事前に策定した避難指示等に係る発令の判断基準等を定めたマニュアルに基づき、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、次により迅速かつ的確に行うものとする。

実施責任者	要件（根拠）	内 容	対 象 者	備 考
●市長 ○知事 （災害の発生により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき） ○警察官又は海上保安官 （市長が指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき）	●災害が発生する恐れがある場合で、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならないとき	●避難行動要支援者に対しては立退きの指示（その他の者に対しては、立退き準備情報の発令）	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	●市長が行った場合は知事に報告する ○警察官又は海上保安官が行った場合は市長に通知する
	●災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるとき	●立退きの指示 ○立退き先の指示（必要があるとき）		

	●災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき	●屋内での待避等の安全確保措置の指示		
	☆災害対策基本法第60条、第61条 ☆急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第20条			
●知事 ●知事の命を受けた県職員 ●水防管理者	洪水、高潮等（津波を含む）により著しい危険が切迫していると認められるとき	立退きの指示	必要と認める区域の居住者	水防管理者が行った場合は管轄警察署長に通知する
	☆水防法第22条			
●知事 ●知事の命を受けた県職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	立退きの指示	必要と認める区域内の居住者	管轄警察署長に通知する
	☆地すべり等防止法第25条			
●警察官 ○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合）	●人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災、事変、危険物の爆発等危険な事態がある場合	●警告を発すること	●その場に居合わせた者 ●その事物の管理者 ●その他関係者	●警察官が行った場合は公安委員会に報告する ○自衛官が行った場合は防衛大臣の指定する者に報告する
	●上記の場合で、特に急を要する場合	●避難の措置	●危害を受ける恐れのある者	
	☆警察官職務執行法第4条 ☆自衛隊法第94条			

(2) 高齢者等避難、避難指示の内容

市長が高齢者等避難又は避難指示を発令するときは、次の内容を明示して行う。

- ① 避難対象地域
- ② 高齢者等避難、避難指示を発令する理由
- ③ 避難先及び避難路
- ④ 避難時の留意事項等

(3) 高齢者等避難、避難指示の伝達

市長は、高齢者等避難若しくは避難指示を発令したときは、速やかにその内容に関

係機関（県、警察署、海上保安部、自衛隊及びNHK佐賀放送局等）に連絡するとともに、次の方法により避難対象地域の住民に伝達する。

- ① 防災行政無線
- ② ケーブルテレビ
- ③ 携帯電話等のメール（エリアメール等の緊急速報メール等）
- ④ 広報車
- ⑤ 消防団員等による戸別訪問
- ⑥ その他実情に即した方法（市ホームページ、ソーシャルメディア、ラジオ放送等）

※ なお、テレビやラジオ等の報道機関各社への放送要請及び緊急速報メールについては、県が主体的に実施することとされており、市は、必要な情報について情報提供を行う。また、県はリエゾン（情報連絡員）を派遣する等、正確かつ迅速な収集に努めるものとする。

2. 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者は、次により迅速かつ的確に行うものとする。

実施する者	要件（根拠）	内 容	対象者	備 考
●市長等（市長から委任を受けた市の職員を含む。以下同じ） ○警察官又は海上保安官（市長等が現場にいないとき又は市長等から要求があったとき） ○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（市長等、警察官又は海上保安官がその場にいない場合） ○知事（災害の発生により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	●災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	●区域への立入りの制限・禁止又は区域からの退去命令	災害応急対策に従事する者以外の者	○警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が行った場合は市長等に通知する ○知事が行う場合はその旨を公示する
	☆災害対策基本法第63条、第73条			

3. 避難誘導等

(1) 地域住民等の避難誘導

市長が避難の指示等をした場合又は他の機関から避難の指示等をした旨の連絡を受けた場合は消防団員、警察官等の協力を得て避難誘導にあたる。

(2) 要配慮者への配慮

市は、避難誘導にあたる際には、避難行動要支援者名簿等を有効に活用するなどして、避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定緊急避難場所、避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

(3) 被災者の運送の要請

市は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県を通じ運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、県は、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

(4) 小規模な避難

避難の指示等が実施された場合は、その対象となった住民等は、指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、避難行動要支援者が自力で避難することが困難な者については、事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、市及び防災関係機関は、車両等を準備し、援助するものとする。

(5) 広域的な避難

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。なお、県内の他の市町への受入れについては、災害の状況等に応じ、県に協議を求めることを妨げない。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県又は県内の他の市町と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域避難のための要求を市に代わって行うものとする。

県は、県外避難が必要な場合は、必要に応じ、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等について助言を求めるものとする。また、県は、市から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

なお、避難にあたっては、自衛隊の災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。

(6) 自主避難

市は、崖くずれなどの前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報紙を始めとして、機会をとらえてその知識の普及を図る。

また、住民においても、地震等により災害の発生する危険性を感じるか、土砂災害などの前兆現象を発見し、危険と判断した場合等、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

なお、住民が自主的に避難を行う場合には、市は、求めに応じ、避難先をあっせんするなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。

4. 施設における避難

学校等、医療機関、社会福祉施設等においては、避難場所、避難路、誘導責任者、避

難方法等についてあらかじめ定めた避難計画に基づき、迅速かつ安全に避難を実施する。

(1) 学校等

市立の小中学校等は、園児、児童、生徒の在校時に地震災害が発生し、避難の指示等があった場合又は施設の長がその必要を認める場合には、それぞれの避難計画に基づき、教職員の指示のもと迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとし、教育委員会及び市災害対策本部に速やかにその旨を連絡する。

他の県立、私立の学校の避難についても、これに準じるものとし、その連絡先は市災害対策本部及び関係機関とする。

(2) 医療機関

病院等の医療機関は、震災が発生し、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合には、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと迅速かつ安全に入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させたいえ、県及び市に対し速やかにその旨を連絡する。

なお、転院先等他の医療機関に応援を要請した場合は、市災害対策本部に対し、速やかにその旨を連絡する。

避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行う。

必要に応じて、転院先等他の医療機関に対し、応援を要請する。

この場合は、市に対し、速やかにその旨連絡する。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、県医師会及び伊万里・有田地区医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。

また、県内の病院等医療機関では転院に対処できない場合には、国及び近隣県に対し、受入協力を要請する。

(3) 社会福祉施設

社会福祉施設は、震災が発生し、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合には、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと迅速かつ安全に入所者等を避難させたいえ、県及び市に対し速やかにその旨を連絡する。

なお、震災により施設が被災し、入所者を他の施設に転所させる必要が生じた場合は、市は、市内及び県内の他の施設に受け入れ等の応援を要請するものとし、県内の他の施設では対処できないときは、県に対し、近隣県の施設への受入れについて協力を求めるよう、要請する。

5. 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営

(1) 指定緊急避難場所

市は、災害時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮し、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

地震災害時の指定緊急避難場所は、資料編の指定緊急避難場所一覧のとおりとする。

(2) 指定避難所

市は、災害時に必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外

の施設についても、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確保するものとする。

さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、福祉施設又は旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、指定避難所を開設した場合は、開設日時・場所、箇所数及び受入れ人数、設置期間の見込み等の開設状況等を適切に県に報告するものとする。

なお、地震災害が激甚であるなどにより市内に避難所を設置することが困難な場合、市は、「３．避難誘導等（５）広域的な避難」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等に係る支援要請等を行うものとする。

地震災害時の指定避難所は資料編の指定避難所一覧のとおりとする。

(3) 地震災害時の指定緊急避難場所及び自治会が地域防災マップに定めた避難場所

自治会は、災害時に必要に応じ、土砂災害等の危険性に十分配慮し、切迫した災害の危険から逃れるため、安全性を確認のうえ、地域防災マップに自治会が定めた避難場所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

市民は、突発的に大規模な地震災害が発生したときは、市災害対策本部からの指示があるまでの間、一時的に、小中学校その他のグラウンド等の指定緊急避難場所や自治会が地域防災マップに定めた避難場所に自主的に避難するよう心掛けるものとする。

(4) 福祉避難所

市は、病院や福祉施設における医療ケア等の専門的ケアまでは必要ないが、一般の避難所では生活が困難であり、何等かの支援・配慮を必要とする在宅の高齢者や障がい者等（その家族を含む。）を対象として、避難生活が数日以上に及ぶ可能性がある場合に、福祉避難所を必要に応じて開設する。

また、災害時にすぐに避難できる福祉避難スペース（室）として、一般の避難所（小・中学校、公民館等）等の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間の確保に努めるものとする。

地震災害時の福祉避難所は資料編の福祉避難所一覧のとおりとする。

(5) 指定避難所の運営管理等

市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町村に対して協力を求める。

また、市は、指定避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

市及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、市及び県は災害の規模等にかんがみて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等によって、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

① 避難者情報の把握及び開示

市は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供するものとする。

② 生活環境の維持

市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さや寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保にも努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

③ 男女双方の視点等への配慮

市は、指定避難所の運営において女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、L G B Tなど多様な性のあり方等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

なお、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

④ 要配慮者への配慮

要配慮者については、福祉施設職員等の応援によるケア、保健医療スタッフによる健康状態の把握、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。

⑤ 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、食事の原材料表示に努めるものとする。また、避難者自身からアレルギーを起こす原因食品の情報提供を受けられるような配慮に努めるものとする。

⑥ 相談窓口の設置

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口の設置に努めること。

なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

⑦ 生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は、深部静脈血栓症（通称「エコノミークラス症候群」）を発症する恐れが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル（厚生労働省通知）」等を活用してその予防に努めるものとする。

⑧ 避難の長期化対策

避難生活が長期化する場合、市は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター、指定避難所内におけるプライバシーを確保したスペースや空調機器等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努めるものとする。

また、食料の供給にあたり、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮等、質の確保についても配慮するよう努めるものとする。

⑨ 在宅避難者への配慮

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

⑩ 感染症への対応

市は、被災地において感染症の発症、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

⑪ ホームレスへの対応

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

第 1 1 節 応急生活対策計画と二次災害の防止活動

< 計画の目的 >

地震発生時に、被災者が居住及び食事ができなくなったときは、応急仮設住宅の建設や食料等の生活必需品の供給を行い、健全な市民生活が確保されるよう努める。

< 計画の担当機関 >

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
住宅対策	建築班 環境班	県 事業所
食料等（ボトル飲料を含む。）の供給	援護班 財政班	国 県 日本赤十字社
水の供給	水道班 財政班	県
生活必需品の供給	援護班 財政班	県
物資の配送計画	援護班 財政班	国 県 日本赤十字社

< 計画の内容 >

1. 住宅対策

(1) 被災住宅の応急危険度判定等

市は、地震発生後、被災住宅が地震等により倒壊するおそれ等があると認める場合は、県と連携し、住民に対し二次災害に留意するよう広報活動を行うとともに、県があらかじめ養成・登録している「被災宅地危険度判定士」の協力を得て、被災宅地の危険度判定を速やかに行うとともに、建築技術者等を活用して、応急措置を行い、災害の発生の恐れのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

(2) 応急住宅対策

住居を失った被災者に対する応急住宅については、既存住宅のストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

① 応急仮設住宅の設置

ア 設置、入居者の選定

市又は県は、住家が全壊した者で自己の資力によって居住する住家を確保できない者を対象に、災害救助法に基づき、又は必要に応じて独自により、速やかに計画を作成のうえ応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

また、仕様及び設計については、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮するものとし、建設に必要な資機材は、あらかじめ把握している供給可能業者から調達する。また、建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて、国の非常本部等を通じて、又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請するものとする。なお、応急仮設住宅への

入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当てに配慮するものとする。また、要配慮者の優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

イ 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、建設候補地台帳等をもとに二次災害の危険のない都市公園その他の公有地から選定する。ただし、状況によっては民有地の提供を受けること等により、用地を確保するものとする。

ウ 応急仮設住宅の運営管理

入居の期間、使用条件その他必要な事項を定め、適切な運営管理するものとする。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。

② 被災住宅の応急修理の実施

市は、住家が半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自己の資力によって応急修理ができない者を対象に、災害救助法に基づき、又は必要に応じて独自により、速やかに計画を作成のうえ、被災住宅の応急修理を実施するものとする。

県は、被害が甚大で市において応急修理が困難な場合、応急修理について技術的支援を行う。

③ 公営住宅等の活用

ア 公営住宅の提供

被災者を入居させるため、市営住宅の空室を活用し、又は県営住宅の空室の活用を要請する。

イ 企業等の施設の供与

避難者を入居させるため、企業等に対し、その所有する社宅、寮その他の施設の供与について協力を要請する。

ウ 民間賃貸住宅の活用

市は、避難者を入居させるため、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供を県及び関係団体に対し、要請する。

また、市は、必要に応じて民間住宅の借上げ等により、応急住宅の確保に努める。

④ 被災建築物等のアスベスト飛散防止に係る応急措置

建築物等の所有者等は、その所有している建築物等が被災し、当該建築物等に使用されている有害物質の漏えい及びアスベストが飛散するおそれがある場合は、施設の点検、県及び市への連絡及びビニールシート等による養生や立入禁止等による応急措置を講じる。

その際、県及び市は関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

2. 食料等（ボトル飲料を含む。）の供給

地震災害が発生し、被災者に対し食料等（ボトル飲料を含む。）の応急供給を行う必要が生じた場合は、迅速かつ的確な食料等の調達、供給及び給食を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料の供給にあたっては、「3. 水の供給」と密接な関わりがあるため、飲料水の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

(1) 食料の調達方法

独自での食料の確保が困難となった被災者に対し、食料等を円滑に供給できるよう、次の措置を講じる。

この場合、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者に対し配慮する。

- ① 自ら備蓄している食料等を供給する。
- ② 供給可能業者等に対し、提供を要請する。
- ③ 相互応援協定を締結している市町に対し、食料等の提供を要請する。
- ④ 県に対し、支援を要請する。この場合、物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握や食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 災害救助法発動時の災害救助用米穀の緊急引渡し

交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするときは、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農政局長に対し、直接、災害救助用米穀の引渡しの要請を行う。

(3) 食料の供給

県等から食料の供給を受けたときは、それを被災者に適正かつ円滑に供給することができるような体制を整備する。この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対する配慮を行うものとする。

(4) 米穀の供給量

被災者、災害救助等従事者に対する米穀の供給量は、1人1食あたり精米300グラムの範囲内とする。

(5) 供給方法

「5. 物資の配送計画」による。

調理が必要な食料については、自衛隊、日本赤十字社佐賀県支部（地域奉仕団）、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し、避難所又はその近隣などにおいて炊出し、食料の給与を行うものとする。なお、炊出しについては、乳幼児のミルクを含むものとする。

3. 水の供給

地震災害時に、上水道、飲用井戸等の給水設備が破壊され、又は飲料水が汚染されたこと等により水を得ることができない者に対し、次により応急給水を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料については前項により取り扱うものとするが、本項と密接な関わりがあるため、食料の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

(1) 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

(2) 浄水場、避難所等で拠点給水を実施する。

- (3) 給水車等による応急給水を実施する。
- (4) 給水車、給水船、トラック等を所有する機関等から調達し、応急給水を実施する。
- (5) 応急給水にあたっては、的確な住民への周知を図る。
- (6) 市の活動のみでは困難な場合は、近隣市町、日本水道協会佐賀県支部及び県に対し、応援を要請する。

4. 生活必需品等の供給

地震災害時に、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又は棄損し、直ちに入手することができない者に対し、独自に、又は災害救助法に基づき、これらの物資の供給を行う。

生活必需品の品目

品 目	内 容
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
衣 類	洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類（布地支給は適当でない）
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊 事 道 具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食 器	茶碗、皿、はし等
日 用 品	オムツ（大人用・子供用）、生理用品、ポリ袋、石けん、歯みがき（口腔ケア）用品、給水用ポリタンク、バケツ、トイレットペーパー、清拭剤、ウエットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等
光 熱 材 料	マッチ、カセットこんろ、カセットガストーブ、燃料（灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等）等
情 報 機 器	ラジオ、乾電池等

(1) 調達

避難所での調査、巡回等により必要とされている生活必需品の品目、数量を把握し、把握している調達可能業者から調達する。これによってもなお不足する場合は、県に対し、備蓄品の放出及び調達依頼を要請する。

(2) 集積場所

市の集積場所	国見台公園（武道館）
県の集積場所	国見台公園（体育館）

5. 物資の配送計画

- (1) 災害の規模が小規模であり、市で避難所への支援物資（市の備蓄物資、災害時応援協定等により調達する物資（以下「調達物資」という。）及び国民、民間事業者、他の防災関係機関等から提供を受ける義援物資をいう。）の配送が可能な場合には、市が避難所へ支援物資の配送、被災者への供給等を行うこととする。

災害の規模が大規模であり、市による避難所への支援物資の配送ができない場合に

は、県は支援物資の受入・配送システムに基づき、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の配送を行うものとする。

① 災害の規模が小規模であり、市で避難所への支援物資の配送が可能な場合の留意点

市で避難所への支援物資の配送が可能な場合においては、市は、調達物資及び義援物資については、可能な限り提供元に避難所までの直接配送を依頼するものとする。

また、県が備蓄する物資又は調達物資を避難所へ配送する場合は、あらかじめ定めている輸送拠点に集積して、「佐賀県地域防災計画の第2編 第3章 第17節 第3項輸送対策」に定めた輸送手段により配送するものとする。

② 支援物資の受付・配送体制の整備に関する留意点

発災直後は、市民、市及び県等の備蓄物資による対応が必要になると考えられるが、発災翌日以降は、避難所における多種多様なニーズに対応するための物資調達や、県内外からの義援物資等の送付により、大量の支援物資の処理が必要となることが予想されるため、市及び県は、これに対応できる体制を整備するよう努めるものとする。

なお、大規模な災害の場合、発災当初は、県からの要請を待たずして、国による支援（プッシュ型支援）が中心になることが考えられるが、物流や流通の回復状況に応じ、市・県が主体的に実施できるよう体制を整備する際は留意するものとする。

(2) 物資の配布

① 市は、被災者が置かれている環境に応じてあらかじめ必要となると考えられる物資を検討するとともに、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て支援物資を収集するとともに、当該支援物資を被災者に公平に行きわたるよう配慮して供給する。

供給作業の効率化を図るため、支援物資は、あらかじめ定めている場所に一旦集積し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けた後、ここを拠点として被災者に配送する。

ただし、地震災害が激甚などにより、市での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町村に対して支援物資の配送について支援を要請する。

なお、国が手配するタブレット端末などを活用し、避難所で必要とされている物資及び数量を適切に把握するように努める。

② 県は市からの物資調達に関する要請があった場合、県の支援物資を、あらかじめ指定した輸送拠点に一旦集積し、ここを拠点として市に供給する。

また、災害の規模が激甚などの理由により市が物資の配送を円滑に行えない場合において市から物資配送に係る要請があった場合（当該要請が必要と見込まれる場合も含む）、県は、支援物資の受入・配送システムに基づき、支援物資の受入から避難所までの配送を民間の物流事業者と連携して行うものとする。

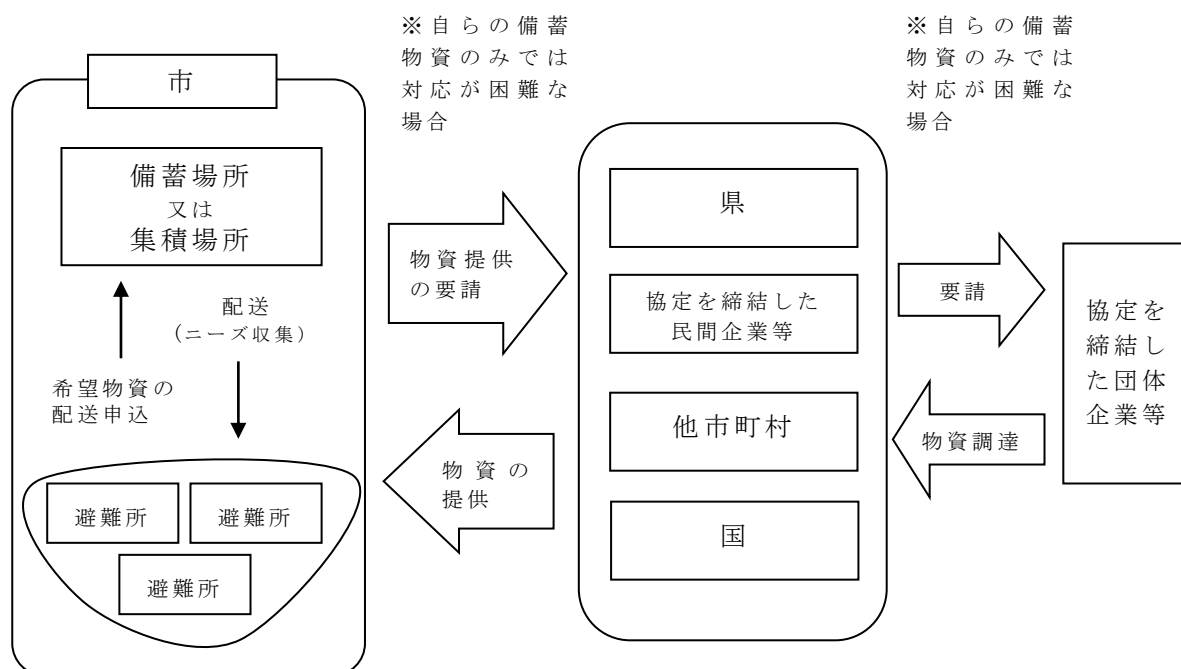
なお、支援物資の受入・配送システムに基づき支援を行う場合は、市が自ら被災者ニーズの収集等の業務を行うことが困難な状況になっている可能性が高いと考えられるため、県は、物資受入・配送センターや避難所等に職員を派遣し、現地の状況把握に努めるものとする。

(3) 在宅等被災者への対応

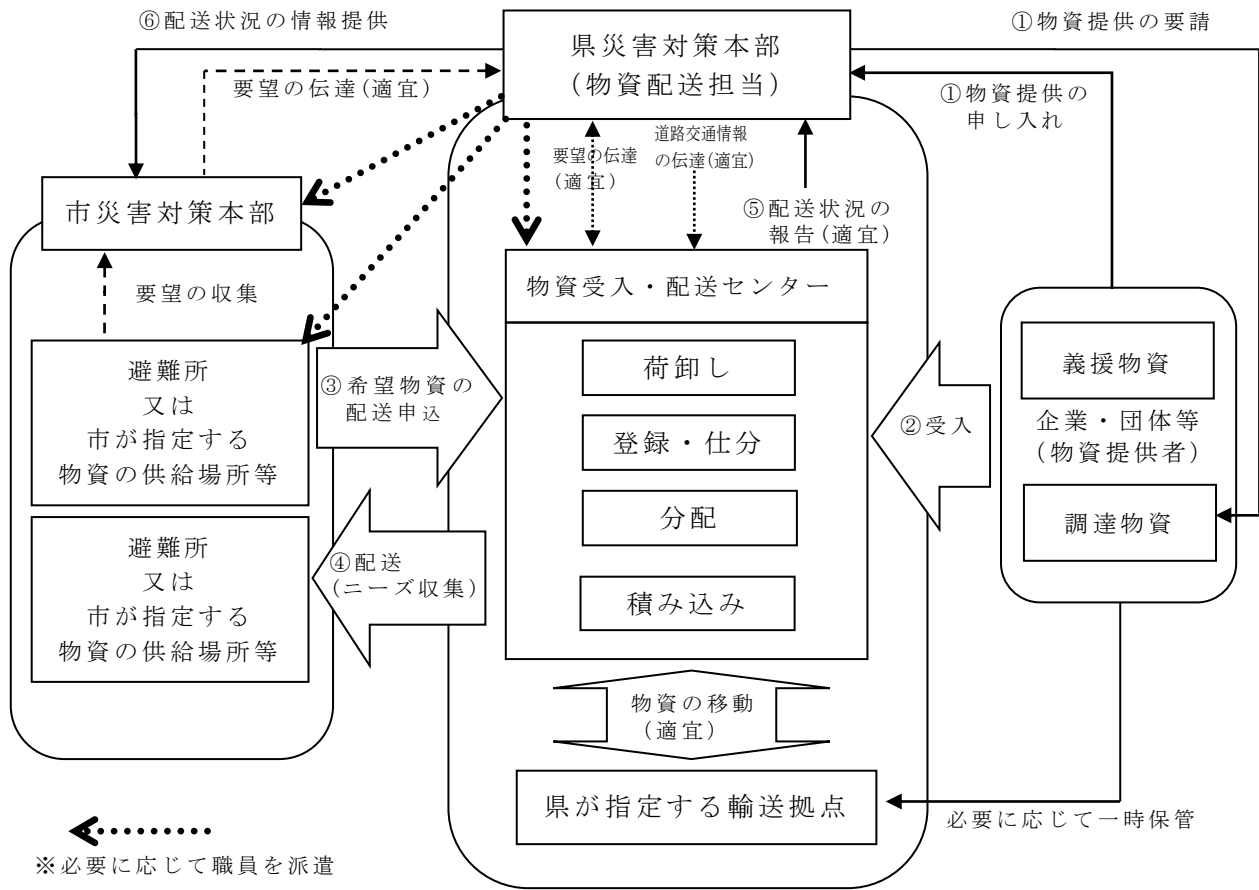
大規模な災害が発生すると、在宅での避難者や応急仮設住宅等への避難者、所在が把握できる広域避難者などあらかじめ指定された避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により食料や生活必需品等の調達ができない場合がある。

災害時には避難所は地域における防災拠点となるので、これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、物資の供給を行うなど物資等が提供されるよう努めるものとする。

【市が避難所への物資の配送を行う場合（非大規模災害時）】



【支援物資の受入・配送システム（大規模災害時）】



第 1 2 節 交通・輸送計画

＜計画の目的＞

地震災害時において、救助、救急、医療、消火等の災害応急対策活動が迅速に行われるよう実施に必要な人員、物資等の緊急輸送を行う。

＜計画の担当機関＞

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
交通対策	庶務・土木班 港湾班 公安班 農政班	国 県警察 県 土木事務所 港湾管理者 漁港管理者
輸送対策	財政班 農政班 経済班 庶務・土木班 港湾班 公安班	県警察 防災関係機関

＜計画の内容＞

1. 交通対策

(1) 交通の規制

① 市が管理する道路

市が管理する道路の破損、欠壊等により交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合において、禁止又は制限の区間、期間及び理由を記載した道路標識を設置するとともに、必要があるときは、適当な迂回路を明示するものとする。

また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

② 市の管理に属さない道路

市の管理に属さない道路の破損、欠壊等については、直ちに伊万里土木事務所又は国土交通省佐賀国道事務所武雄維持出張所に通報し、適切な措置を依頼する。

(2) 応急措置

① 市が管理する道路

市が管理する道路で、緊急輸送を行うにあたり必要な交通路が破損、欠壊等したときは、広域防災拠点、災害拠点病院及びインフラ施設等の緊急度の高い交通路から、道路啓開等を優先的に実施する。

② 市の管理に属さない道路

市の管理に属さない道路で、緊急輸送を行うにあたり必要な交通路が破損、欠壊等しているときは、その状況等について直ちに伊万里土木事務所又は国土交通省佐賀国道事務所武雄維持出張所に通報し、適切な措置を依頼する。

③ 大規模な被害

被害が大規模で応急工事が不可能な場合又は大規模な対策が必要な場合は、国、県等の協力を要請する。

④ 交通マネジメント

市は、道路の被災による交通渋滞が復旧活動、経済活動及び日常生活に影響をきたし、渋滞緩和や交通量抑制を行う必要があると認めたときは、県へ交通マネジメントを要請するものとする。

(3) 運転者に対する広報

県警察、道路管理者等は、県、市及び防災関係機関と協力し、地震災害時に運転者がとるべき措置について、周知徹底する。

この措置の主な内容は、次のとおりである。

- ① 走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- ② 避難等のためやむを得ない場合を除き、車両を使用しないこと。
- ③ 通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに車両を通行禁止等の区域外に移動させること。
- ④ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

2. 輸送対策

(1) 緊急輸送の実施

震災時において、必要な災害応急対策を実施するため人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、自らも行うものとする。

輸送を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送の対象

① 第1段階（災害発生直後）

- ア 救助、救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資等
- エ 負傷者等の医療機関への搬送
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資等

② 第2段階（災害応急対策時）

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第3段階（災害復旧対策時）

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

(3) 緊急輸送の方法

① 自動車

市公用車を使用する。ただし、必要車両の数、種類の確保が困難である場合は、県に対し、その調達又はあっせんを要請する。

② その他の輸送手段

被害の状況等により、自動車以外の輸送手段によることが適当と認められるときは、次の輸送手段の確保について、県に対し、要請する。

ア 鉄道

イ 船舶

ウ 航空機（ヘリコプター）

③ ヘリポートの開設

航空機（ヘリコプター）による緊急輸送が必要な場合は、指定している臨時ヘリポートを開設する。

(4) 緊急輸送の優先

各防災関係機関は、緊急輸送にあたっては、地震発生時からの経過時間における重要度の高いものを優先して行うよう努める。

(5) 緊急交通車両の確認及び事前届出

① 緊急通行車両の確認

市、県及び各防災関係機関は、地震災害時において、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県又は県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けて輸送を行わなければならない。

緊急通行車両の確認事務は、原則として、県警察が行う。

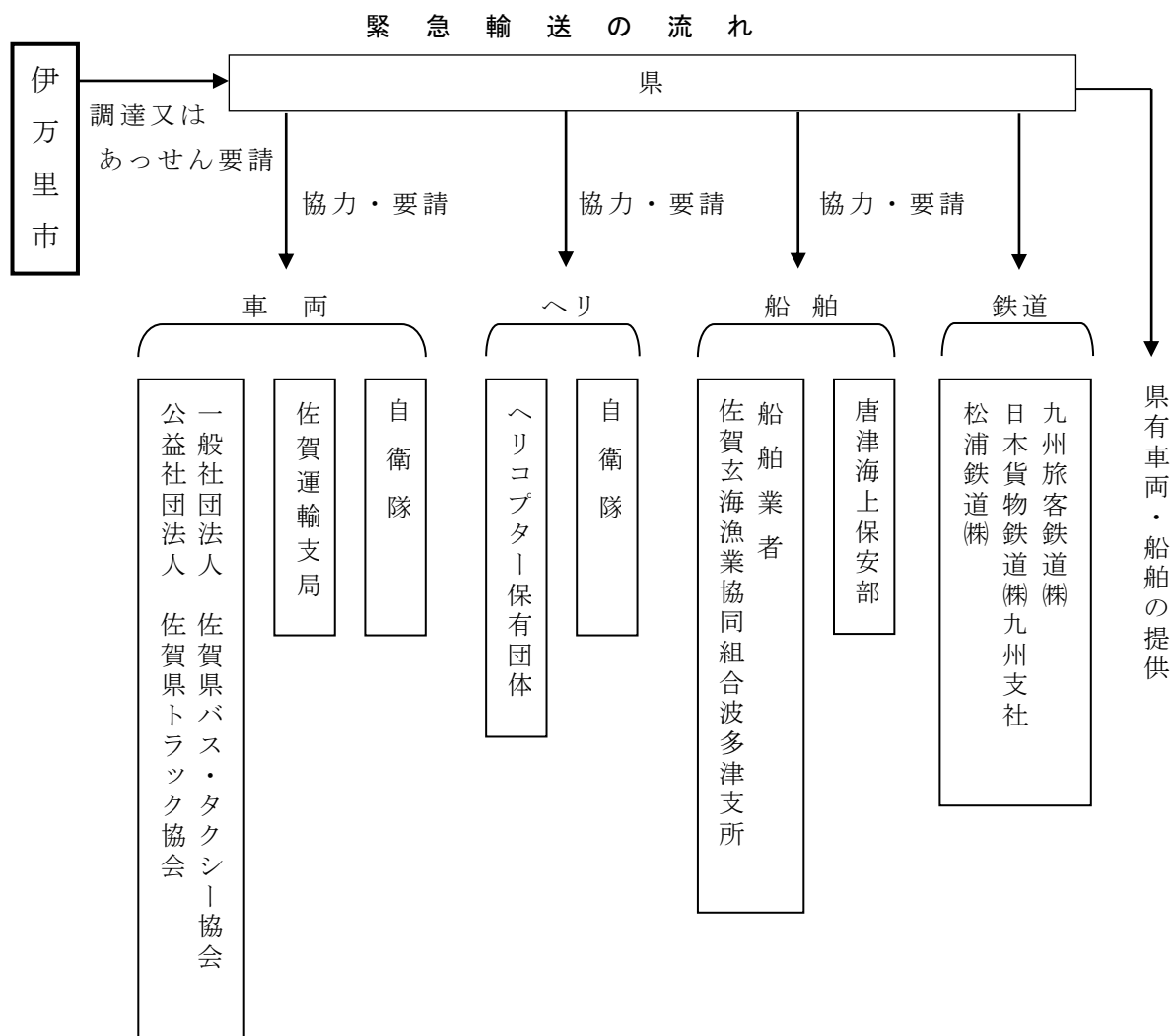
市は、原則として、市関係車両分についてのみ行うものとする。

② 緊急通行車両の事前届出

市、県及び各防災関係機関等は、災害時における素早い緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に備え、県警察から事前届出制度による緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、災害時の指定された緊急交通路の迅速な車両運用に努める。

(6) 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。



第 13 節 広報・被災者相談対策計画

<計画の目的>

市は、地震災害時において、住民の安全・安心の確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策活動を実施するため、防災関係機関と協力しながら、各種広報媒体を利用して必要に応じた情報を正確かつ迅速に提供する。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
住民、報道機関への情報提供	情報班	県 防災関係機関
被災者相談	情報班	
安否情報の提供	援護班 総務班 統括班	県 防災関係機関

<計画の内容>

1. 住民、報道機関への情報提供

市は、防災関係機関と相互に緊密な連携を取り災害状況に関する情報や、生活関連情報等被災者に役立つ情報を、多くの媒体を活用し提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力を得ながら、正確な情報を迅速に提供するように努めるとともに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、必要に応じて、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

被災者への状況提供にあたっては、市は、被災者向けに総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

さらに、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、被災者の置かれている生活環境及び居住環境が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(1) 住民への情報提供

市は、市が保有する媒体を活用し、又は防災関係機関と連携して、災害広報を実施する。

なお、複数の市町にまたがる広域的な災害が発生した場合や、災害により広報の手段を著しく欠いた場合等、市での対応が困難な場合においては、県又は報道機関等に協力を要請して災害広報を実施する。

① 住民に対する広報内容

ア 地震発生直後の広報

- a 地震に関する情報（地震の発生場所と規模、震度等の概要、大地震後の地震活動見通しや防災上に関する呼びかけ）
- b 津波に関する情報（津波発生の有無、規模等、大津波警報・津波警報・津波注意報の発表状況）
- c 県民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
- d 避難の必要の有無等（大津波警報・津波警報・津波注意報発表や避難指示発

令を察した場合は、即時広報)

イ 地震による被害発生時の広報

- a 災害発生状況（人的被害、住家の被害等の災害発生状況）
- b 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組み状況等）
- c 道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）
- d 公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況）
- e 電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- f 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- g 安否情報の確認方法（関連サイトのURLや災害用伝言サービス等の案内）
- h スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報

ウ 応急復旧活動段階の広報

- a 住民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- b 食料、飲料水、生活必需品等の供給状況
- c その他生活に密着した情報（地域のライフラインの設備の途絶状況、災害廃棄物（し尿・ごみ）の処理方法、学校の臨時休業の情報等）

エ 外部からの支援の受入れに関する広報

- a ボランティア情報（ニーズ把握、受入・派遣情報等）
- b 義援金・必要とする救援物資一覧及び受入方法・窓口等に関する情報

オ 被災者に対する広報

安否情報や生活支援に関する情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

カ その他の必要事項

災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

② 広報の方法

市が保有する広報手段を最大限に活用した災害広報を実施する。

ア 防災行政無線

イ ケーブルテレビ

ウ 携帯電話等のメール（エリアメール等の緊急速報メール）

エ 広報車

オ 消防団員等による戸別訪問

カ インターネット（ホームページ、ソーシャルメディア等）による広報

キ その他実情に即した方法（市ホームページ、ソーシャルメディア、ラジオ放送等）

また、必要に応じて災害FMの制度を活用し広報を行う（九州総合通信局に申請）とともに、ポータルサイト・サーバー運業者の協力を得るものとする。

なお、テレビ（ケーブルテレビを含む。）やラジオ（コミュニティFMを含む。）等の報道機関への放送要請が必要な場合は、県に必要な情報を積極的に提供する。

(2) 報道機関への対応

報道機関に対し、次により定期的に記者会見を行い、情報の提供を行うとともに、災害対策本部及び避難所内での取材活動の自粛を要請する。

また、報道機関を通じて広報を実施した場合、発表後速やかにその情報を県に報告する。

発表者	記者会見場	内 容
支援対策部 情報班 長	市庁舎 3 階 第 3 会議室	○災害の種別・発生場所・日時・状況 ○災害応急対策の実施状況

(3) 災害時伝言サービスの活用

電話が輻輳し接続が困難な場合の安否情報等の伝達方法として、N T T が提供する災害時伝言ダイヤル（局番なしの「1 7 1」をダイヤル後、ガイダンスに従って利用できるサービス）や携帯電話・P H S 各社が提供する災害用伝言板（携帯電話・P H S のインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話・P H S 番号をもとにして全国から伝言を確認できる。）の活用を促す。

2. 被災者相談

住民からの問い合わせ、要望、相談等に対応するため必要と認める場合は、専用電話、ファックスを備えた相談窓口を設置し、相談要員を配置する。

3. 安否情報の提供

市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第 1 4 節 文教対策計画

＜計画の目的＞

地震災害時における児童、生徒の安全を確保するとともに、学校施設の応急復旧とあわせて応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

＜計画の担当機関＞

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
生徒等の安全確保措置	教育班	学校等
学校施設の応急復旧	教育班、建築班	学校等 県
応急教育の実施	教育班	学校等 県

＜計画の内容＞

1. 生徒等の安全確保措置

(1) 臨時休業等の措置

学校等は、地震災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

(2) 登下校での措置

学校等は、地震災害が発生したときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

(3) 応急救助及び手当

学校等は、地震災害の発生により学校内の生徒等が負傷したときは、応急救助及び手当の措置を行う。

2. 学校施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握、連絡

学校は、地震発生後、学校施設の被災程度及び被害金額等の状況を調査し、必要に応じて二次災害の防止のため、砂防ボランティア等による点検を実施するものとする。この場合において、市立の小中学校等はその点検結果を市に連絡するものとし、市はその内容を県教育委員会に報告する。他の県立、私立の学校はその点検結果を設置者等へ連絡するとともに、市及びその他必要な機関に連絡する。

(2) 応急復旧

市は、市立の小中学校等から受けた被災状況を確認のうえ、学校運営に著しく支障となる場合、又は被害の拡大が予測される場合は、早急に、被災した学校施設の応急復旧を行う。他の県立、私立の学校の設置者も同様に、被災した学校施設の応急復旧に努める。

3. 応急教育の実施

地震発生により学校施設が被災した場合、又は避難所として被災者が避難してきた場合においても、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

(1) 応急教育の実施場所

応急教育の実施場所は、次の順位によるものとする。

① 市内の学校

- ② 市内の幼稚園、公民館等の公共施設
- ③ 市外の学校又は公民館等の公共施設
- ④ 応急仮校舎の建設

(2) 応急教育の方法

- ① 児童、生徒、保護者、学校施設及び通学路の被害状況を把握する。
- ② 教職員を動員し、授業再開に努める。
- ③ 応急教育の開始時期及び方法を児童、生徒及び保護者に周知する。
- ④ 児童、生徒を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設の利用による分散授業の実施に努める。
- ⑤ 児童、生徒の在校時及び登下校時の安全確保に努める。

(3) 教職員の確保

地震による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師の任用等により教職員の確保に努める。

(4) 学用品の調達、給与

① 教科書

ア 市は、県が被災のため補給を要する教科書について、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず実施する教科書名、被害冊数等の学校ごと調査に協力するものとし、県は、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。

また、県は、このことを文部科学省に対し、報告する。

イ 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害等により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないように迅速に行う。

② 教科書以外の学用品

災害救助法が適用された地域で、住家の被害により学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対しては、県により次の学用品が支給される。

ア 教材（当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出、又は承認を受けているもの）

イ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類）

ウ 通学用品（運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類）

(5) 給食

学校は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、市又は県、国立・私立の学校等の設置者と連絡を取り、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、児童・生徒の給食の実施に努める。

(6) 保健衛生の確保

学校は、市、県と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じるとともに、被災児童・生徒に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

(7) 学校が避難所となる場合の対応

学校は、市から要請があった場合、学校施設の安全を確認したうえで、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、市の避難所運営を支援するものとする。なお、収容場所の開設順序は、以下のとおりとする。

- ① 体育館
- ② 特別教室
- ③ 普通教室

第 1 5 節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画

＜計画の目的＞

地震災害により、公共施設等が被害を受けた場合は、国、県、市及び施設の管理者は、二次災害の防止を図り災害応急対策の円滑な実施に支障がないよう、速やかに応急復旧を実施する。その際は、住民生活に及ぼす影響の大きさや防災上の重要度の高いものを優先して行う。

＜計画の担当機関＞

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
道路、橋梁	庶務・土木班	各道路管理者
河川、海岸	庶務・土木班 港湾班	河川管理者 海岸管理者及び施行者
砂防施設等	庶務・土木班	県 砂防施設等の管理者
治山施設等	耕地班	治山施設等の管理者
港湾、漁港	耕地班、港湾班	港湾管理者 漁港管理者
農地、農業用施設	耕地班	農業用排水施設管理者

＜計画の内容＞

1. 道路、橋梁

(1) 被害状況等の把握、連絡

各道路管理者は、震災により、道路、橋梁に被害が発生し、又は発生する恐れがあると認める場合、速やかに道路パトロール、点検を実施し、被害状況を把握するとともに、把握した被害状況から交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施し、市、県及び警察に対し、その旨を連絡する。

(2) 応急復旧

各道路管理者は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路、橋梁を優先して、車両通行機能の確保のための応急復旧作業（障害物の除去、啓開等）を迅速に行う。

2. 河川、海岸

(1) 被害状況等の把握、連絡

河川管理者又は海岸管理者並びに下水道管理者及び施行者は、震災により、各施設堤防又は護岸に被害が発生し、又は発生する恐れがあると認める場合、速やかに巡視、点検を行い、被害状況を把握するとともに、市、県に対し、その結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

(2) 応急復旧

河川管理者又は海岸管理者並びに下水道管理者及び施行者は、各施設が被災した場合には、浸水等の二次災害を防止するため又は被害を軽減するための応急復旧作業を迅速に行う。

3. 砂防施設等

(1) 被害状況等の把握、連絡

砂防施設等の管理者は、地震により、砂防施設等に被害の恐れがあると認める場合、速やかに砂防施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、砂防ボランティアに協力を求め、砂防施設等の損壊及び斜面崩壊等による二次災害の危険性について調

査し、市、県に対し、その結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

(2) 応急復旧

市、県は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、迅速に、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急措置（砂防施設等の修復、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等）を行う。

4. 治山施設等

(1) 被害状況等の把握、連絡

治山施設等の管理者は、震災により、治山施設等に被害が発生し、又は発生する恐れがあると認める場合、速やかに治山施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、治山施設等の損壊及び林地崩壊等による二次災害の危険性について調査し、市、県に対し、その結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

(2) 応急復旧

治山施設等の管理者は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、災害復旧に先立ち、迅速に、適切な応急措置（治山施設等の修復、排土、編柵、土のう積み等）を行う。

5. 港湾、漁港

(1) 被害状況等の把握、連絡

港湾管理者又は漁港管理者は、高潮などの災害により、港湾・漁港施設に被害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、速やかに各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、市、県に対し、その結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

(2) 応急復旧

港湾管理者又は漁港管理者は、港湾・漁港施設が被災していた場合には、二次災害の防止、公共の安全確保及び災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないように、迅速に応急復旧を実施する。

6. 農地、農業用施設

(1) 被害状況等の把握、連絡

市、農業用排水施設管理者は、震災により、農地、農業用施設に被害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、市、県に対し、その結果を連絡する。

(2) 応急復旧

市、農業用排水施設管理者は、被害状況を勘案し、防災上又は生活上大きな影響があり、緊急性を有すると認める場合は、農地、農業用施設の応急復旧を迅速に行う。その場合には、作業が容易で効果的な工法により行うものとする。

第 1 6 節 ライフライン応急復旧計画

＜計画の目的＞

地震災害により、住民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等関連の公益施設が被害を受けた場合は、それぞれのライフライン事業者等において迅速な応急復旧を図るとともに、必要に応じ、他地域の同業事業者等に対し、応援を要請する。

また、市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する行政機関、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする

＜計画の担当機関＞

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
水道施設	上下水道班	
下水道施設	上下水道班	
工業用水道施設	上下水道班	
その他のライフライン等	経済班	九州電力送配電株式会社佐賀支社 西日本電信 電話株式会社佐賀支店 都市ガス事業者 液化石油ガス事業者 鉄道事業者 放送事業者

＜計画の内容＞

1. 水道施設

水道事業者は、伊万里市管工事共同組合と締結している「災害時等における応急対策に関する協定書」に基づき、管工事共同組合員と協力し、被害状況を迅速に把握し、連携を取りながら応急復旧に努めるとともに、被害が極めて甚大な場合は、県、近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部の応援を要請する。

2. 下水道施設

下水道管理者は、地震発生後、下水道施設に被害が生じた恐れがある場合は、速やかに施設の巡視、点検を行い、被害状況を迅速に把握するとともに市下水道排水設備指定工事店と連携を取りながら応急復旧に努めるものとする。

3. 工業用水道施設

水道事業者は、地震発生後、工業用水道施設に被害が生じた恐れがある場合は、速やかに施設の巡視、点検を行い、被害状況を迅速に把握するとともに、状況に応じ、給水停止等必要な措置を講じながら、応急復旧に努めるとともに、被害が極めて甚大な場合は復旧までの間、利用者の代替水源の確保（地下水、河川水、農業用水からの取水）について水利権者等関係機関に対し、協力を要請する。

4. その他のライフライン等

次のライフライン関連施設については、それぞれ次に掲げる事業者においてあらかじめ作成している防災業務計画に基づき、応急対策を実施するものとする。

- (1) 電力施設 九州電力送配電株式会社佐賀支社
- (2) 電話施設 西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社N T T ドコモ、K D D I 株式会社及びソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
- (3) ガス施設 伊万里ガス株式会社その他 L P ガス供給事業者
- (4) 鉄道施設 九州旅客鉄道株式会社及び松浦鉄道株式会社
- (5) 放送施設 伊万里ケーブルテレビ等

第 1 7 節 災害対策用機材、復旧資材等の調達

＜計画の目的＞

施設の応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るなどのため、災害対策用機材、復旧資材等が必要となった場合は、各防災関係機関は、自ら備蓄しているもの、又はあらかじめ把握していた供給可能業者等からの調達により、確保する。

＜計画の担当機関＞

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
災害対策用機材・ 復旧資材	衛生班 庶務・土木班 建築班 上下水道班 耕地班	県、防災関係機関
木材の調達	耕地班	国、県

＜計画の内容＞

1. 災害対策用機材・復旧資材

市は、災害対策用機材等が必要となった場合は、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。

市は、これにより調達できない場合や不足する場合には、県に対し、あつせんを要請する。

2. 木材の調達

(1) 需給状況の把握

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握する。

県は、市、県森林組合連合会、県木材協会その他の関係団体等と協力し、木材等の需給状況を把握する。

(2) 安定供給の確保

市は、需給状況から必要と認める場合には、森林組合等の関係団体等に対し、木材の供給の要請を行う。

市は、この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、調達又は援助を要請する。

第 18 節 福祉サービス提供計画

<計画の目的>

地震災害時において、高齢者、障がい者、児童等への福祉サービスの提供が滞ることのないよう県、社会福祉施設、介護保険サービス事業者等と連携し、継続的なその実施に努める。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
高齢者、障がい者対策	援護班	県
要配慮者対策	援護班	
児童対策	援護班	県

<計画の内容>

1. 高齢者、障がい者対策

(1) 状況の把握

市は、地震が発生した場合は、直ちに、援護班を中心とした調査チームを編成し、避難行動要支援者名簿及び個別計画等に基づき高齢者、障がい者の安否及び状況、ニーズの把握等の実態調査を行う。

(2) 緊急保護

被災した高齢者、障がい者のうち、緊急に施設で保護する必要がある者について、施設への一時入所等の取り扱いが円滑に行われるよう、手続きの弾力的運用による緊急保護体制の整備を図る。

(3) 在宅サービス体制の確保

実態調査の結果をもとに、関係団体等の協力を得ながら居宅、避難所、仮設住宅等で生活している介護、支援等の必要な高齢者、障がい者等への介護保険サービスその他福祉サービスの供給体制を整備する。

2. 要配慮者対策

地震災害の発生に際しては、この地震災害を契機に新たに要配慮者、要保護者となる者が発生することから、これら要配慮者、要保護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることから、市は、以下の点に留意しながら、要配慮者、要保護者対策を行う。

(1) 要配慮者、要保護者を発見した場合には、当該要配慮者、要保護者の同意を得て、必要に応じ、次の措置を講じる。

① 避難所へ移動すること。

② 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。

③ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

(2) 要配慮者に対する介護職員、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

3. 児童対策

(1) 状況の把握

市は、地震発生後直ちに、次により孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握を行う。

- ① 児童福祉施設から避難してきた児童の保護者等が、傷病したことにより発生する要保護児童の避難所における実態を把握する。
- ② 住民基本台帳による犠牲者の確認、地震による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見し、その実態把握を行う。

(2) 保護等

孤児、遺児等、保護を要する児童を把握した場合には、その情報を親族に提供し、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童相談所へ送致し、養護施設等への受入れ、里親への委託等の保護を実施するものとする。

(3) 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について、的確な情報提供を行う。

第 19 節 ボランティア活動対策計画

< 計画の目的 >

地震発生時に、多くのボランティアの申し出がある場合は、県及び関係機関と連携し、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、その活動が円滑かつ効果的に行われるように環境を整備する。

< 計画の担当機関 >

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
受入体制の整備	厚生対策部庶務班 援護班	県 日本赤十字社 社会福祉協議会その他の ボランティア活動支援機関 (県・市災害ボランティア センター)
ニーズの把握	厚生対策部庶務班 援護班	県 日本赤十字社 社会福祉協議会その他の ボランティア活動支援機関 (県・市災害ボランティア センター)
ボランティア活動の拠点	厚生対策部庶務班 援護班	

< 計画の内容 >

1. 受入体制の整備

市は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を開設するとともに、日本赤十字社佐賀県支部、社会福祉協議会、県・市災害ボランティアセンターが行うボランティアの受入れ、活動調整等について協力する。

市・県災害ボランティアセンターは、速やかに被災地の市センターに災害ボランティア現地救援本部（以下「現地本部」という。）、県センターに佐賀県民災害救援本部（以下「県本部」という。）を設置し、ボランティアの受入等のための体制を整備する。なお、災害の規模が甚大で本部の運営者等に不足が生じるような場合、県本部は全国社会福祉協議会や各都道府県の社会福祉協議会等に対し応援を要請する。

なお、事務の委任を受けた市又は県は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2. ニーズの把握

市は、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等、被災地におけるニーズを把握し、日本赤十字社佐賀県支部、社会福祉協議会、県・市災害ボランティアセンターのボランティア活動支援機関及び県に対し、情報を提供する。

3. 支援

ボランティア活動の拠点施設として、市民センターを提供するものとする。市民センターが被災等により使用が困難な場合は、他の場所を確保し提供する。

市、県、日本赤十字社佐賀県支部及び伊万里市社会福祉協議会その他のボランティ

ア活動支援機関は、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等ボランティアとの連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

第 2 0 節 外国人対策計画

< 計画の目的 >

地震災害時に、外国語が話せるボランティア等の協力を得るなどして、外国人に対する適切な災害対策活動ができるよう、体制の整備に努める。

< 計画の担当機関 >

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
市における措置	動員班 援護班	県

< 計画の内容 >

1. 市における措置

市は、地震災害時に、多言語ボランティア等の協力を得ながら、災害情報や支援情報等の情報提供を行うとともに、相談体制を整備する。

また、避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

また、県は、地震災害時に、佐賀県災害多言語支援センターを設置し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集、多言語による情報提供・相談対応、災害時外国人支援情報コーディネーター及び多言語ボランティアの派遣等必要な支援を行う。

第 2 1 節 帰宅困難者対策計画

＜計画の目的＞

災害の発生により、速やかに帰宅することができない帰宅困難者に必要な情報提供等を行い帰宅の支援を行う。

＜計画の担当機関＞

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
帰宅困難者支援	情報班 援護班	県 輸送事業者 不特定多数が利用する施設の管理者

＜計画の内容＞

1. 帰宅困難者支援

市は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生したときは、関係機関と連携して、災害の状況、道路交通及び交通機関の運行状況等に関する情報を速やかに提供することにより帰宅を支援するとともに、必要に応じて、一時滞在施設、食料、飲料水、トイレ等の提供に努める。

また、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。

輸送事業者や不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの施設機能を十分活用するとともに必要な情報の提供及び支援に努める。

第 2 2 節 義援物資・義援金対策計画

< 計画の目的 >

地震災害時に、県内及び全国から義援物資、義援金が寄託される場合は、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会と連携を図り、義援物資・義援金を受付けし、迅速、確実かつ公平に被災者に配分する。

< 計画の担当機関 >

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
義援物資	厚生対策部庶務班 援護班 財政班	県 日本赤十字社
義援金	厚生対策部庶務班 援護班	県 日本赤十字社 佐賀県共同募金会

< 計画の内容 >

1. 義援物資

(1) 受入れ

義援物資の受付に関する事務が必要な場合は、市民センター内に受付け窓口を設置する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

① 受付けの基本方針

ア 企業・団体等からの大口受入れを基本とし、それ以外は義援金としての支援に理解を求める。

イ 腐敗・変質するおそれのある物資は受付けない。

ウ 物資の梱包は、単一物資梱包とし、外側に品目を明示する。

エ 可能な限り、物資の輸送車両や配送・仕分け人員も同乗させ、避難場所に直接配送してもらうよう依頼する。

(2) 受入れの広報

市は、円滑な物資の受入れのため、次の事項についてホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対してはその旨に配慮した情報提供について配慮を要請する。

① 受付け窓口の所在

② 受入れを希望する義援物資、受入れを希望しない義援物資のリスト
(時間の経過によって変化する被災者のニーズを踏まえ、逐次改める)

③ 送付先(集積場所)の所在及び送付方法(梱包方法を含む。)

④ 個人からは、原則義援金として受付け

⑤ 一方的な義援物資の送り出しは、受入れ側の支障となるため行わないこと

(3) 集積場所

義援物資の集積場所として、市民センター内に必要な場所を確保する。

(4) 受入れ、仕分け

市は、集積場所において、必要に応じ受入れ台帳等の書類を整備するなど、義援物資を円滑に受入れ、効果的に仕分けし、適切に保管する。

(5) 分配

市は、直接受入れた物資及び県、日本赤十字社佐賀県支部から分配された物資を被災者の実態を把握し、公平に行きわたるよう配慮して、被災者に分配する。

2. 義援金

(1) 受付け

義援金の受付に関する事務が必要な場合は、市民センター内に受付け窓口を設置する。

(2) 保管、支給

市は、直接受入れた義援金及び県、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県共同募金会から送金された義援金を迅速に配分できるよう体制を構築し、公平に被災者に支給する。

第 2 3 節 災害救助法の適用

< 計画の目的 >

災害救助法による救助は、地震災害の発生に際して、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な処置であり災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、多数の市民が家屋等の被害を受けるような大規模災害時においては、災害救助法が適用されることが見込まれ、災害救助法が適用された場合、次に掲げる救助については、国の責任において県が実施することとされているが、市においても、知事の権限を委任され、又は補助して行うほか、災害救助法に定める範囲外のもの及び事態が急迫して県の救助の実施が待てないときの救助などについて積極的に着手する。

< 計画の担当機関 >

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
適用基準	調査班 援護班	県 日本赤十字社
被災世帯の算定基準	調査班 援護班	県 日本赤十字社

災害救助法の規定による救助の種類

	救 助 の 種 類	実施主体
①	避難所及び応急仮設住宅の供与	県、市（補助等）
②	炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	市（委任等）
③	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
④	医療及び助産	
⑤	被災者の救出	
⑥	被災した住宅の応急修理	
⑦	学用品の給与	
⑧	埋葬	
⑨	死体の捜索及び処理	
⑩	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

< 計画の内容 >

1. 適用基準

災害救助法による救助は、被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに、市町ごとに行う。

- (1) 市町における住家の被害が、次表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被害世帯数 A に達したとき。

市 町 の 人 口	被害世帯数 A	被害世帯数 B
5, 000 人未満	30 世帯	15 世帯
5, 000 人以上 15, 000 人未満	40 世帯	20 世帯
15, 000 人以上 30, 000 人未満	50 世帯	25 世帯
30, 000 人以上 50, 000 人未満	60 世帯	30 世帯
50, 000 人以上 100, 000 人未満	80 世帯	40 世帯
100, 000 人以上 300, 000 人未満	100 世帯	50 世帯
300, 000 人以上	150 世帯	75 世帯

注) 被害世帯とは、全焼、全壊、流出等により住家を滅失した世帯の数をいい、住家が半焼、半壊した場合は全焼（壊）流出等の $1/2$ 世帯、床上浸水の場合は $1/3$ 世帯として換算する。

- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 1, 000 世帯以上であって、市町の被害世帯数が当該市町の人口に応じ、前表、右欄の被害世帯数 B に達したとき。
- (3) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 5, 000 世帯以上であって、市町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 市町の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - ① 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - ② 多数の者が生命又は身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

2. 被災世帯の算定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施に当たり、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼす。このため、市においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておく。

認定基準は次のとおりである。

被害種類	認 定 基 準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。うち、重傷は 1 か月以上の治療を要する見込みのものをいい、軽傷は 1 か月未満で治癒できる見込みのものをいう。
住家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも 1 戸の建物に限らない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世帯	生計を 1 つにしている実際の生活単位をいう。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば 2 世帯となる。

住家滅失 (全壊・全焼失 又は流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損壊割合が40パーセント以上50%未満のものを大規模半壊とすることとし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。
一部破損	住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものをいう。
床上浸水	住家全壊又住家半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、または土砂、材木等のたい積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。
床下浸水	浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものをいう。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第24節 遺体の取扱計画

<計画の目的>

地震災害により多数の行方不明者、死亡者が発生した場合には、警察及び海上保安部による検視のほか、これらの機関の協力を得て、的確に搜索、処理収容、火葬を実施する。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
搜索	警防班	県 県警察 海上保安部 消防本部
処理内容	衛生班 警防班	県警察 海上保安部 消防本部
火葬	衛生班	県

<計画の内容>

1. 搜索

市及び消防本部は、県、県警察、海上保安部の協力を得て、行方不明者、死亡者の搜索を行う。

2. 処理収容

(1) 検視、身元確認

- ① 被災現場又は海上において遺体を発見したときは、警察又は海上保安部に連絡する。
- ② 警察は、市から連絡を受け、又は自ら被災現場において遺体を発見したときは、速やかに検視を行い、遺族又は市に遺体の引渡しを行う。
- ③ 海上保安部は、市から連絡を受け、又は自ら被災現場において遺体を発見したときは、必要に応じ警察と連携し、速やかに検視を行い、遺族又は市に遺体の引渡しを行う。
- ④ 発見現場での検視が困難な場合は、遺体が一時収容される安置所において行う。

(2) 遺体の収容

必要に応じ、遺体を一時安置、収容するため、適当な場所（寺院、神社、公共施設等）に安置所を設け、把握している供給可能な関係業者から棺など安置、収容に必要な物品を調達する。

(3) 遺体の処理

遺体の識別等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うとともに、医師又は保健医療活動チームによる遺体の検案を実施する。

(4) 遺体の引渡し

遺体の身元が判明している場合は、遺族に当該遺体を引き渡す。

3. 火葬

(1) 火葬の実施

遺体の身元が判明しない場合又は遺族への遺体の引渡しが困難な場合など必要と認めるときは、遺体の火葬を行う。

(2) 応援の要請

火葬場が被災した場合又は遺体数が多く、自らの火葬場では処理できない場合などにおいては、他の市町または県に対し、他の市町での火葬の実施について要請する。

(3) 広域的な火葬に関する計画策定

市は、広域的な火葬に関する計画を策定するとともに、災害の規模が甚大な場合は、必要に応じて当該計画に基づき広域的な火葬を実施するものとする。

第 2 5 節 環境・衛生対策計画

<計画の目的>

地震災害時に、大量のし尿、ごみ等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化する場合には、市は、広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

<計画の担当機関>

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
市の役割	衛生班	県 伊万里・有田地区衛生センター さが西部クリーンセンター
県の役割	衛生班	県 伊万里・有田地区衛生センター さが西部クリーンセンター
住民、事業者	衛生班	県 保健福祉事務所
し尿の処理	衛生班	県 伊万里・有田地区衛生センター
ごみの処理	衛生班	県 さが西部クリーンセンター
防疫計画	衛生班	県 保健福祉事務所 医師会

<計画の内容>

1. 市の役割

- (1) 市は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町や民間事業者等との連携・協力の在り方について事前に検討するとともに、それらを踏まえた災害廃棄物処理計画の策定に努めるものとする。

【地震災害時の廃棄物処理計画に盛り込む内容】

- ①被災地域の予測
- ②災害廃棄物発生予想量
- ③がれき等の災害廃棄物発生量の推計
- ④仮置場の確保と配置計画・運営計画
- ⑤仮設トイレ調達、設置、運営計画
- ⑥排出ルール（分別）、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順（特に最終処分先の確保）
- ⑦市で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
- ⑧有害廃棄物対策（特にアスベスト）
- ⑨収集運搬車両とルート計画
- ⑩災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい）
- ⑪住民への広報（分別排出、仮置場などについて）
- (2) 収集運搬機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損箇所等の措置を行う。
- (3) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。
- (4) 災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処分する。

- (5) 必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。
- (6) 必要に応じ、仮設トイレを設置する。

2. 県の役割

県は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

- (1) 市の処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等について、情報収集を行い、国に報告する。
- (2) 市から要請があった場合、又は市の状況から判断して必要と認める場合には、速やかに職員を市の災害対策本部等現地に派遣し、廃棄物の情報収集等を実施するとともに、一般廃棄物の収集運搬、処分について、県内の市町、関係業界団体への応援要請及び災害廃棄物の収集運搬業者、処分先等のあっせん又は紹介をする。
- (3) 県内の廃棄物処理施設での処分が困難な場合、国又は近隣の県へ応援を要請する。

3. 住民、事業者

- (1) 災害廃棄物を適正に分別し、排出する。
- (2) 不必要に廃棄物を排出しない。

4. し尿の処理

- (1) 仮設トイレの調達、設置、撤去

市は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する。この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮するものとする。

また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマンホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。

《仮設トイレの調達》

① 市

市は、あらかじめ、避難所等への配布個数、備蓄している数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定するとともに、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努める。

この調達計画に基づき、仮設トイレやマンホールトイレを調達するものとするが、必要量が確保できない場合、県に対し、支援を要請する。

② 県

県は、あらかじめ、供給可能な業者及び個数を広域的に把握する。

市から要請があった場合、「災害時における応急対策用資機材の調達・設置に関する協定」に基づく要請を行うなど、調達及びあっせんに努める。

それでもなお対応が困難な場合は、国及び他都道府県に支援を要請する。

- (2) 処理の方法

① 市

ア 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。

イ 災害廃棄物の発生見込み量、避難所、仮設トイレやマンホールトイレの状況により災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処分する。

- ウ 水害等により冠水した地区については、便槽が満水している恐れがあるので、優先的に汲み取りを行う。
- エ 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- オ 必要な場合、近隣市町、関係業者に応援を要請し、対応できない場合には県へ支援要請する。
- カ 必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。

② 県

- ア 市の要請や必要に応じ、県内市町や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。
- イ 市から災害し尿等の収集運搬について協力要請があったとき、または必要に応じ、「災害時における一般廃棄物の収集運搬の支援協力に関する協定」に基づき、佐賀県環境整備事業協同組合及び佐賀県環境システム事業協同組合に支援協力を要請する。
- ウ 市や県内市町で災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。

5. ごみの処理

(1) 市

市は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、必要に応じて、災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場や処理施設を確保する。

ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

- ① 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- ② 市は、事前に策定した地震災害時の廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、ごみ廃棄物処理実施方針を立てる。
- ③ 道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- ④ 廃棄物の処理には、各種リサイクル法（家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法）に配慮し方針を立てる。
- ⑤ 仮置場を確保し、ごみの分別方法、排出方法などを住民及び関係機関に周知する。
- ⑥ 建築物の倒壊、解体（被害を受け、建替えが必要な建築物の取壊しのことをいう。）等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分する。
- ⑦ 災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を図る。

- ⑧ アスベスト等の有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため建築物の解体、運搬作業や住民へ適切に指導をする。また、仮置場での環境汚染を防止する。
- ⑨ 必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し、応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。
- ⑩ 必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。
- ⑪ 最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

(2) 県

- ① 県は、必要に応じ、災害廃棄物に関する各協定に基づき関係機関に要請を行うなど、県内市町や関係団体に対して広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。
- ② 県は、被災市町や県内市町で災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。
- ③ 県は、建築物等の解体等工事にあたってアスベストが飛散するおそれがある場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の規定に基づき、建築物等の所有者や建築物等の解体等工事の受注業者等に対して指導等を行う。

(3) 国

国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内（廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域）の市長から要請があり、かつ、市における災害廃棄物処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性などを勘案し、必要があると認められる場合には、災害廃棄物の処理を市に代わって実施する。

6. 防疫計画

地震発生時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）に基づき、市及び県は、相互に連携し、迅速に防疫活動を行う。

また、必要に応じ、他機関へ支援を要請する。

(1) 防疫活動

市、県は、次の防疫活動を行う。

① 防疫組織の設置

市は、防疫対策の推進を図るため、地震災害の規模に応じ、防疫班など防疫組織を設ける。

② 疫学調査及び健康診断等の実施

ア 疫学調査

県は、地震災害の規模に応じ、市、伊万里・有田地区衛生センター、伊万里・有田地区医師会等関係機関の協力を得て、情報の的確な把握に努め、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、避難所等その他衛生条件の悪い地域を優先し、緊急度に応じて段階的に、順次疫学調査を実施する。

イ 健康診断

県は、疫学調査の結果必要があると認めるときは、感染症法第17条第1項及び第2項の規定により健康診断の勧告又は措置を行う。

ウ 感染症患者に対する入院勧告等

県は、感染症患者で入院の必要な者に対し、感染症法第 19 条及び第 20 条の規定により入院の勧告又は措置を行う。

この場合、この場合、県は入院する患者を、当該入院に係る病院又は診療所に移送する。

③ 清潔の保持

市は、感染症の発生予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。

また、市は自ら管理する道路・溝渠・公園等の場所の清潔を保つものとする。

④ 消毒

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第 27 条の規定により、感染症の病原体に汚染された場所の管理をする者等に対し、消毒することを命じる。

ただし、命令による消毒が困難な場合は、県は市に対し消毒の指示を行う。

なお、消毒の実施に当たっては、同法施行規則第 14 条の規定により行う。

⑤ ねずみ族、昆虫等の駆除

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第 28 条の規定により、ねずみ族、昆虫等を駆除すべき地域を指定して、当該区域の管理をする者等に対し、駆除することを命じる。

ただし、命令による駆除が困難な場合は、県は市に対し駆除の指示を行う。

なお、駆除の実施に当たっては、同法施行規則第 15 条の規定により行う。

⑥ 避難所における防疫指導

市は、県の指導のもとに、登録水質検査機関、衛生薬業センター又は水道事業者（企業団等）等において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。

⑦ 臨時予防接種

県は、感染症のまん延発生予防上緊急の必要があると認めるときは、対象者の範囲及び期日又は期間を指定し、予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種を実施し、又は市に実施させる。

⑧ 生活用水の供給等

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法第 31 条第 1 項の規定により、汚染された（又は汚染された疑いのある）生活の用に供される水について、その生活用水管理者に対し、期間を定めてその使用又は給水を制限、又は禁止する。

その場合、市は、感染症法第 31 条第 2 項の規定により、県の指示に基づいて生活用水を供給する。

供給量は 1 人 1 日当り約 20 リットルを標準とする。ただし、大規模な地震災害等のため、標準量の供給が困難な場合は、3～5 リットル程度とする。

(2) 情報の収集、報告及び広報

市は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等に関する情報を収集し、県に対し、報告する。

また、県は、市から報告のあった情報を、国に対し、報告する。

さらに、県は、各種感染症に関する情報を収集し、住民に対し、広報する。

(3) 支援措置、応援

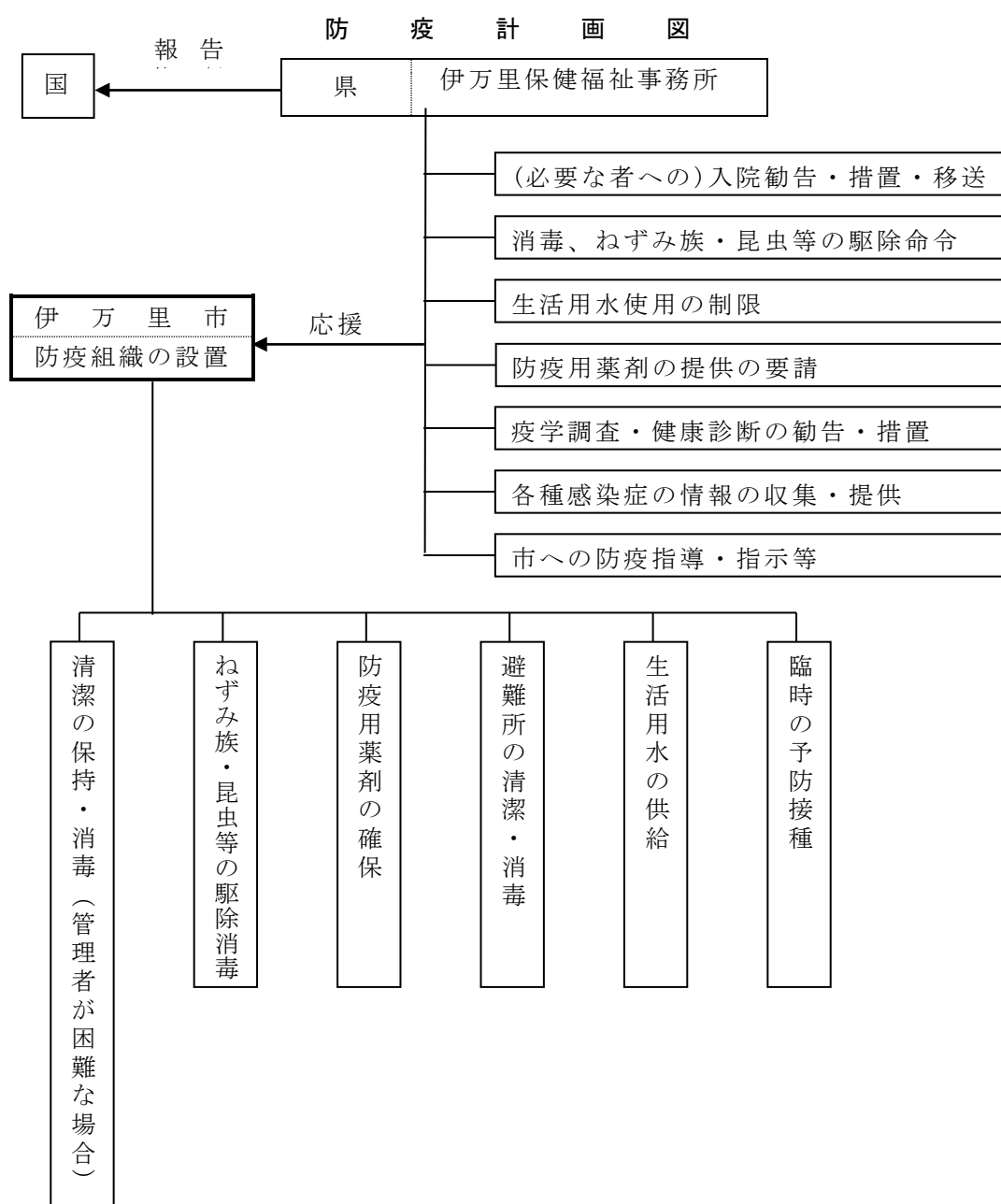
県は、必要に応じ、次の支援措置、応援要請を行う。

- ① 市に対し、応援のための職員を派遣する。また、職員の派遣が困難な場合は、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）や他都道府県からの保健師チーム、国立感染症研究所の他関連学会等の専門家の応援を要請する。
- ② 市に対し、防疫用資材等のあっせんを行う。
- ③ 上記の措置を講じてもまだ不足する場合又は不足する恐れのある場合、県は国又は自衛隊に対し、応援を要請する。

(4) 防疫用薬剤の確保

市は、医薬品等卸売業者に対し、防疫用薬剤の供給の要請を行う。

県は、市から要請があった場合又は需給の状況から必要と認める場合は、県医薬品卸業協会に対し、防疫用薬剤の提供の要請を行う。



第 2 6 節 家畜等の管理対策計画

＜計画の目的＞

地震災害による家畜等の被害を最小限にとどめるため、家畜等に係る避難、防疫、飼料の確保等、適切な管理対策を講じる。

＜計画の担当機関＞

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
避難対策	農政班	
防疫	農政班	県
飼料の確保	農政班	県
家庭動物等の保護等・ 危険動物の逸走対策	衛生班	県

＜計画の内容＞

1. 避難対策

地震が発生し、地震による畜舎の倒壊や水害など二次災害の発生の恐れがあるときは、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。

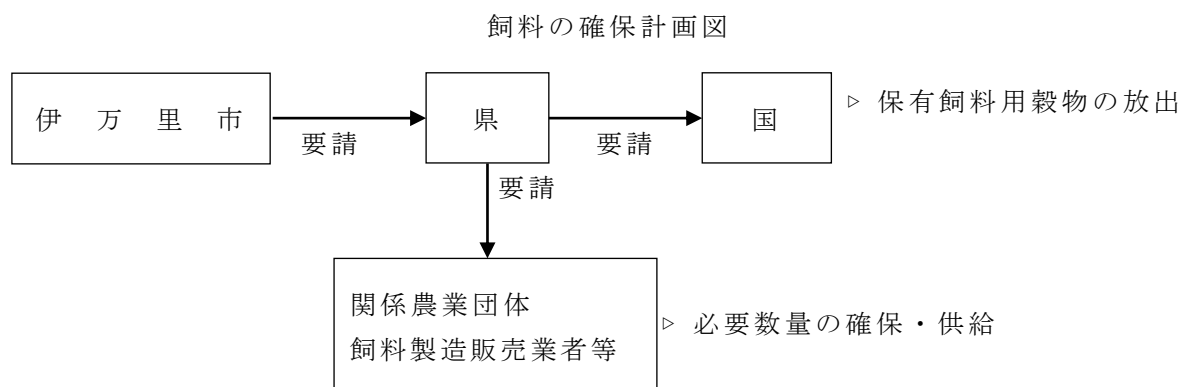
2. 防疫

家畜伝染病等を予防するため、家畜防疫員、家畜診療獣医師で編成する県の救護班により、次の防疫活動が実施される。

- (1) 健康検査及び傷病家畜の応急救護
- (2) 畜舎等の消毒
- (3) 家畜伝染病の予防注射

3. 飼料の確保

家畜の飼料が不足し、その確保が困難である場合は、県に要請し、必要数量の確保及び供給の要請を行う。



4. 家庭動物等の保護・特定動物の逸走対策等

地震による被災のため、やむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会の協力を受け、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。

また、特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。

第 2 7 節 石油等の大量流出防除対策計画

< 計画の目的 >

地震発生により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川、海域等に大量の石油等が流出した場合は、石油等の取扱事業所及び関係する防災機関は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

< 計画の担当機関 >

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
通報連絡	衛生班 統括班	県 県警察
応急対策	衛生班 統括班	県 海上保安部

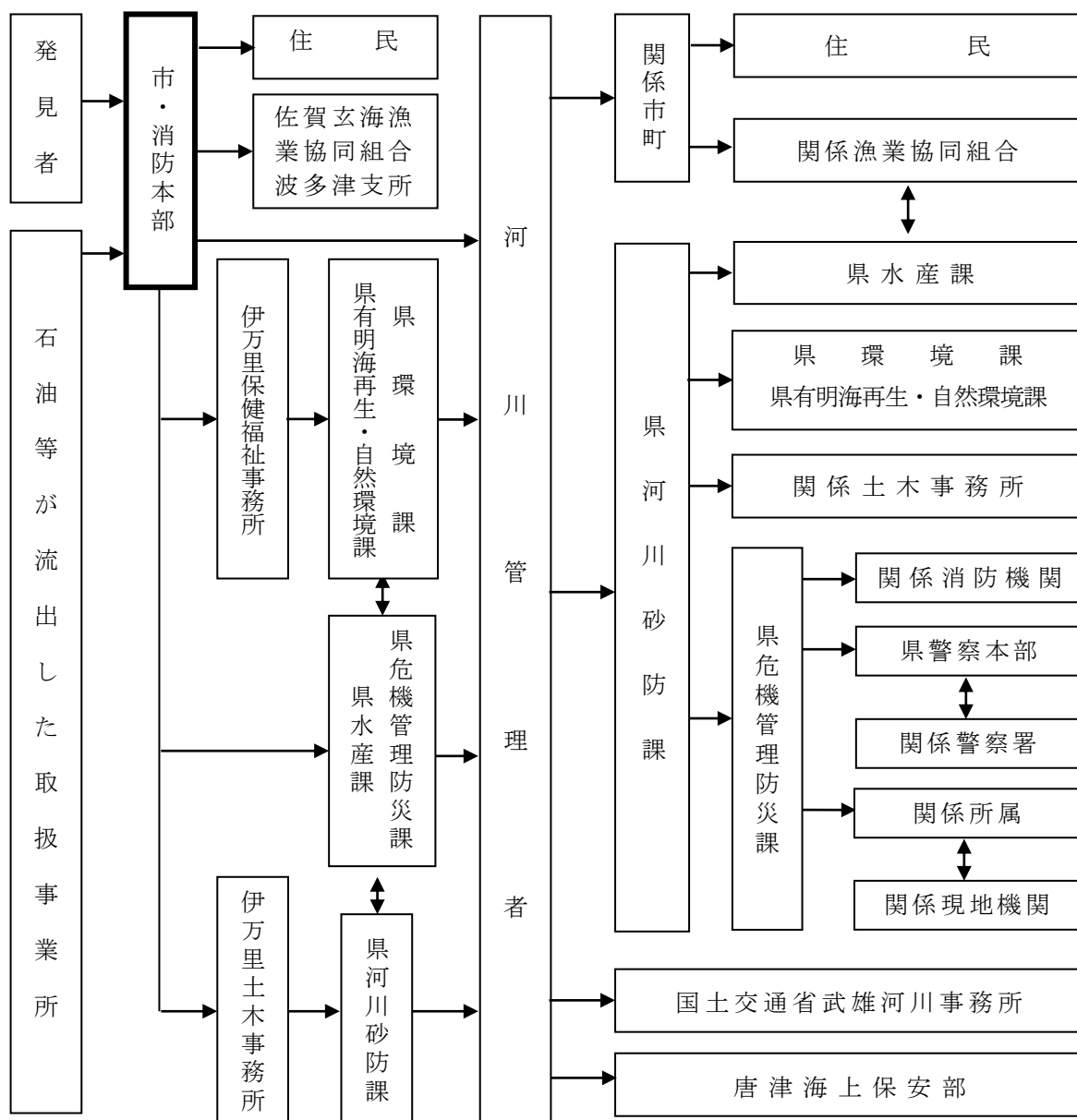
< 計画の内容 >

1. 通報連絡

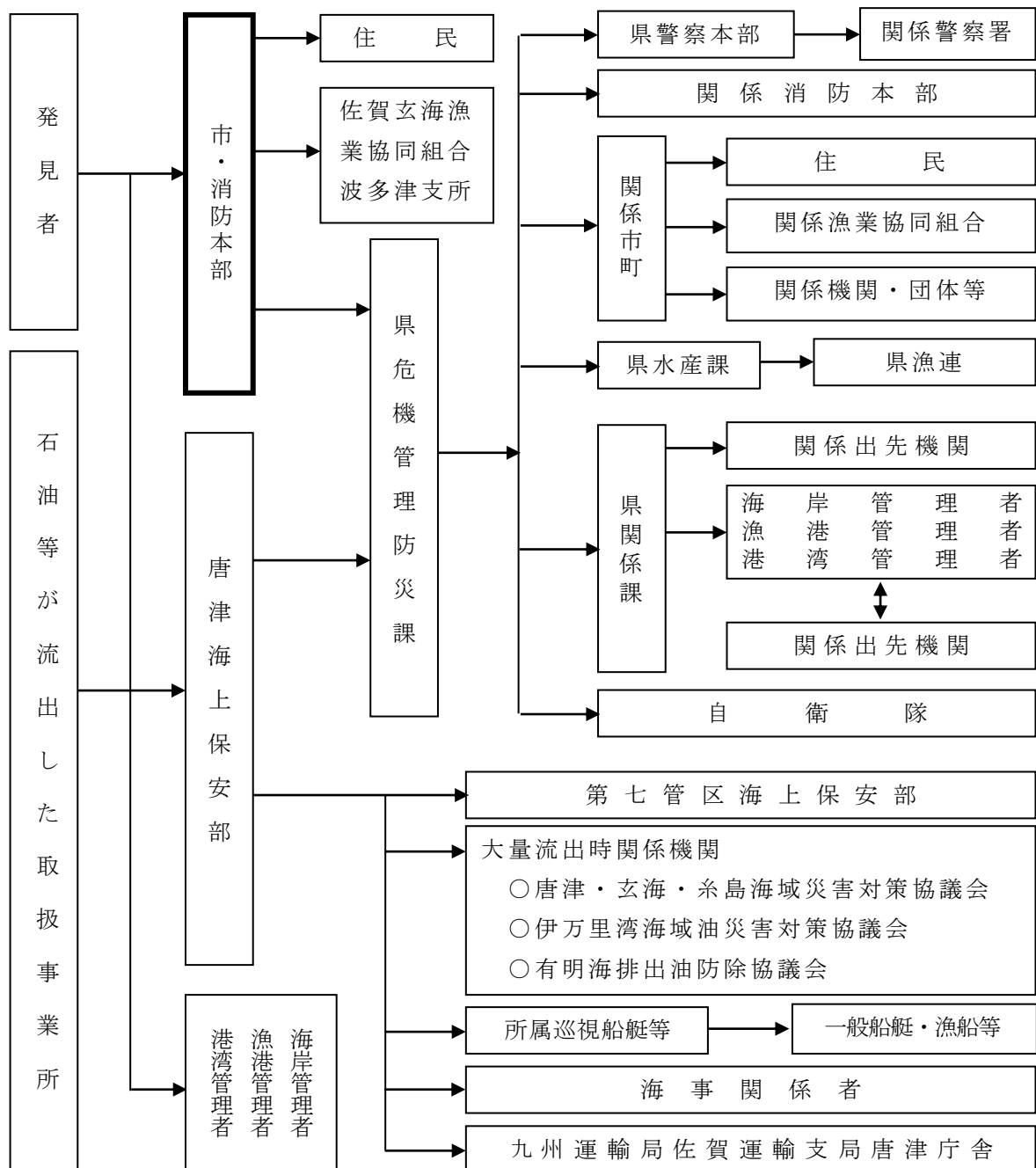
(1) 通報連絡系統

石油等の大量流出が発生した場合は、次の系統により連絡通報を行うこととする。

① 内水面への流出の場合



② 海域への流出の場合



(2) 通報連絡の内容

- ① 流出した石油等の取扱事業所名、流出した石油等の種類及び量
- ② 発生日時及び場所
- ③ 石油等の流出の概要
- ④ 気象、海象の状況
- ⑤ 流出した石油等の状況
- ⑥ 今後予想される災害
- ⑦ その他必要な事項

2. 応急対策

(1) 石油等の取扱事業所の応急対策

石油等が大量に流出した場合、その取扱事業所は、拡散防止、被害の軽減を図るため、直ちに次の応急対策措置を講じるものとし、自ら行う対策のみでは不十分と認めるときは、河川管理者、唐津海上保安部その他関係する防災機関に協力を要請する。

- ① 河川管理者又は海上保管部に対し、石油等の流出発生を通報連絡
- ② オイルフェンスの展張、油吸着剤等による流出石油等の拡散防止
- ③ 事業所の施設の損傷箇所の応急処理及び石油等の移替え
- ④ 事業所の従業員の救助
- ⑤ 火災等の二次災害の発生の防止

(2) 防災関係機関の応急対策

石油等が大量に流出した場合、関係する防災関係機関相互の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するため、唐津海上保安部が必要と認めるときは「災害対策連絡調整本部」が設置される。

① 構成

唐津海上保安部、県、県警察、本市その他沿岸市町、消防本部その他沿岸消防機関、自衛隊、港湾・漁港管理者、石油等が大量に流出した取扱事業所、その他関係する団体

② 設置

唐津海上保安部伊万里海上保安署又は海上災害現場に近い適当な場所に設置し、設置期間中、常駐する。

③ 役割

- ア 災害情報の交換、収集及び解析
- イ 総合的な応急対策の策定及び調整
- ウ 関係機関等に対する協力要請

第 2 8 節 孤立地域対策活動

＜計画の目的＞

地震災害時において孤立地域が発生した場合、人命救助活動、救援活動及び孤立地域住民の生活に大きな支障が生じることから、市は、孤立地域に対して、応急対策を講じる。

＜計画の担当機関＞

計画の内容	市災害対策本部の担当班	担当防災関係機関
被害実態の早期確認 及び救急救助活動の 迅速実施	統括班 警防班	県 県警察 防災関係機関 消防本部
緊急物資等の輸送	統括班	県 自衛隊
道路の応急復旧によ る生活の確保	庶務・土木班	県

＜計画の内容＞

1. 被害実態の早期確認及び救急救助活動の迅速実施

市及び防災関係機関は、通信の途絶地域に対しては、携帯電話や県が整備した可搬型衛星無線等の通信機器を活用するほか、被災地の消防団員等から被害情報を収集するか、職員や警察官等を派遣する等、あらゆる通信連絡手段の確保に努める。

また、孤立地域に対して、N T T回線等を活用し、被災地の状況を把握するとともに、その状況を確認するほか、被害状況の把握に努める。

交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客等一時滞在者の救出等にも配慮する。

2. 緊急物資等の輸送

ヘリコプターによる輸送を含めたあらゆる手段による輸送について、市は、防災関係機関や自衛隊へ協力要請する。

3. 道路の応急復旧による生活の確保

市は、迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

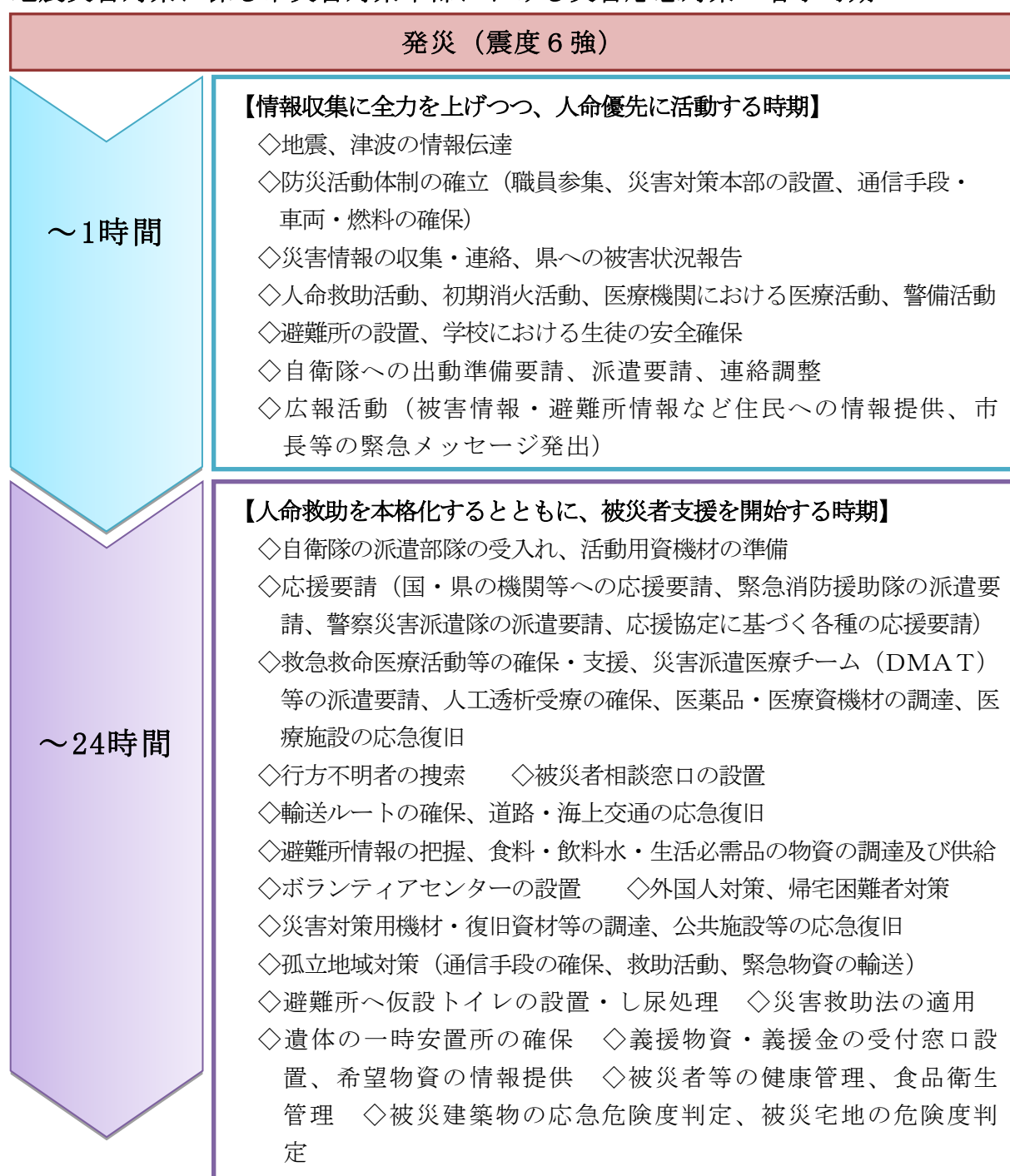
＜計画の目的＞

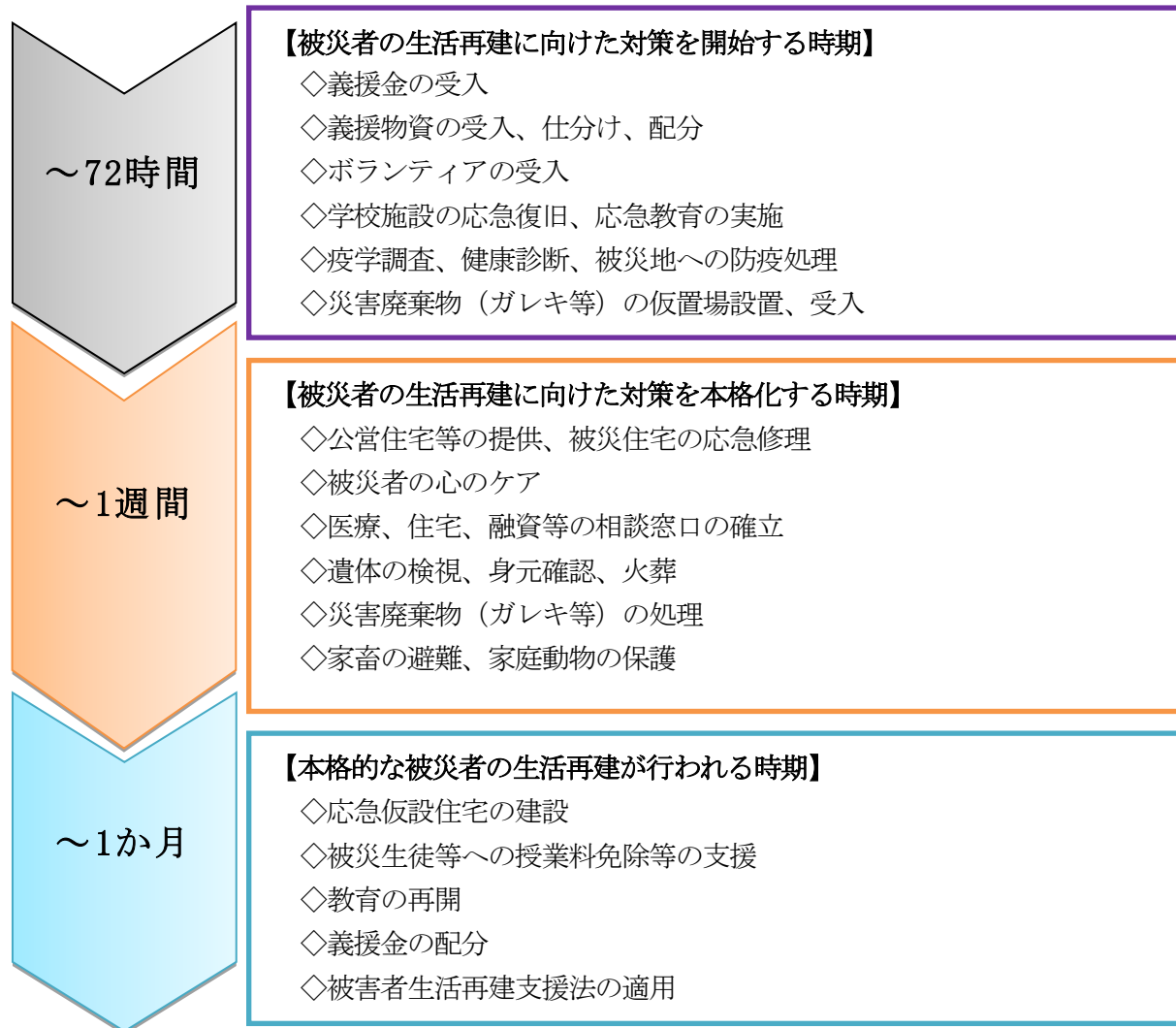
被災地の時間・空間は有限の資源であるため、地震災害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

特に、発災当初の72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。

災害発生時・発生後の各段階において着手すべき市災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。但し、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。

地震災害対策に係る市災害対策本部における災害応急対策の着手時期





※ 災害の進展状況に応じ柔軟に対応を変える必要があることに留意が必要。

第5章 災害復旧計画・復興計画

第1節 基本方向の決定と事業の推進

＜計画の目的＞

被災地の復旧・復興に関しては、住民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り円滑な復旧・復興を図るものとする。

＜計画の担当機関＞

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
基本方向の決定	企画政策課 プロジェクト推進課 防災危機管理課	
迅速な原状復旧	各課	関係施設の管理者
計画的復興	企画政策課 プロジェクト推進課 防災危機管理課 まちづくり課 各課	

＜計画の内容＞

1. 基本方向の決定

被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者の意向等を勘案し、「迅速な現状復旧」又は更に災害に強いまちづくり等中長期的課題の解決をも図る「計画的復興」を目指すのかについて早急に検討し、復旧等に係る基本的方向を決定する。

必要な場合は、復興計画を作成する。復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

市は県から広域的な観点から必要な助言、指導を受ける。

2. 迅速な原状復旧

(1) 復旧事業

迅速な原状復旧を目指す場合は、市、県及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、次に掲げる復旧事業の対象施設について復旧作業を行うこととなるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。

県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自ら

が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

① 公共土木施設

- ア 河川
- イ 海岸
- ウ 砂防設備
- エ 林地荒廃防止施設
- オ 地すべり防止施設
- カ 急傾斜地崩壊防止施設
- キ 道路
- ク 港湾
- ケ 漁港
- コ 下水道
- サ 公園

② 農林水産施設

③ 都市施設

④ 上水道、工業用水道

⑤ 社会福祉施設

⑥ 公立学校

⑦ 社会教育施設

⑧ 公営住宅

⑨ 公立医療施設

⑩ ライフライン施設

⑪ 交通輸送施設

⑫ その他の施設

(2) 資金の確保

災害に係る復旧事業の早期実施が図られるよう、速やかに必要な資金需要額を把握し、次の事項を考慮しながら財源の確保に努める。

① 国庫負担又は補助を規定している主なもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）
- イ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）
- ウ 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和３９年８月１４日建設省都市局長通達）
- エ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について（平成２年３月３１日厚生省事務次官通知）
- オ 社会福祉施設災害復旧事業費国庫負担（補助）の協議について（平成７年３月３０日厚生省社会援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知）
- カ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２８年法律第２４７号）
- キ 公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）
- ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）

② 地方債の発行が許可される主なもの

- ア 補助災害復旧事業
- イ 直轄災害復旧事業
- ウ 単独災害復旧事業
- エ 公営企業等災害復旧事業
- オ 歳入欠かん

(3) 激甚災害の指定

発生した震災が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に規定された激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合には、復旧事業を実施するに当たって国の特別援助を受けるため、県と相互に協力し、激甚災害の指定を受けるための措置をとる。

(4) 復旧・復興事業からの暴力団の排除

市は県警察と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体等と連携及び協力のもと、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

(5) 災害廃棄物の処理

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、処理施設を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

3. 計画的復興

(1) 防災まちづくり

市は、次のような、再度の災害防止と、より快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、復興計画を作成し、関係機関との調整を図り、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるような環境整備に努めつつ、市民の理解を求めながら、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんを努めるものとする。

- ① 被災市街地復興特別措置法等の活用や、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新
- ② 避難路、避難場所、延焼遮断帯、骨格的な都市基盤施設（防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾など）及び防災安全街区の整備
- ③ 被災した場合の迅速な復旧の観点から架空線との協調にも配慮した電線共同溝等

の整備などによるライフラインの耐震化等

④ 建築物や公共施設の耐震・不燃化

⑤ 耐震性貯水槽の設置 等

復興を進めるに当たって、県の支援を受けるほか、市民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びその選択について、情報を提供するものとする。

(2) 文化財対策

① 指定文化財等の復旧

市は、震災発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国、県の技術的指導や財政的支援を受けて、指定文化財等の計画的復旧を行う。

② 埋蔵文化財の保護

市は、復旧・復興を進めるにあたっては、調査を実施するなど地下に埋蔵された文化財の保護に配慮するものとする。

復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、国や他県・市町に対し、人的・財政的支援を求める。

第2節 被災者の生活再建等への支援

<計画の目的>

地震災害後、被災者に対する被災者生活再建支援金等の支給により、被災者の生活再建を支援する。

<計画の担当機関>

計画の内容	市の担当部課	担当防災関係機関
被災者相談	防災危機管理課 総務課	国 県
罹災証明書の交付、被災者台帳の作成	税務課 収納管理課 福祉課 市民課 長寿社会課 防災危機管理課	
災害弔慰金・災害見舞金の支給	福祉課	日本赤十字社
見舞金の支給	福祉課 防災危機管理課	
日本赤十字社による災害見舞品等	福祉課	日本赤十字社
被災者生活再建支援金の支給	福祉課	国 県
就労支援	企画誘致・商工振興課	国 県
租税の徴収猶予、減免	税務課 収納管理課	国 県
国民健康保険税の減免等	税務課 収納管理課	
生活資金の確保	福祉課	県 社会福祉協議会
生活必需物資供給の調整、災害復旧用資機材の確保	農業振興課 農山漁村整備課 企業誘致・商工振興課 道路河川課	県
地域の経済復興の推進	農業振興課 企業誘致・商工振興課	県
住宅に関する各種調査の違い等についての説明	都市政策課	県

<計画の内容>

1. 被災者相談

市は、必要に応じて、住民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対応するための相談窓口を設置する。

なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、被災者の所在地等の情報を関係市町が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

2. 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成

(1) 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者

が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

① 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明をおこなうものとする。なお、住家以外のものが罹災した場合において、必要がある場合は、罹災届出証明書で対応するものとする。

ア 全壊

イ 大規模半壊

ウ 中規模半壊

エ 半壊

オ 準半壊

カ 準半壊に至らない（一部損壊）

② 罹災証明を行う者

罹災証明は、市長が行う。

③ 罹災証明書の手続

ア 被害家屋調査の実施

災害発生後、二次災害等のおそれなくなり次第、被害家屋調査を実施する。

住家の被害認定に関しては、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号 内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき判定を行う。

イ 罹災台帳の作成

被害認定結果に基づき、罹災台帳を作成する。罹災台帳には、認定結果、地番、住居表示、住民基本台帳等の情報を集約する。（罹災証明に係る事務への基本台帳の利用は個人情報の利用目的の範囲内）

ウ 罹災証明書の交付

被災者から罹災証明の申請があった場合、罹災台帳に基づき罹災証明書を交付する。罹災証明書の交付状況を管理するため、罹災証明書交付台帳を整備する。（罹災証明書交付申請書、罹災証明書の様式は別冊資料編）

エ 再調査

罹災証明交付後に、被災者が罹災証明の判定結果に不服であった場合及び周囲の被災状況により被害調査が十分にできなかった家屋については、被災者等からの申し出により再調査を実施する。

④ 実施体制の整備

罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、平常時から専門的な知識・経験を有する職員の育成に努める。

⑤ その他

火災に起因する証明は、消防本部消防長が行うものとする。

(2) 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成することができるものとする。

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配

慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市長は、災害対策基本法第90条の3の規定に基づき、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名等の情報を内部で利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。

市長は、災害対策基本法第90条の4の規定に基づき、被災者の援護の実施に必要な限度で、被災者台帳に記載し、または記録された情報を内部で利用できるものとする。

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、または記録するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所または居所
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3. 災害弔慰金・災害見舞金の支給

- (1) 市は、災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）及び伊万里市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年条例第2号）の定めるところにより、地震災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。
- (2) 市は、災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）及び伊万里市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年条例第2号）の定めるところにより、地震災害により障がい者となった市民の家族に対し、災害障害見舞金を支給する。

4. 見舞金の支給

市は、伊万里市小災害り災者に対する見舞金等支給規則（昭和48年規則第11号）の定めるところにより、地震災害により相当程度の住家の損害を受けた世帯の世帯主等に対し、見舞金を支給する。

5. 日本赤十字社による災害見舞品等

日本赤十字社佐賀県支部は、あらかじめ定めた基準に基づき、被災者に対して、災害見舞品等を贈呈する。

6. 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援金の支給については、被災者の生活再建が速やかに行われるよう、県及び国等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳

等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

7. 就労支援

市及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

8. 租税の徴収猶予、減免

震災による被災者に対しての租税の徴収猶予、減免については次のとおりである。

(1) 国税

- ① 国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長【理由のやんだ日から2ヶ月】（国税通則法第11条、国税通則法施行令第3条）
- ② 法人税の申告期限の延長（法人税法第75条）
- ③ 所得税の減免（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条）
- ④ 給与所得者の源泉所得税の減免徴収猶予（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第3条）

(2) 県税

- ① 県税の申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入等の期限延長【2月以内】（地方税法第20条の5の2、第44条、佐賀県税条例第9条の2）
- ② 県税の徴収猶予【1年（やむを得ない場合2年）以内】（地方税法第15条）
- ③ 県税の減免
 - ア 個人の県民税（地方税法第45条）
 - イ 個人の事業税（地方税法第72条の62、佐賀県税条例第56条）
 - ウ 不動産取得税（地方税法第73条の31、佐賀県税条例第69条）
 - エ 鉱区税（地方税法第194条、佐賀県税条例第126条の2）
 - オ 軽油引取税（地方税法第144条の42）
 - カ 狩猟税（地方税法第700条の62、佐賀県税条例第170条）

(3) 市税

- ① 市税の申告、申請、納付、納入等の期限延長（地方税法第20条の5の2、伊万里市税条例第18条の2）
- ② 市税の徴収猶予（地方税法第15条）
- ③ 市税の減免
 - ア 市民税（地方税法第323条、伊万里市税条例第51条）
 - イ 固定資産税（地方税法第367条、伊万里市税条例第71条）
 - ウ 特別土地保有税（地方税法第605条の2、伊万里市税条例第139条の3）

9. 国民健康保険税の減免等

市は、被災した国民健康保険の被保険者に対し、次の措置を講じる。

(1) 国民健康保険税

- ① 徴収猶予（地方税法第15条）
- ② 申告、申請、請求その他書類の提出等の期限の延長（地方税法第20条の5の2、伊万里市税条例第18条の2）
- ③ 減免（地方税法第717条、伊万里市国民健康保険税条例第25条）
- ④ 延滞金の減免（地方税法第723条）
- (2) 一部負担金（国民健康保険法第44条）

特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、次の措置をとる。

 - ① 一部負担金の減額又は支払免除
 - ② 保険医療機関に対する支払いに代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

10. 生活資金の確保

(1) 災害援護資金

市は、災害弔慰金の支給に関する法律及び伊万里市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、世帯主が負傷し、相当程度の住家家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金

市は、低所得者である被災者に対し、応急生活資金として福祉資金の貸付けを行う。
県社会福祉協議会は、被災者に対し、生業費、住宅資金、災害援護資金等の生活福祉資金を貸し付ける。

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

県は、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、被災した次の者に対し、母子父子寡婦福祉資金貸付金を貸付ける。

- ① 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子
- ② 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子
- ③ 寡婦
- ④ 40歳以上の配偶者のない女子で児童を扶養していない者

11. 生活必需物資供給の調整、災害復旧用資機材の確保

(1) 生活必需物資供給の調整

市は、県と連携し、被災地の販売機構等の混乱に加えて、需要、供給の不均衡による物価の高騰防止を図るため、状況に応じ、物資供給業者に対し、需要物資の売渡し勧告・価格の引下げ勧告などで供給の調整に努め民生の安定を図る。

(2) 災害復旧用資機材の確保

市は、県と連携し、被災地の需要を満たし、物価、民生の安定を図るため、関係機関と協力して復旧用資機材の確保に努める。

12. 住宅に関する各種調査の違い等についての説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

13. 地域の経済復興の推進

(1) 中小企業者等に対する復旧・復興金融等の確保

市は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、中小企業者等の被害状況、激甚災害法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者等に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

① 被災中小企業者等に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融施策の周知を図る。

② 佐賀県中小企業特別対策資金（経営安定化貸付・災害復旧資金）の貸付を行うとともに、政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。

また、激甚災害の場合、災害融資に係る利子補給を実施する。

③ 信用力、担保力が不足した中小企業者等の融資の円滑化を図るため、佐賀県信用保証協会に対し、債務保証の促進を要請する。

④ 被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続きの簡便迅速化、貸出条件の緩和等について、特別の取扱いができるよう要請する。

(2) 農林水産業に対する復旧・復興金融等の確保

市及び県は、震災により被害を受けた農林水産業者又は農林水産業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、民生の安定を図る。

また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林水産業者の経営安定を図る。

① 天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

② 日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

第6章 津波災害対策計画

第1節 災害予防対策

<計画の目的>

津波による被害のおそれがある地域において、津波に対する安全性を確保するため保全施設の整備を推進するとともに、津波予報の伝達体制の整備に努める。

<計画の内容>

第1. 津波に強いまちづくり

1. 保全施設の整備

港湾管理者、漁港管理者、河川管理者等は、保全施設（海岸堤防、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川監理施設）の整備を推進するとともに、各施設については地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図り、必要に応じて水門等の自動化・遠隔操作化に努める。

また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようにあらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の効果を十分発揮するように適切に維持管理するものとする。

老朽化した施設については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2. 津波に強いまちの形成

市は、津波による被害のおそれがある地域において新たに構造物、施設等を整備する場合は、津波に対する安全性を確保するものとする。

また、浸水の危険性の低い場所を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所やそこに通じる避難路等の避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保等により、津波に強いまちの形成を図る。

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建物の対浪化、非常用電源の設置箇所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、市の庁舎、消防署及び警察署等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、特に万全を期する。

第2. 津波避難計画等の策定

1. 伊万里市津波避難計画の策定

市は、地震等による津波災害の発生に備え、県が作成した「佐賀県津波避難計画策定指針」等を参考に、地震により津波が発生した場合に備え、住民等の生命及び身体の安全を確保するため津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。

なお、津波災害を防止するためには、防潮堤が整備されている場合であっても避難計画に

関しては、避難者の安全に万全を期するため、これら施設が有する防止効果は考慮しないものとする。

2. 地域住民、民間事業者との協働

市は、津波避難計画を策定するにあたって、県が作成した津波浸水想定区域図を参考に地域住民、民間事業者、地域内で活動している公共的団体、自主防災組織、行政が協働し、計画をまとめていくことに努める。

3. 津波避難計画の見直し

津波避難計画は、人口やその年齢構成、道路や避難場所等の地域状況が経年的に変化していき、また、防災に関する技術面の進歩もあることから、毎年検討を加え、必要に応じ修正する。

第3. 避難収容活動

1. 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成等

市は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」に沿って、津波災害の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。

また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直すものとする。

津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制確保に努めるものとする。

2. 指定緊急避難場所及び指定避難所

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底を図るものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

県は、市が県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、指定避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

なお、指定緊急避難場所を指定して避難誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(1) 指定緊急避難場所

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地することが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。

(2) 指定避難所

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

3. 防災対応職員等の安全確保

市は、消防団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

第4. 防災知識の普及

1 防災知識の普及・啓発等

市は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

この際、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

(1) 避難行動に関する知識

ア 沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すことなど

イ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど

(2) 津波の特性に関する情報

津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性があることなど

(3) 津波に関する想定・予測の不確実性

地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所・指定避難所として指定された施設の孤立や緊急避難場所・避難所自体の被災も有り得ることなど

2. 津波防災教育の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な津波防災教育に努めるものとする。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は、全市的に行うものとする。

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、津波防災に関する教育の充実に努めるものとする。

この際、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

また、市は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを開発するなどして、津波災害と防災に関する市民の理解向上に努めるものとする。

第2節 災害応急対策

＜計画の目的＞

津波の発生が予想される場合において、津波に対する危険を回避するため、津波予報を迅速かつ的確に伝達するとともに、避難の指示等、必要な措置を講じる。

＜計画の内容＞

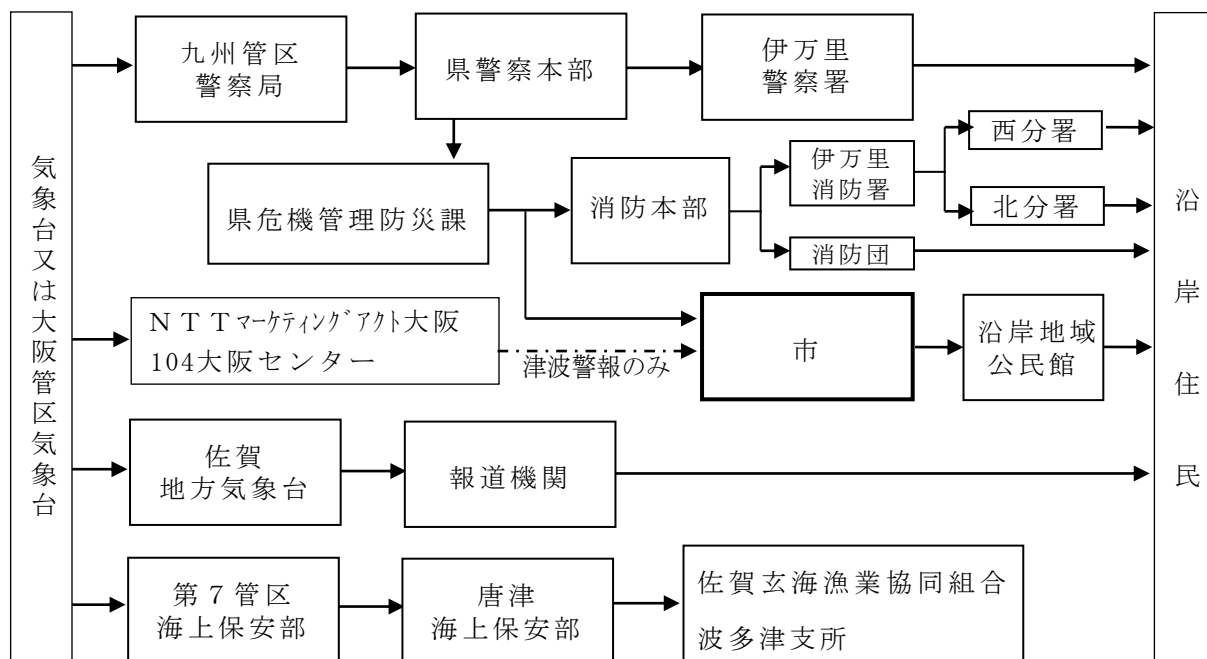
第1 津波警報等の情報伝達

1. 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、県、警察署、N T Tから通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、必要に応じ、消防本部、沿岸町公民館、自主防災組織等に通報するとともに、警察署、消防本部等へ協力を要請して、直ちに沿岸住民に周知するための広報活動を行う。

広報活動は、沿岸地域公民館、消防団等による広報車、ケーブルテレビ等により行うものとし、沿岸住民及び漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等、多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等、伝達先に漏れがないよう注意するとともに、地震・津波災害の危険度の高い施設には、情報伝達について特に配慮する。

＜津波予報の伝達系統図＞



2. 近地地震津波に対する自衛措置

- (1) 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。沿岸地域の住民は、強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて、直ちに海岸から避難し、急いで緊急避難場所に避難するものとする。

また、市は、直ちに、次の措置を講ずる。この場合において、避難行動要支援者に

対しては、自主防災組織等の協力を得るなどして、十分な配慮を行うものとする。

① 海浜、港湾等にある者、海岸付近の住民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。

② 海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。

(2) 本市に対する津波警報・津波注意報の伝達において、放送による方が早い場合があるので、地震感知後少なくとも県内及び隣県の報道機関の放送を一定時間（１時間以上）聴取する。

また、責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。報道機関からの津波警報が放送された場合においても、市は、直ちに、上記による措置をとるものとする。

(3) 市は、災害により、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなったときは、気象業務法施行令第８条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な措置を講じるものとする。また、県が設置している「佐賀県震度情報ネットワークシステム」端末の観測値等を参考に、上記(1)に掲げる措置を速やかに実施するものとする。

３．地震・津波災害に関する重要な情報の通報

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、県、県警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民に周知し、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に通報するものとする。

４．県からの津波警報・津波注意報の受信取扱い

県からの情報送信は、一斉指令システムを原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

第２ 避難対策

１．避難対策等

市（消防本部含む）は、強い地震（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合は、直ちに高齢者等避難、避難指示を実施し、県警察等と連携して安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。この際は、要配慮者に十分配慮する。

また、津波警報や避難指示の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、あらゆる手段の活用を図るものとする。

市は、消防職団員、警察官、市職員など避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。また、避難誘導や防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、気象庁

が発表する津波到達予測時刻も考慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。

第3 水防対策等

1. 水防対策等

市（水防管理者）は、津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報が発表され、必要と認める場合には、防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、気象庁が発表する津波到達予想時刻も考慮しつつ、防潮水門を閉鎖するなど適切な緊急対策を行う。

また、水防管理者は、水防警報が発せられたとき及び他の河川、海岸において水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

第4 津波に対する自衛措置

1. 津波に対する自衛措置

沿岸付近の住民、海浜にある海水浴客、釣り人、観光客等は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱く長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報・津波警報・津波注意報や避難指示等を待たず、直ちに海浜、海岸から退避し、急いで近傍の高台や緊急避難場所に避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するものとする。

第5. 防疫活動

津波災害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分配慮するものとする。